

平成 27 年 3 月

酒 の し お り

国税庁課税部酒税課

この冊子は、国税庁のホームページ
「お酒に関する情報」のコーナーでご覧いただけます。
URL <http://www.nta.go.jp/>

酒税等に関する御質問は最寄りの国税局・税務署へ。

また、この冊子をご覧になってお気づきの点、御意見等がございましたら、国税庁のホームページの「ご意見ご要望」欄からメールで、若しくは、下記の連絡先宛に郵送で、御意見をお寄せください。

〈連絡先〉

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁課税部酒税課

——— この社会、あなたの税がいきている ———

目 次

〔酒 レ ポ ー ト〕

○ 酒レポート	1
---------	---

〔酒 税 収 入〕

1 国税収入の累年比較	11
2 酒税収入の累年比較	12
付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要）	13

〔酒 類 の 品 目〕

3 酒税法における酒類の分類及び定義	14
4 酒類の製造工程図	
(1) 清酒	15
(2) 連続式蒸留しょうちゅう・原料用アルコール	16
(3) 単式蒸留しょうちゅう	17
(4) 単式蒸留しょうちゅう（泡盛）	18
(5) ビール	19
(6) ワイン	20
(7) ウイスキー	21

〔酒 税 の 税 率〕

5 酒税率一覧表（平成18年5月1日～）	22
付表1 主要酒類の酒税等負担率表	23
付表2 酒税等の負担率の推移	23

〔製 成 数 量〕

6 酒類製成数量の推移	24
付表1 酒類製成数量の内訳表	26
付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の内訳表	27

〔課税数量及び課税額〕

7 酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）	28
付表 酒類課税数量の内訳表（国税局分及び税関分の合計）	30
8 酒類課税数量の推移（国税局分）	31
付表1 酒類課税数量の内訳表（国税局分）	33
付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表（国税局分）	34
9 酒類課税数量の推移（税関分）	35
付表1 酒類課税数量の内訳表（税関分）	37

付表2	国産品・輸入品別課税数量の推移	38
10	酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計）	39
付表	酒税課税額の内訳表（国税局分及び税関分の合計）	41
11	酒税課税額の推移（国税局分）	42
付表	酒税課税額の内訳表（国税局分）	44
〔販売（消費）数量〕		
12	酒類販売（消費）数量の推移	45
付表	酒類販売（消費）数量の内訳表	47
13	平成25年度成人1人当たりの酒類販売（消費）数量表（都道府県別）	48
〔免 許 場 数〕		
14	酒類等製造免許場数の推移	49
付表1	地ビール製造場（者）数の推移	50
付表2	果実酒製造場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））	50
付表3	濁酒製造場（者）数の推移（特定酒類（その他醸造酒））	51
付表4	果実酒製造場（者）数の推移（特産酒類（果実酒））	51
付表5	リキュール製造場（者）数の推移（特産酒類（リキュール））	52
15	酒類販売業免許場数の推移	53
〔酒類業者の概況〕		
16	酒類販売業者の概況	54
〔酒 類 の 表 示〕		
17	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示義務事項一覧表	58
18	単式蒸留しょうちゅうの例外表示	59
19	清酒の製法品質表示基準	60
20	未成年者の飲酒防止に関する表示基準	64
21	地理的表示に関する表示基準	66
22	酒類における有機等の表示基準	68
23	酒類の表示の基準における重要基準を定める件	71
〔酒類容器のリサイクル〕		
24	酒類容器等の3R（スリーアール）の推進	72
〔未成年者の飲酒防止〕		
25	未成年者の飲酒防止等に関する取組等	74
26	未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱	77
27	酒類自動販売機の設置状況	82

28	「未成年者飲酒防止への取組」 7か条	84
	〔アルコール健康障害対策〕	
29	アルコール健康障害対策基本法の概要	85
	〔酒類販売管理者制度〕	
30	酒類販売管理者制度	87
	〔公正取引の確保〕	
31	酒類に関する公正な取引のための指針	88
32	酒類の取引状況等実態調査実施状況 平成25事務年度分（平成25年7月～平成26年6月）	93
	〔酒類業の活性化・経営革新支援〕	
33	中小酒類業の活性化支援	101
34	経営革新計画等の制度の概要	102
	〔独立行政法人酒類総合研究所〕	
35	独立行政法人酒類総合研究所の概要	103
	〔酒 類 業 組 合〕	
36	酒類業組合等構成図表	105
	〔輸出環境の整備〕	
37	日本産酒類の輸出環境整備に関する国税庁の最近の取組	106
38	酒類の輸出金額・数量の推移	107
39	酒類の輸入金額・数量の推移	108
40	清酒・しょうちゅうの主な輸出先（平成26年）	109
	〔放射性物質に対する酒類の安全性確保〕	
41	放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について	110
	〔そ の 他〕	
42	国税庁の使命	113
43	平成25事務年度 国税庁実績評価書（抄）	114
	〔参 考〕	
○	国税局及び酒類指導官設置署等一覧表（平成27年1月5日現在）	122

酒レポート 平成27年3月

はじめに

酒類は、「百薬の長」と言われているほか、その国の食文化とも関わりの深い伝統性を有した代表的な嗜好品の一つですが、アルコール飲料であるため致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物資でもあります。さらに、生活必需品ではなく、嗜好や経済力に応じて消費される酒類は、その背後にある担税力に着目して酒税が課される担税物資でもあります。

酒税は、明治以降、地租とともに政府の大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成25年度においては、酒税が国税収入に占める割合は2.7%となっています。酒税は、景気の影響を受けにくく、平成25年度の税収は1.37兆円と安定した税収が見込ま

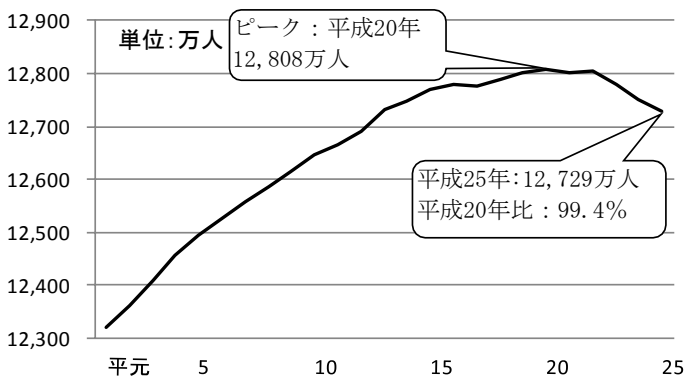
れることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

このように、酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業については免許制度が採用されています。

国税庁は、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に対する取組も行っています。

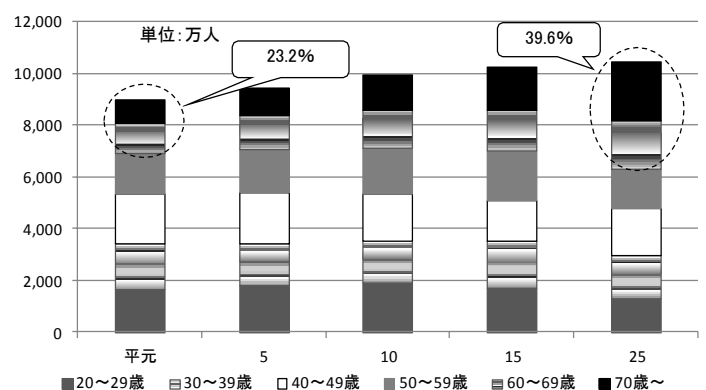
更に近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備などにも取り組んでいます。

図1 人口の推移



資料: 統計局人口推計 (長期時系列データ・各年次)

図2 成人人口の推移 (年齢層別)



資料: 統計局人口推計 (長期時系列データ・各年次)

以下、酒類業を取り巻く環境や酒類業の現状について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、諸問題に対する国税庁の取組を紹介します。

1 酒類業を取り巻く環境

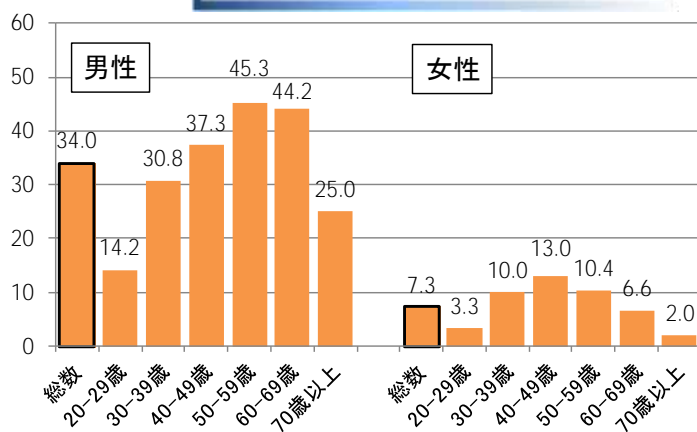
(1) 国内市場環境

国内の市場環境は、平成20年に1億2,808万人であった人口が減少傾向にあるとともに、その構成においても、成人人口に占める60歳以上の割合が、平成元年度の23.2%から平成25年度には39.6%へ増加するなど、人口減少社会の到来、高齢化が進展しています。【図1、図2参照】

酒類の消費習慣のある者は、男女ともに30歳代から50歳代にかけて多くなっており、60歳以上では飲酒習慣のある者が減少する傾向がありますので、このような人口構成の変化が酒類の消費に与える影響は大きいものと考えられます。【図3参照】

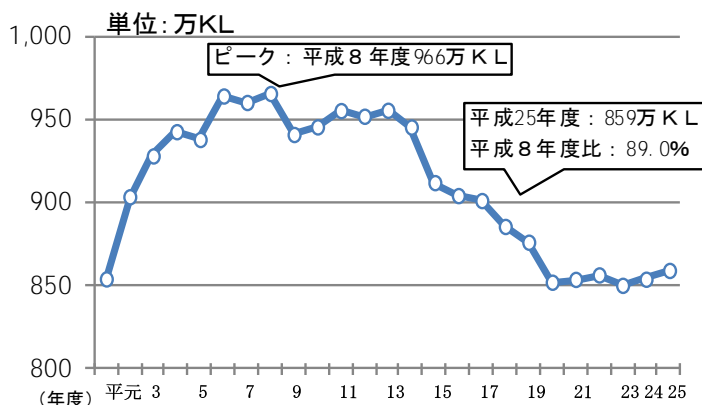
このような環境の変化を背景に、酒類の

図3 飲酒習慣のある者の割合
(性・年齢階級別)



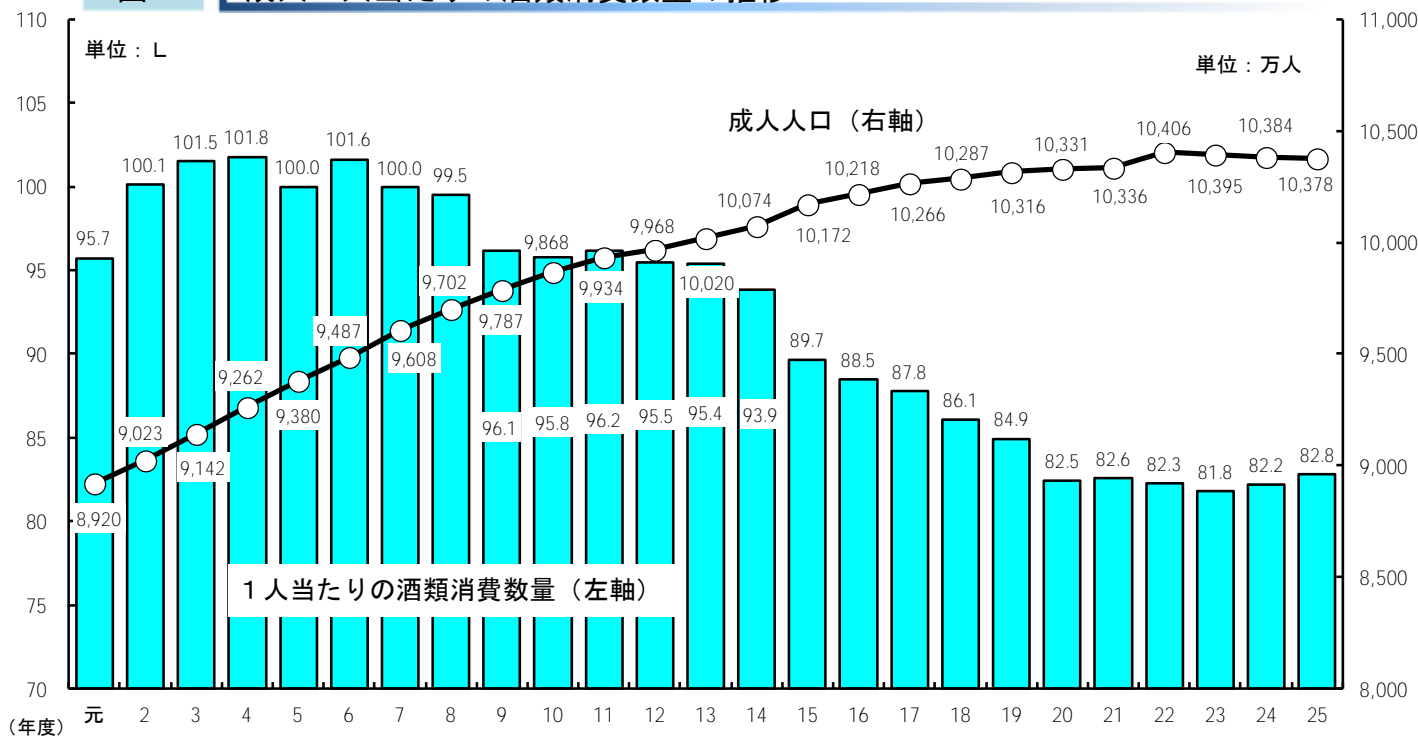
資料：平成24年国民健康・栄養調査報告（厚生労働省）
第41表を再編加工

図4 酒類販売（消費）数量の推移



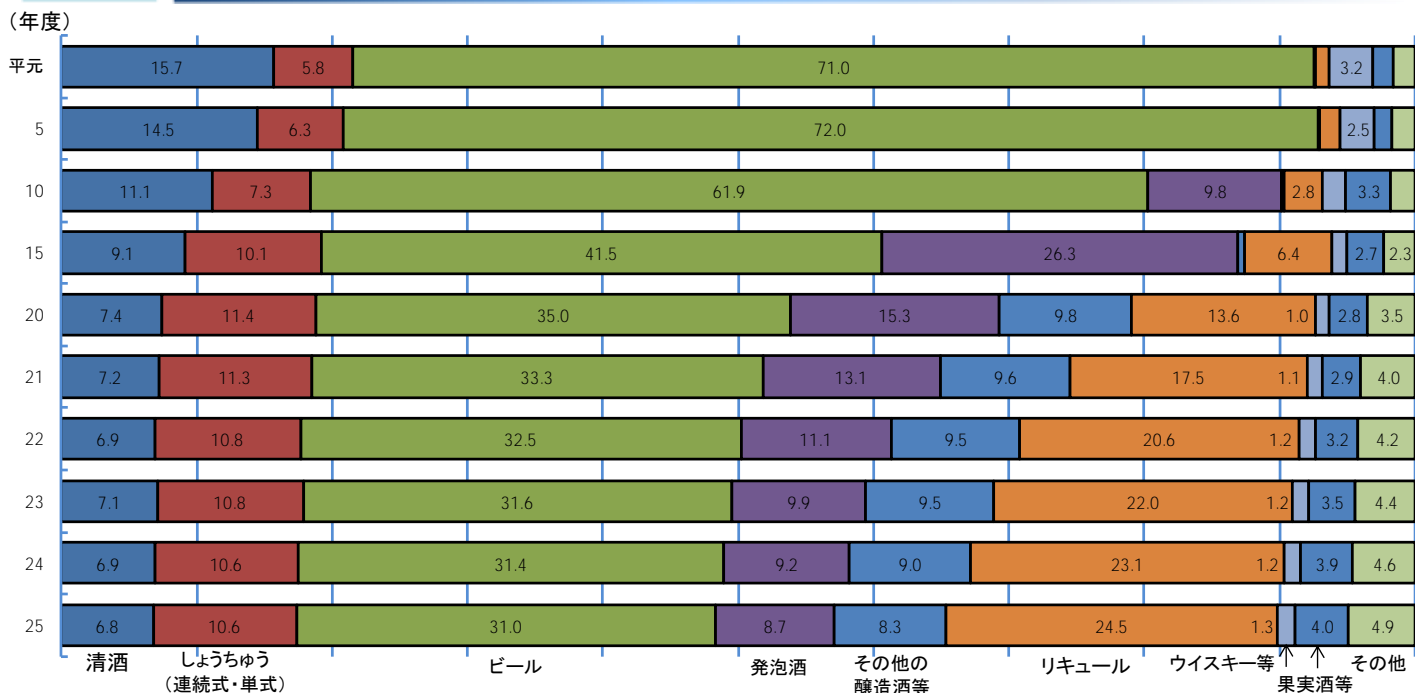
資料：国税庁統計年報（以下の図表において、特記がない資料は国税庁統計年報による。）

図5 成人1人当たりの酒類消費数量の推移



資料：成人人口は、「人口推計年報（各年10月1日現在）」（総務省統計局）による。
注釈：沖縄分は含まない。

図6 各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移



販売（消費）数量は平成8年度の966万KLをピークとして減少してきています。【図4参照】

また、成人1人当たりの酒類消費数量は平成4年度の101.8Lをピークとして減少傾向にあり、平成25年度には82.8Lとおよそ8割に減少しています。この間、成人人口は増加傾向であったことを踏まえると、飲酒習慣のある者においても、その飲酒量は減少しているものと考えられます。【図5参照】

続いて、各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移をみると、平成5年度以降、その構成が大きく変化していることが分かります。特にビールの構成比率は大きく減少していますが、これはリキュールやその他の醸造酒等の構成比率が増加していることから、ビールからチューハイやビールに類似した低価格ないわゆる新ジャンル飲料に消費が移行していることによるものと考えられます。【図6参照】

(2) 海外市場環境

WHOが2014年に発表した調査報告によると、2010年の1人当たりの純アルコール消費数量について、アメリカ地域、南東アジア地域、西太平洋地域の消費数量が2005年時点よりも増加しており、世界全体の消費数量も増加していることが分かります。【表1参照】

また、主要国1人当たりの年間の純アルコール消費量をみると、アメリカやイギリスではビール、フランスではワイン、ロシアや

表1 世界の地域区分別アルコール消費傾向

(単位：L)

地域区分	2005	2010	増減値
アフリカ地域	4.3	4.2	Δ 0.1
アメリカ地域	6.7	7.2	0.5
東地中海地域	0.3	0.3	0
ヨーロッパ地域	9.5	9	Δ 0.5
南東アジア地域	0.7	1.8	1.1
西太平洋地域	4.6	5.1	0.5
世界全体	4.3	4.7	0.4

資料：世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2014」

注釈：各地域内の国（地域）における、1人当たりのアルコール消費数量を基に、人口等を考慮し3区分に分類したものである。

中国では蒸留酒というように、その国ごとに多く消費される酒類が異なっていることが分かります。【表2参照】

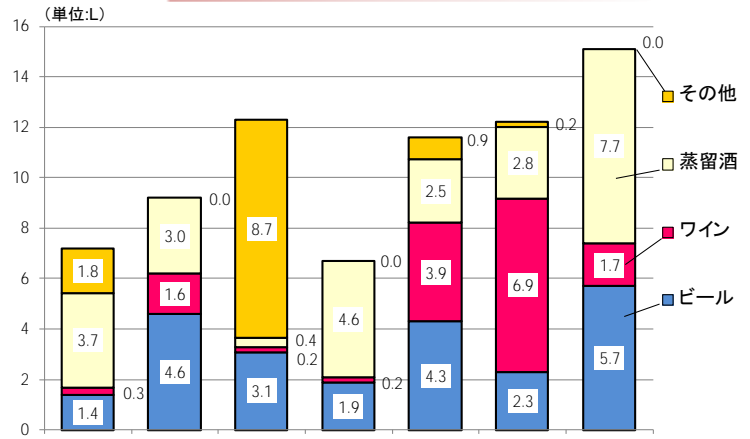
2 酒類業の現状

(1) 酒類の製造業と販売業の状況

まずは、酒類の製造業の状況について概観します。酒類を製造するには酒類製造免許を酒類の品目や製造する場所ごとに取得する必要があります。酒類製造免許は税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しており、平成25年度の酒類製造免許場数（各酒類を通じたもの）は3,089場となっています。

酒類製造免許場数は、総数として長期で見れば減少傾向にあるものの、大きな変化は生じていません。【図7参照】品目別に平成19年度と比べると、清酒製造免許場数が10.5%、ビール製造免許場数が21.2%減少しており、果実酒製造免許場数が15.9%、その他製造免許場数が31.3%増加しています。なお、その他製造免許場数の増加幅が大きくなっていますが、その要因としては、構造改革特別区域法によりその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）の製造場や特産品を用いた酒類の製造場が増加していることが挙げられます。【図8参

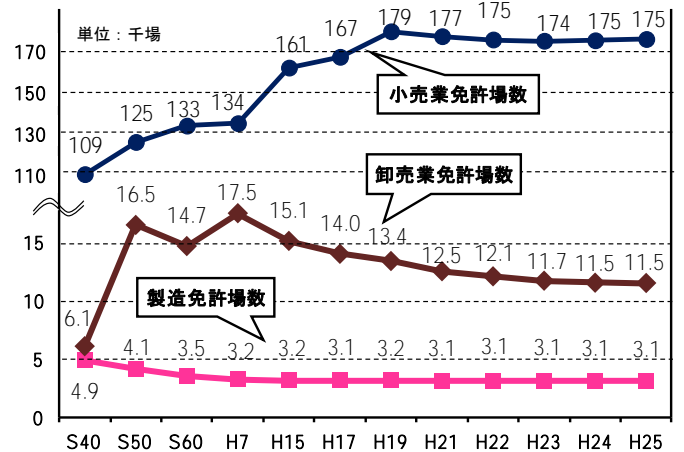
表2 主要国の一人当たりの年間純アルコール消費量（2010）



資料：世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2014」

注釈：15歳以上を対象として算定している。

図7 酒類業免許場数の推移



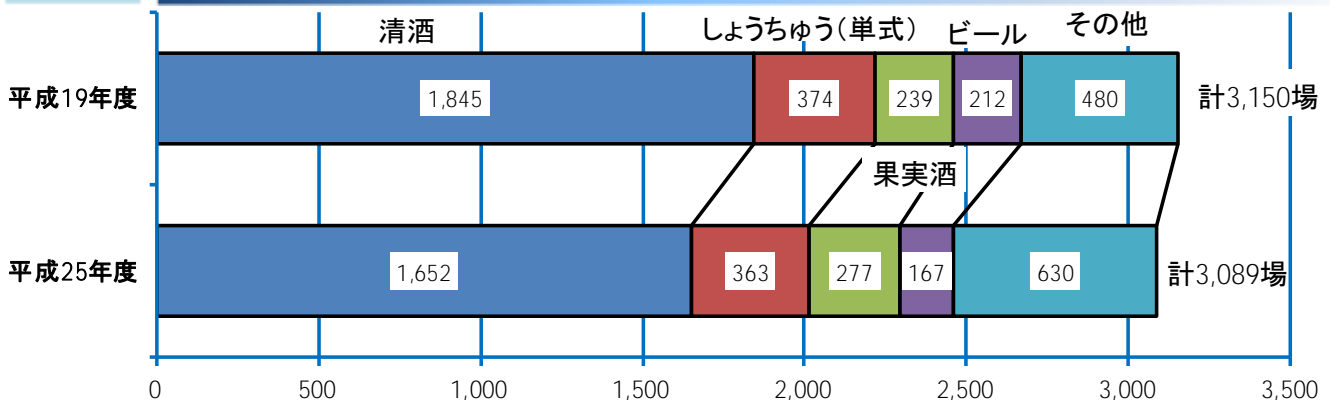
注釈：1 各会計年度の末日（3月31日）の場数である。

2 小売業免許場数は一般酒類小売業免許の場数である。

照】

次に、酒類の販売業の状況について概観します。酒類の販売業を行うには酒類販売

図8 酒類製造業の現状



注釈：複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

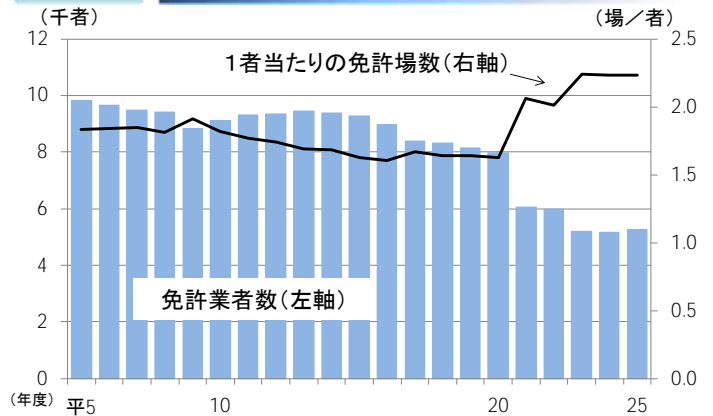
業免許を販売場ごとに取得する必要があります。酒類販売業免許は酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分し、税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しており、平成25年度の酒類卸売業免許場は11,490場、一般酒類小売業免許場は175,356場となっています。

酒類卸売業免許場数は、総数としては減少傾向にあります。1業者当たりの卸売免許場数については、酒類卸売業における地場卸の統合や系列化・集約化が進んだことにより、平成21年度以降増加しましたが、近年は横ばいの傾向にあります。【図7、図9参照】

また、一般酒類小売業免許場数は、需給調整要件の段階的な緩和の結果、免許場数は増加していましたが、平成19年度をピークに、近年は減少傾向にあります。【図7参照】

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の酒類小売業への参入が進んだ結果、酒類小売免許場の業態別構成比ではこれらの業態の比率が増加する一方で、一般酒販

図9 1業者当たりの卸売免許場数の推移



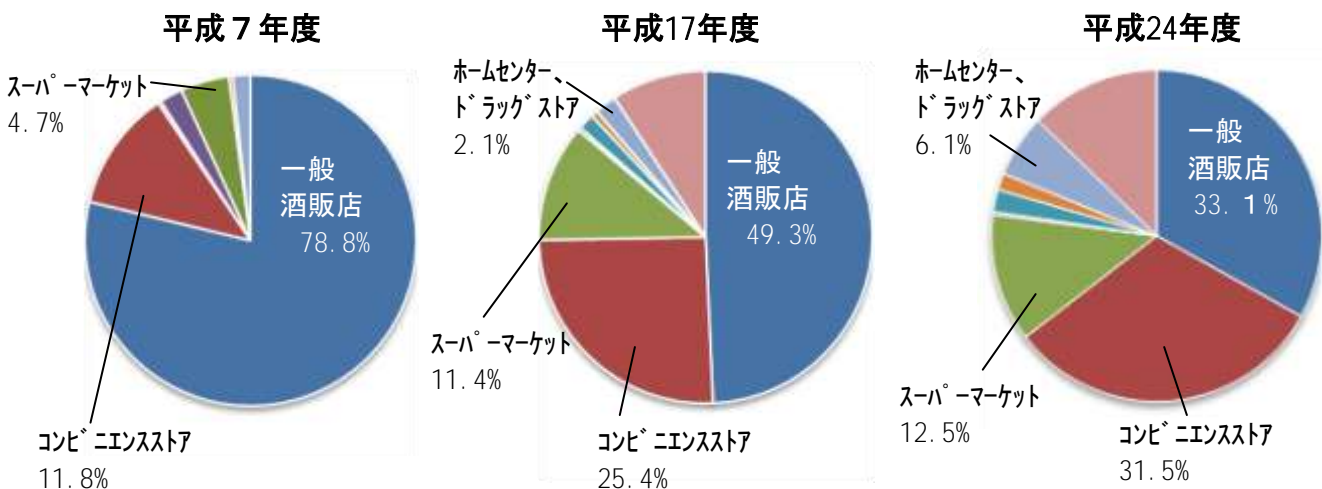
店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。【図10参照】

(2) 酒税の課税状況

日本の租税収入における酒税収入割合は、明治35年度にはおよそ3割強を占めており、日本が近代国家として発展する過程において重要な役割を果たしていました。

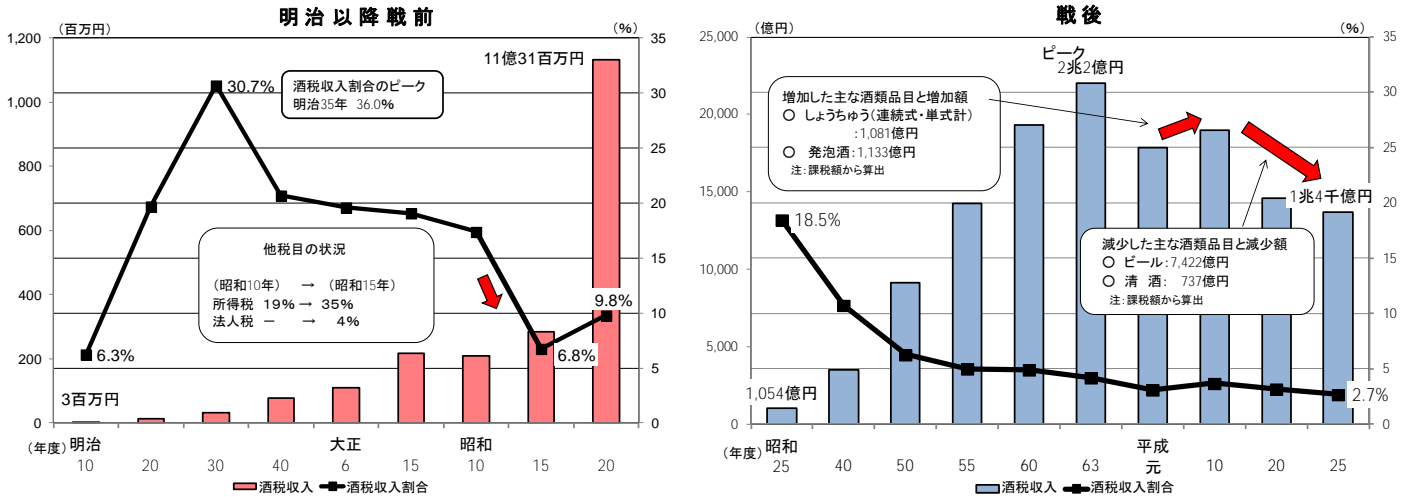
戦後においても、長らく租税収入の1割超を担っていましたが、経済発展により法人税や所得税の収入が増加したためその割合は低下しているものの、平成25年度の税収は1.37兆円となっており、安定した租税

図10 小売免許場の業態別構成比



資料：平成7年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。平成24年度は酒類小売業者の概況（平成25年度調査分）による。

図11 酒税収入と国税における酒税収入割合の推移



収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図11参照】

近年の酒類の課税数量と課税額の推移をみると、課税数量は平成11年度の1,017万KL、課税額は平成6年度の2.11兆円をそれぞれピークに、平成25年度には904万KL、1.37兆円といずれも減少しています。【図12参照】

次に、平成25年度における酒税の課税実績をみると、全課税数量のおよそ3割がビール（284万KL）であり、発泡酒（76万

KL）、チューハイや新ジャンル飲料が大部分を占めるリキュール（227万KL）、その他の醸造酒（62万KL）を合わせると、これら低アルコール飲料でおよそ7割を占めます。また、酒税の課税額ではおよそ5割がビール（6,239億円）によるものとなっています。【図13参照】

(3) 輸出の状況

日本から輸出される酒類は近年増加傾向にあり、平成26年の酒類の輸出金額は、294

図12 酒類課税数量と課税額の推移

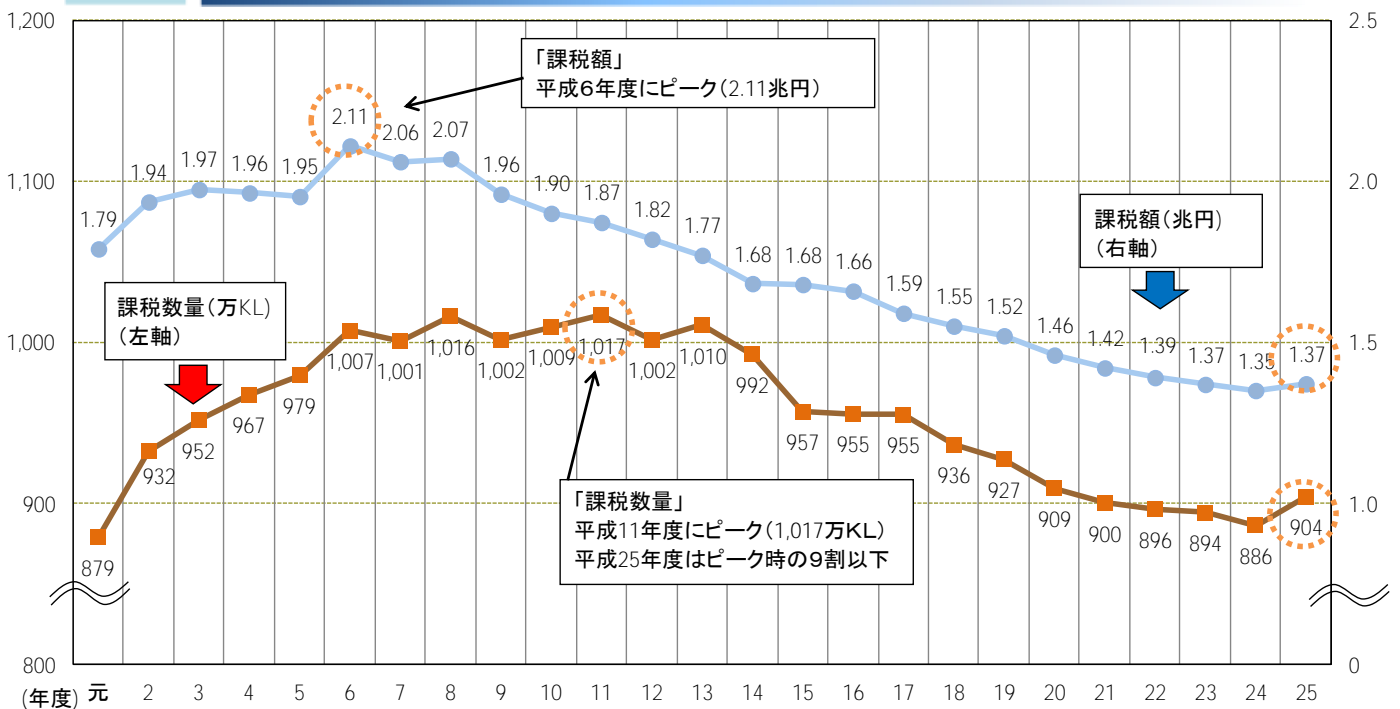
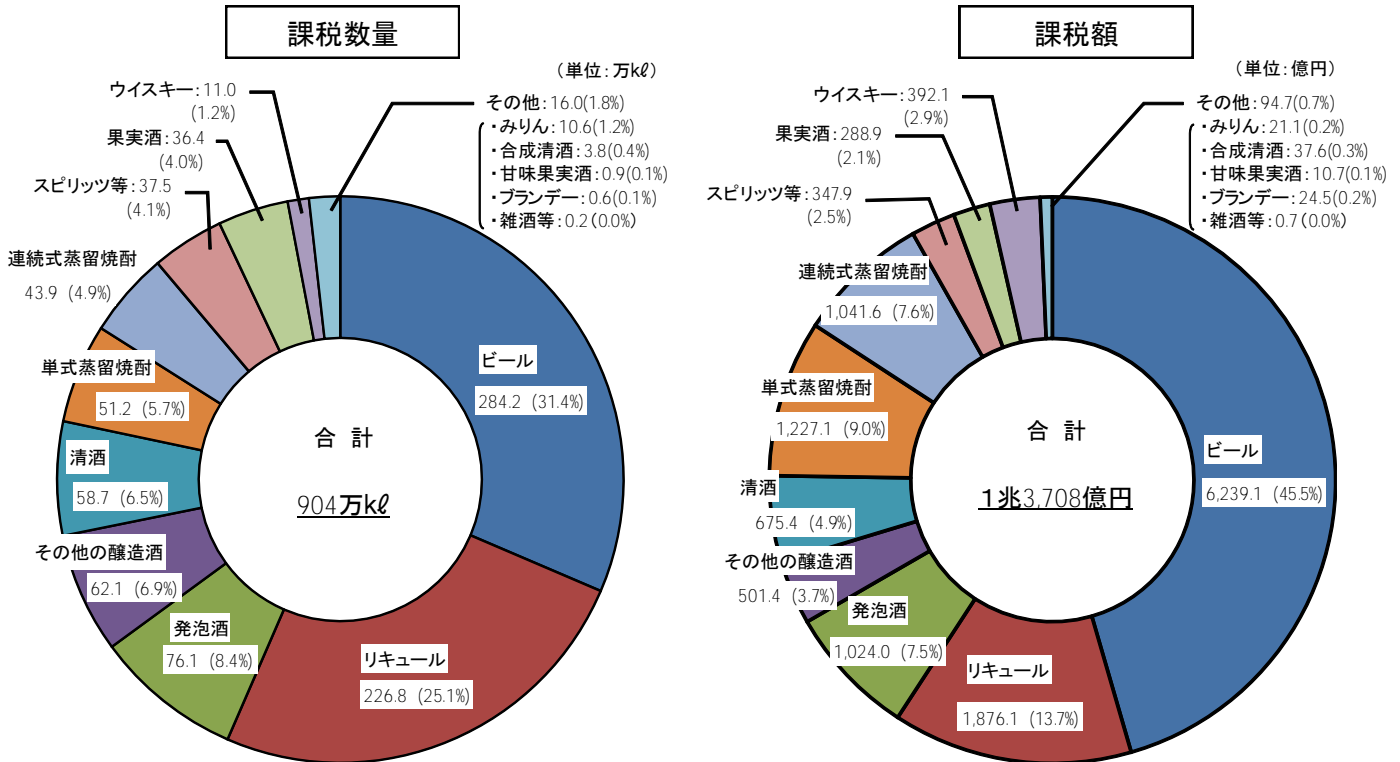


図13 酒税の課税実績（平成25年度）



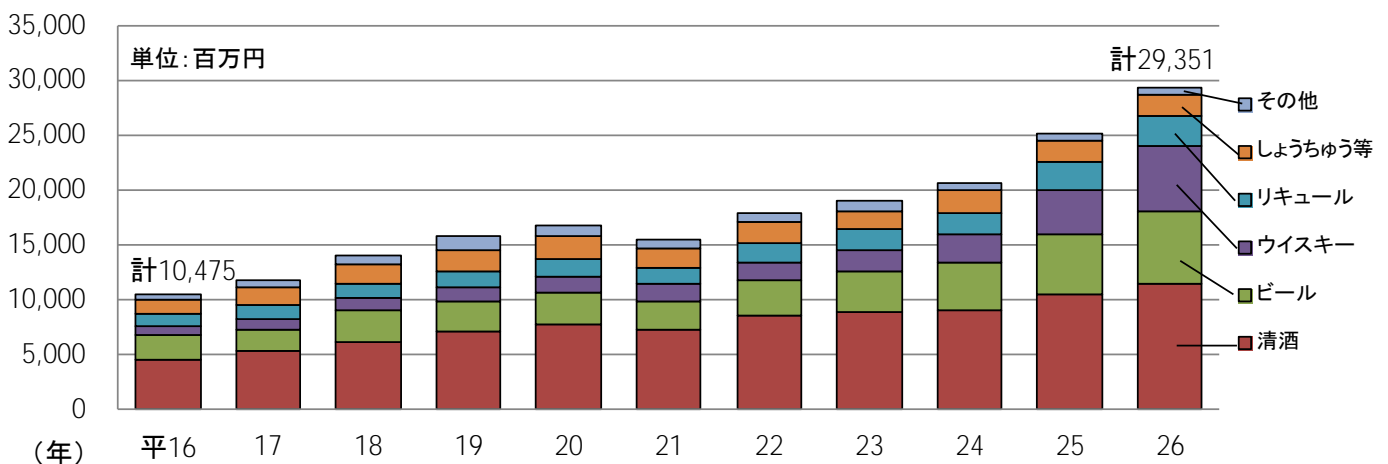
注釈：1 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、雑酒等には粉末酒を含む。
2 () 内は構成比。

億円と過去最高を記録し、10年前（平成16年）の輸出金額105億円の約2.8倍となっています。特に、清酒については平成16年が45億円、平成26年が115億円と、約2.6倍となっています。【図14参照】

輸出される酒類のうち、清酒について国（地域）別でみると、アメリカ合衆国が数量、金額ともに最大であり、輸出金額割合が約4割、輸出数量割合が約3割を占めて

います。香港は輸出金額割合では15.9%と2番目ですが、輸出数量割合では9.9%と、大韓民国や台湾よりも少なくなっています。反面、輸出数量割合が19.7%とアメリカ合衆国に次ぐ規模である大韓民国は、輸出金額割合では香港よりも少なくなっているなど、輸出先の国（地域）によって輸出される清酒の主要な価格帯が異なっています。【表3参照】

図14 酒類の輸出金額の推移



資料：財務省貿易統計

表3 清酒の国（地域）別輸出状況
（金額順・平成26年）

	国（地域）	金額 （百万円）	輸出全 体に占 める割 合 （%）	数量 （kL）	輸出全 体に占 める割 合 （%）
1	アメリカ合衆国	4,128	35.9	4,341	26.6
2	香港	1,829	15.9	1,613	9.9
3	大韓民国	1,314	11.4	3,221	19.7
4	中華人民共和国	690	6.0	1,074	6.6
5	台湾	638	5.5	1,742	10.7
6	シンガポール	512	4.5	455	2.8
7	カナダ	290	2.5	480	2.9
8	オーストラリア	270	2.3	334	2.0
9	英国	240	2.1	288	1.8
10	タイ	187	1.6	441	2.7
	合計	11,507	100.0	16,316	100.0

資料：財務省貿易統計

3 酒税行政の取組

(1) 免許・酒税調査等

酒類の製造及び販売業の免許事務については、免許付与手続の公平性及び統一性の確保に努めるとともに、制度の趣旨を踏まえ、申請等に対して適正かつ厳格な審査を行っています。また、長期間休造又は休業中の酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握等に努め、免許の取消処分を行うなど、適切に対処しています。

酒税調査については、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目的として、効率的・効果的な実施に努めるほか、酒類の無免許製造や無免許販売など酒税法に違反する行為が認められる場合には、国税犯則取締法に基づき犯則調査を実施し、厳正かつ適切な処理に努めています。

そのほか、酒税の保全、酒類の取引の円

滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、酒類の表示に関して、風評等により不適切な表示についての情報を把握した場合には、機を逸することなく調査を実施するとともに、表示違反等を把握した場合には、法令に基づいて厳正に対処しています。

(2) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」といいます。）を実施しています。

取引実態調査において指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、酒類業者に自主的な取組を促す観点から、主な事例を公表しています。また、法令違反などが思料される場合は公正取引委員会と連携を図り適切に対応しています。

(3) 社会的要請への対応

平成22年のWHO総会において「アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略」が決議され、平成26年6月には「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。また、食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制などを通じた循環型社会の構築も求められています。

このような社会的要請に応えるため、酒

類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図っています。また、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行っています。

(4) 輸出環境の整備

日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパン推進の一環として、官民一丸となって取組を進めています。

平成26年6月に改訂された「「日本再興戦略」改訂 2014 -未来への挑戦-」においても、「新たな政府横断的クールジャパン推進体制の構築」の一環として引き続き「日本食・日本産酒類の海外展開」が盛り込まれています。

国税庁では、関係府省と連携しながら国際交渉等の機会を通じて貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけを行っているほか、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPR、酒類の品質評価、安全性等に関する情報発信、海外のワイン専門家を対象とする酒類教育機関の日本酒プログラムへの協力などの酒類の専門的知識等の国内外への普及・啓発等に取り組んでいます。

平成26年には、ブラジルW杯のジャパンプレゼンテーションに職員を派遣して日本産酒類のPRを行ったほか、外務省・日本酒造組合中央会と協力して在京の各国大使を対象とした酒蔵ツアーを開催いたしました。

また、日本産酒類の輸出動向について

は、平成25年に引き続き、平成26年においても、年間輸出金額が過去最高となりました。

(5) 酒類業の健全な発達に向けた技術的指導等

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等を行っています。

また、鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、独立行政法人酒類総合研究所で行っています。



1 国 税 収 入 の 累 年 比 較

区 分	17		18		19		20		21		22		23		24		25		26	
	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %
直接税	315,411	60.3	335,000	61.9	323,270	61.4	264,506	57.7	212,940	52.9	246,224	56.3	258,580	57.2	276,251	58.7	311,380	60.8	312,442	56.2
所得税	155,859	29.8	140,541	26.0	160,800	30.5	149,851	32.7	129,139	32.1	129,844	29.7	134,762	29.8	139,925	29.7	155,308	30.3	158,170	28.4
(内源泉分)	129,558	24.8	114,943	21.2	129,285	24.6	121,612	26.5	104,995	26.1	106,770	24.4	110,108	24.4	114,725	24.4	127,592	24.9	131,450	23.6
(内申告分)	26,301	5.0	25,598	4.7	31,515	6.0	28,239	6.2	24,144	6.0	23,073	5.3	24,654	5.5	25,200	5.4	27,717	5.4	26,720	4.8
法人税	132,736	25.4	149,179	27.6	147,444	28.0	100,106	21.8	63,564	15.8	89,677	20.5	93,514	20.7	97,583	20.7	104,937	20.5	105,130	18.9
相続税	15,657	3.0	15,186	2.8	15,026	2.9	14,549	3.2	13,498	3.4	12,504	2.9	14,744	3.3	15,039	3.2	15,743	3.1	17,480	3.1
地価税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別会計分	11,159	2.1	30,094	5.6	-	-	0	0.0	6,739	1.7	14,200	3.2	15,560	3.4	23,703	5.0	35,391	6.9	31,662	5.7
間接税等	207,493	39.7	206,169	38.1	203,289	38.6	193,803	42.3	189,495	47.1	190,850	43.7	193,174	42.8	194,242	41.3	200,894	39.2	243,664	43.8
酒税	15,853	3.0	15,473	2.9	15,242	2.9	14,614	3.2	14,168	3.5	13,893	3.2	13,693	3.0	13,496	2.9	13,709	2.7	13,410	2.4
消費税	105,834	20.2	104,633	19.3	102,719	19.5	99,689	21.8	98,075	24.4	100,333	23.0	101,946	22.6	103,504	22.0	108,293	21.1	153,390	27.6
たばこ税	8,867	1.7	9,272	1.7	9,253	1.8	8,509	1.9	8,224	2.0	9,077	2.1	10,315	2.3	10,179	2.2	10,375	2.0	9,220	1.7
揮発油税	21,676	4.1	21,174	3.9	21,105	4.0	18,894	4.1	27,152	6.7	27,501	6.3	26,484	5.9	26,219	5.6	25,743	5.0	25,450	4.6
石油ガス税	142	0.0	140	0.0	137	0.0	130	0.0	123	0.0	119	0.0	113	0.0	107	0.0	103	0.0	100	0.0
航空機燃料税	886	0.2	905	0.2	880	0.2	836	0.2	793	0.2	749	0.2	462	0.1	494	0.1	522	0.1	530	0.1
石油石炭税	4,931	0.9	5,117	0.9	5,129	1.0	5,110	1.1	4,868	1.2	5,019	1.1	5,191	1.1	5,669	1.2	5,995	1.2	6,130	1.1
電源開発促進税	-	-	-	-	3,522	0.7	3,405	0.7	3,293	0.8	3,492	0.8	3,314	0.7	3,280	0.7	3,283	0.6	3,270	0.6
自動車重量税	7,574	1.4	7,350	1.4	7,399	1.4	7,170	1.6	6,351	1.6	4,465	1.0	4,478	1.0	3,969	0.8	3,814	0.7	3,870	0.7
関税	8,857	1.7	9,440	1.7	9,410	1.8	8,831	1.9	7,319	1.8	7,859	1.8	8,742	1.9	8,972	1.9	10,344	2.0	10,450	1.9
とん税	91	0.0	93	0.0	96	0.0	94	0.0	89	0.0	95	0.0	97	0.0	98	0.0	100	0.0	100	0.0
その他	2	0.0	7	0.0	3	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	2	0.0	0	0.0	1	-	-	-
印紙収入	11,688	2.2	12,181	2.3	12,018	2.3	10,884	2.4	10,676	2.7	10,240	2.3	10,469	2.3	10,777	2.3	11,261	2.2	10,560	1.9
特別会計分	21,092	4.0	20,384	3.8	16,376	3.1	15,636	3.4	8,363	2.1	8,007	1.8	7,868	1.7	7,475	1.6	7,353	1.4	7,184	1.3
合 計	522,905	100.0	541,169	100.0	526,558	100.0	458,309	100.0	402,433	100.0	437,074	100.0	451,754	100.0	470,492	100.0	512,274	100.0	556,106	100.0

(注) 1 平成25年度までは決算額、平成26年度は補正後予算額である。

2 電源開発促進税については、平成19年度から一般会計に組み入れられた。

3 億円単位未満の値については四捨五入しているため、各項目の合計と合計欄の金額は一致しない。

2 酒 税 収 入 の 累 年 比 較

年 度	国 税 収 入		酒 税 収 入			間 接 税 比 率
	総 額	対 前 年 比	収 入 額	対 前 年 比	対 国 税 収 入	
	億 円	%	億 円	%	%	%
昭和						
50	145,042	92.1	9,140	108.7	6.3	30.7
55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
56	304,551	107.4	16,639	116.8	5.5	29.9
57	320,031	105.1	17,713	106.5	5.5	29.2
58	341,621	106.7	18,126	102.3	5.3	29.0
59	367,748	107.6	18,600	102.6	5.1	28.5
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,003	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,007	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,977	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,139	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.4	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	458,442	91.7	16,804	95.2	3.7	43.7
15	453,694	99.0	16,842	100.2	3.7	43.9
16	481,029	106.0	16,599	98.6	3.5	41.8
17	522,905	108.7	15,853	95.5	3.0	39.7
18	541,169	103.5	15,473	97.6	2.9	38.1
19	526,558	97.3	15,242	98.5	2.9	38.6
20	458,309	87.0	14,614	95.9	3.2	42.3
21	402,433	87.8	14,168	96.9	3.5	47.1
22	437,074	108.6	13,893	98.1	3.2	43.7
23	451,754	103.4	13,693	98.6	3.0	42.8
24	470,492	104.1	13,496	98.6	2.9	41.3
25	512,274	108.9	13,709	101.6	2.7	39.2
26	556,106	108.6	13,410	97.8	2.4	43.8

(注) 国税には、特別会計分を含み、平成25年度までは決算額、平成26年度は補正後予算額である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年次	事項
明治 4 年 7 月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定
明治 8 年 2 月	酒類税則の制定
明治 13 年 9 月	酒造税則の制定
明治 26 年 4 月	酒精営業税法の制定
明治 29 年 3 月	酒造税法の制定
明治 34 年 10 月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明治 34 年 12 月	麦酒税法の制定
明治 38 年 1 月	酒造組合法の制定
昭和 13 年 4 月	酒類販売業が免許制度となる
昭和 14 年 3 月	酒類の価格が統制価格となる
昭和 15 年 3 月	酒税法の制定 (造石税、庫出税の併課)
昭和 16 年 11 月	酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭和 18 年 4 月	庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体の制定
昭和 19 年 4 月	造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭和 22 年 3 月	酒類業団体の制定を酒類業組合法に改正
昭和 23 年 7 月	酒類業組合法の廃止
昭和 24 年 6 月	国税庁が発足
昭和 28 年 2 月	酒税法 (現行法) の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (酒類業組合法・現行法) の制定
昭和 35 年 10 月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭和 37 年 4 月	酒税法の大幅改正 (酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への従価税制度の採用、申告納税制度の採用)
昭和 39 年 6 月	基準販売価格制度の廃止 (自由価格となる)
昭和 42 年 6 月	登録免許税法の制定 (酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税)
平成 元年 4 月	酒税法等の大幅改正 (級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設)
平成 6 年 4 月	酒税法の一部改正 (ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等)
平成 9 年 10 月	酒税法の一部改正 (WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し)
平成 10 年 5 月	
平成 12 年 12 月	酒税法の一部改正 (酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加)
平成 15 年 4 月	酒税法の一部改正 (酒類等の検定制度の廃止等)
平成 15 年 7 月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定 (時限立法、平成18年8月に緊急調整地域の指定が失効)
平成 15 年 9 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正 (免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設)
平成 18 年 5 月	酒税法等の一部改正 (酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正)

3 酒税法における酒類の分類及び定義

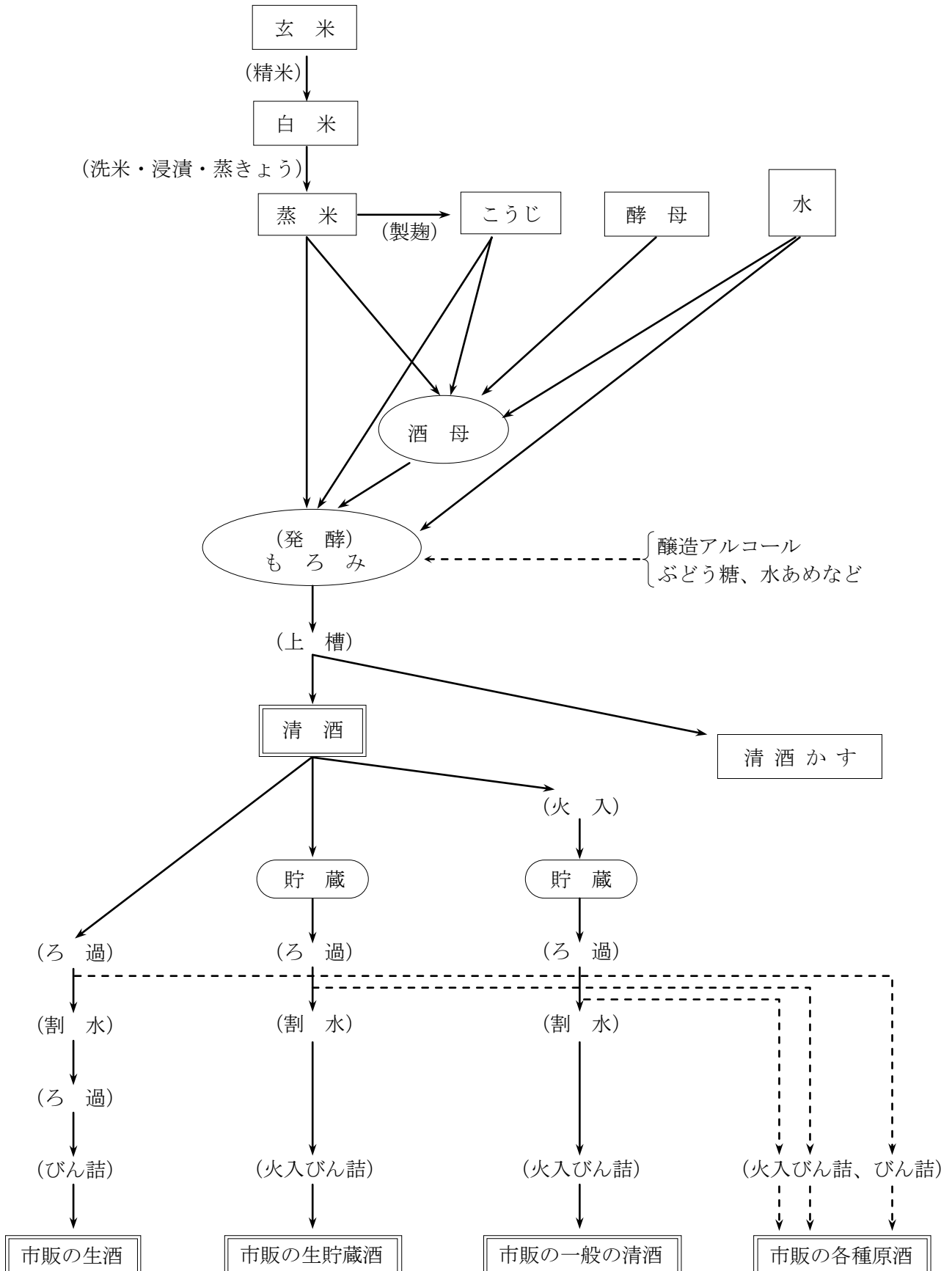
酒類	種 類		内 訳 (酒税法第3条第3号から第6号まで)
	酒	類	
アルコール分1度以上の飲料 (酒税法第2条)	発泡性酒類		ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類 (ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)
	醸造酒類(注)		清酒、果実酒、その他の醸造酒
	蒸留酒類(注)		連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
	混成酒類(注)		合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

(注) その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

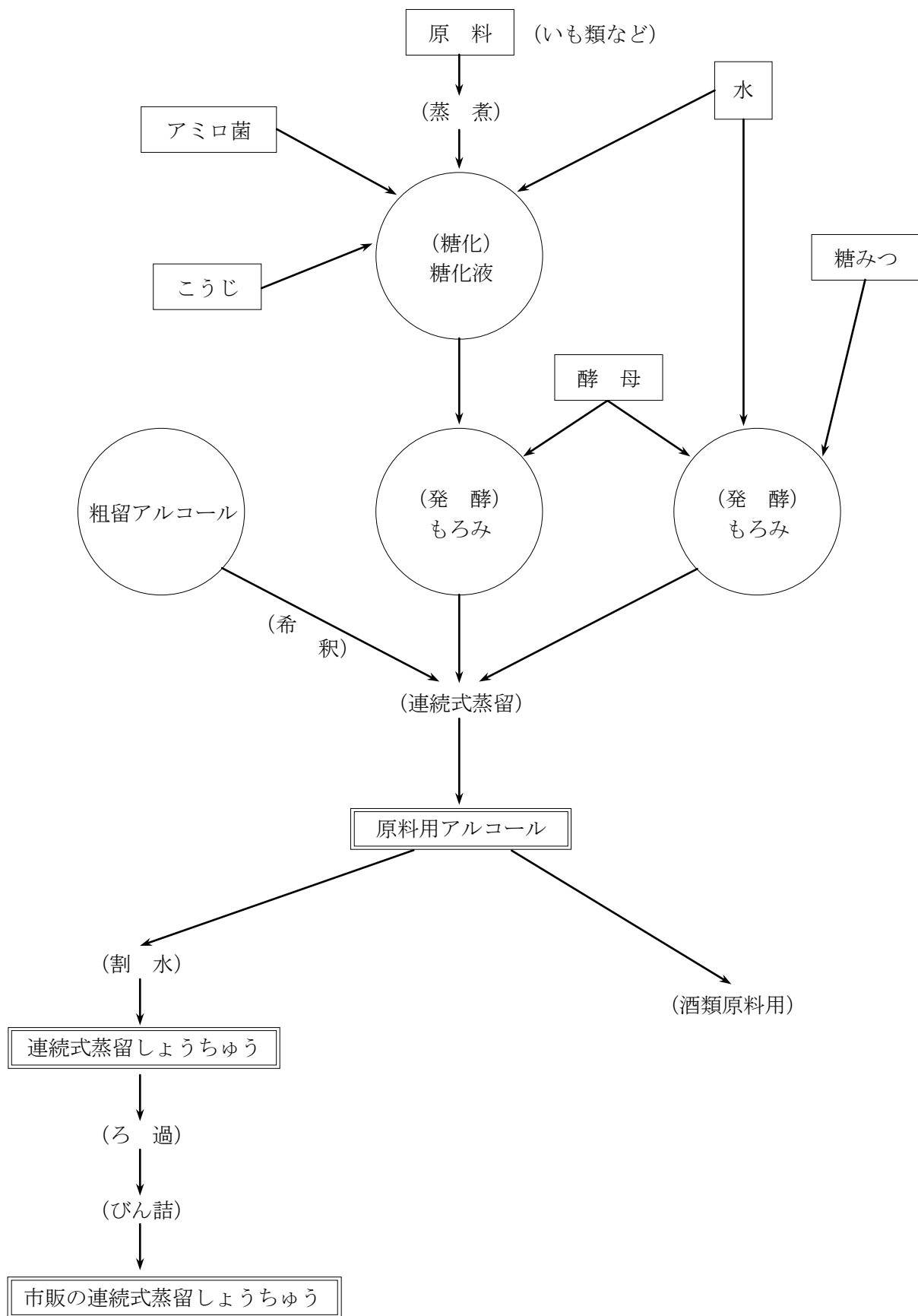
品 目	定 義 の 概 要 (酒税法第3条第7号から第23号まで)
清酒	* 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの) * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの)
合成清酒	* アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの (アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの)
連続式蒸留しょうちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの (アルコール分が36度未満のもの)
単式蒸留しょうちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの (アルコール分が45度以下のもの)
みりん	* 米、米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの (アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの)
ビール	* 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) * 麦芽、ホップ、水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの)
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) * 果実に糖類を加えて発酵させたもの (アルコール分が15度未満のもの)
甘味果実酒	* 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの (アルコール分が45度を超えるもの)
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの (アルコール分が20度未満のもの)
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上等のもの)
スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類

4 酒類の製造工程図

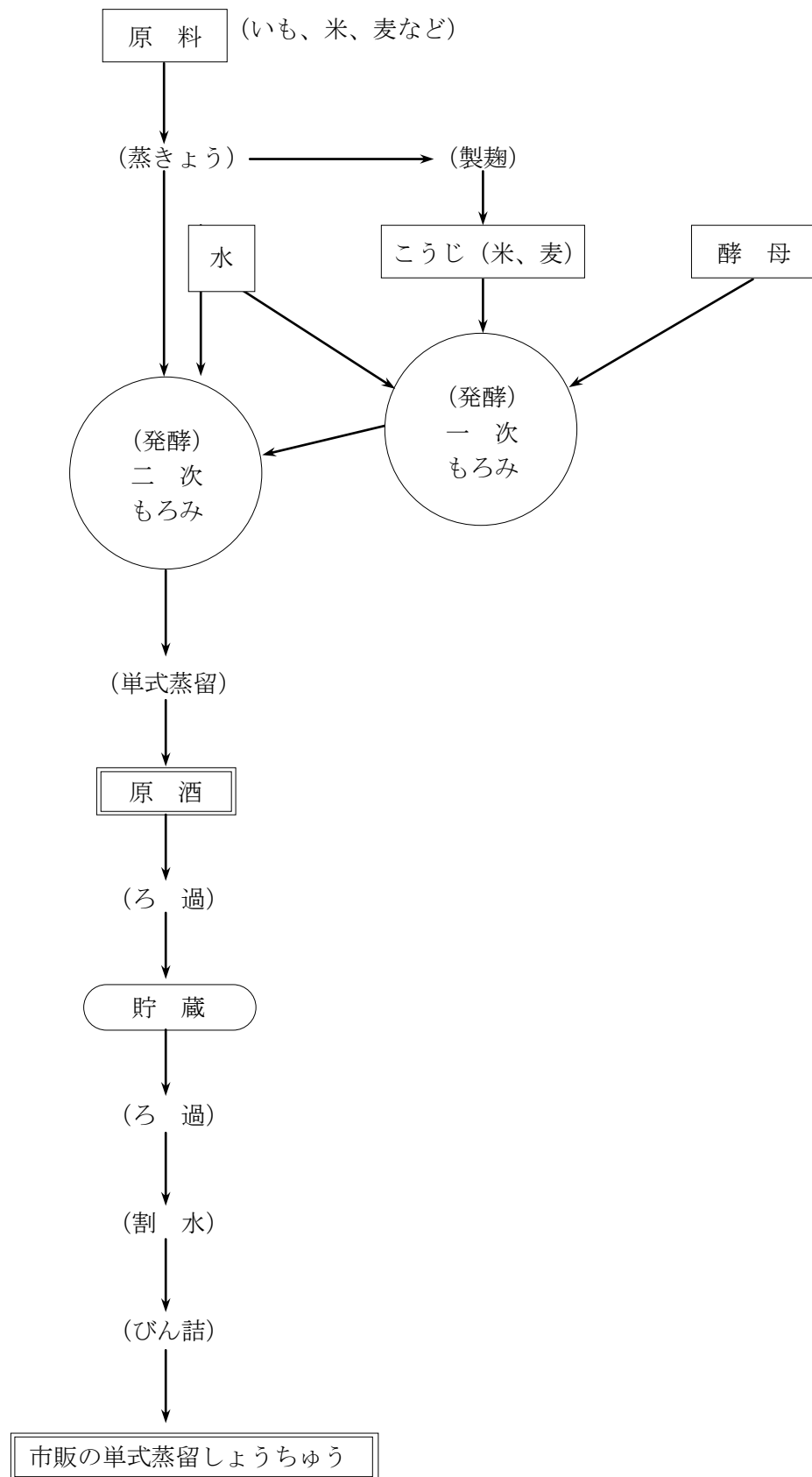
(1) 清 酒



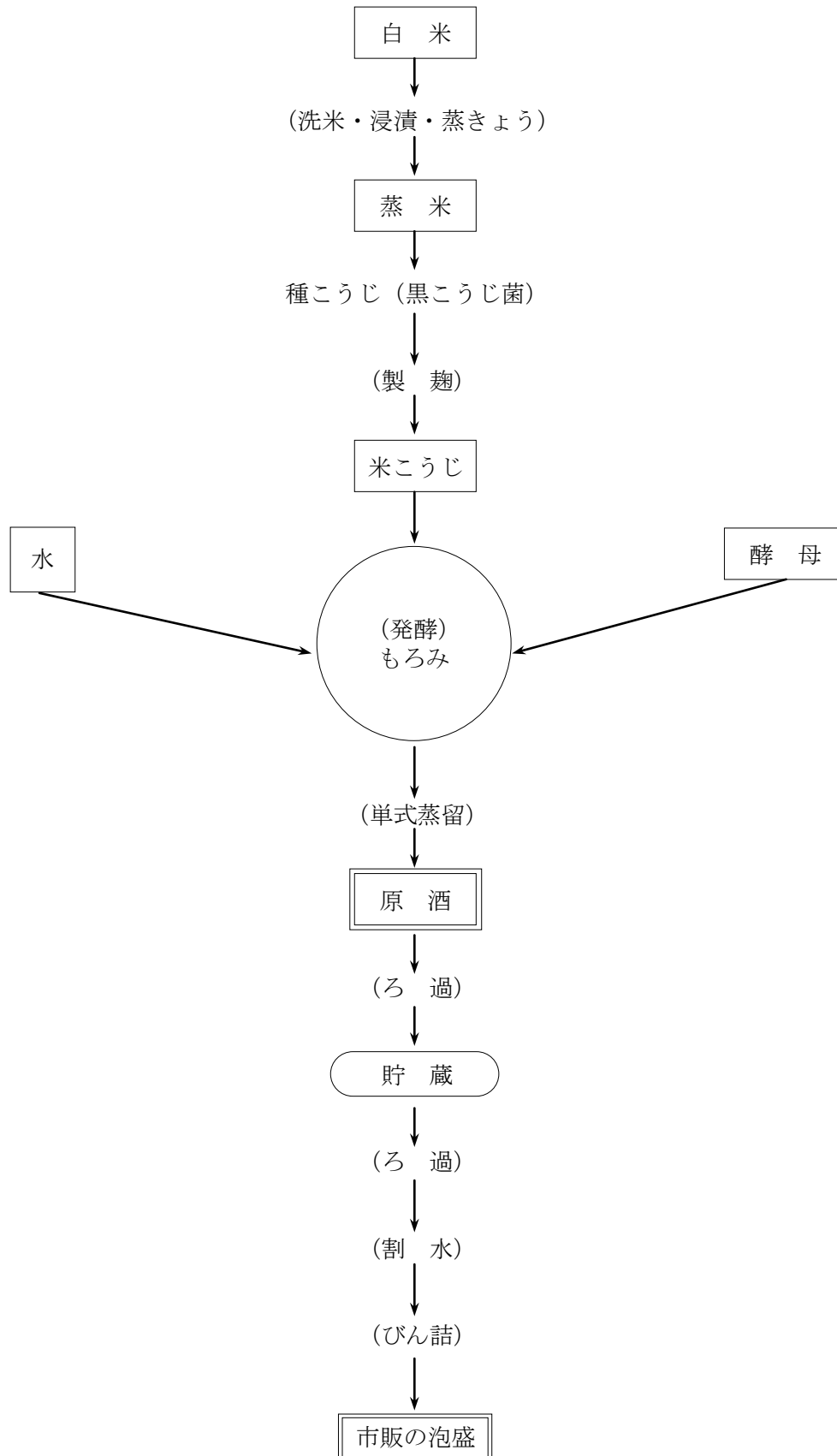
(2) 連続式蒸留しょうちゅう・原料用アルコール



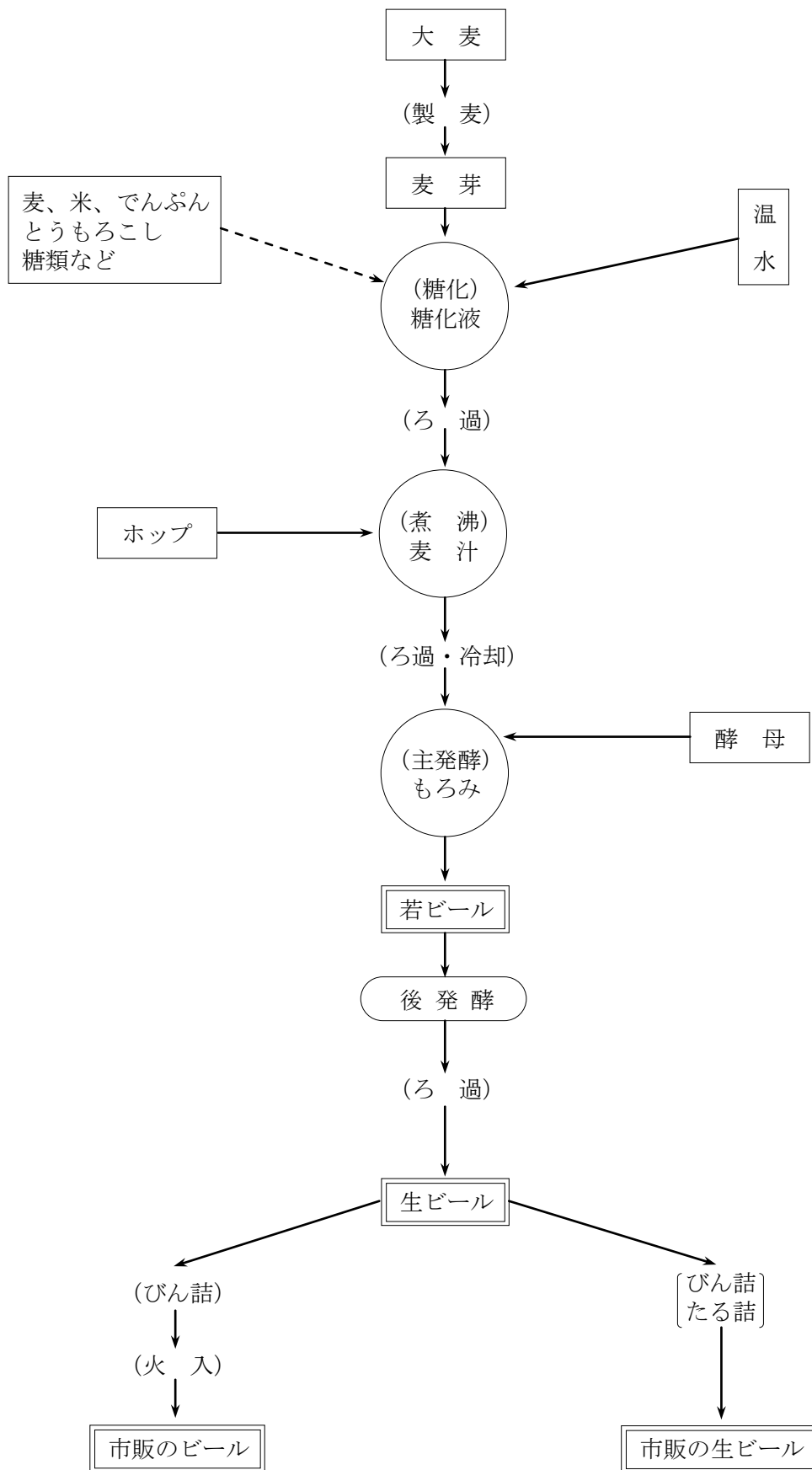
(3) 単式蒸留しょうちゅう



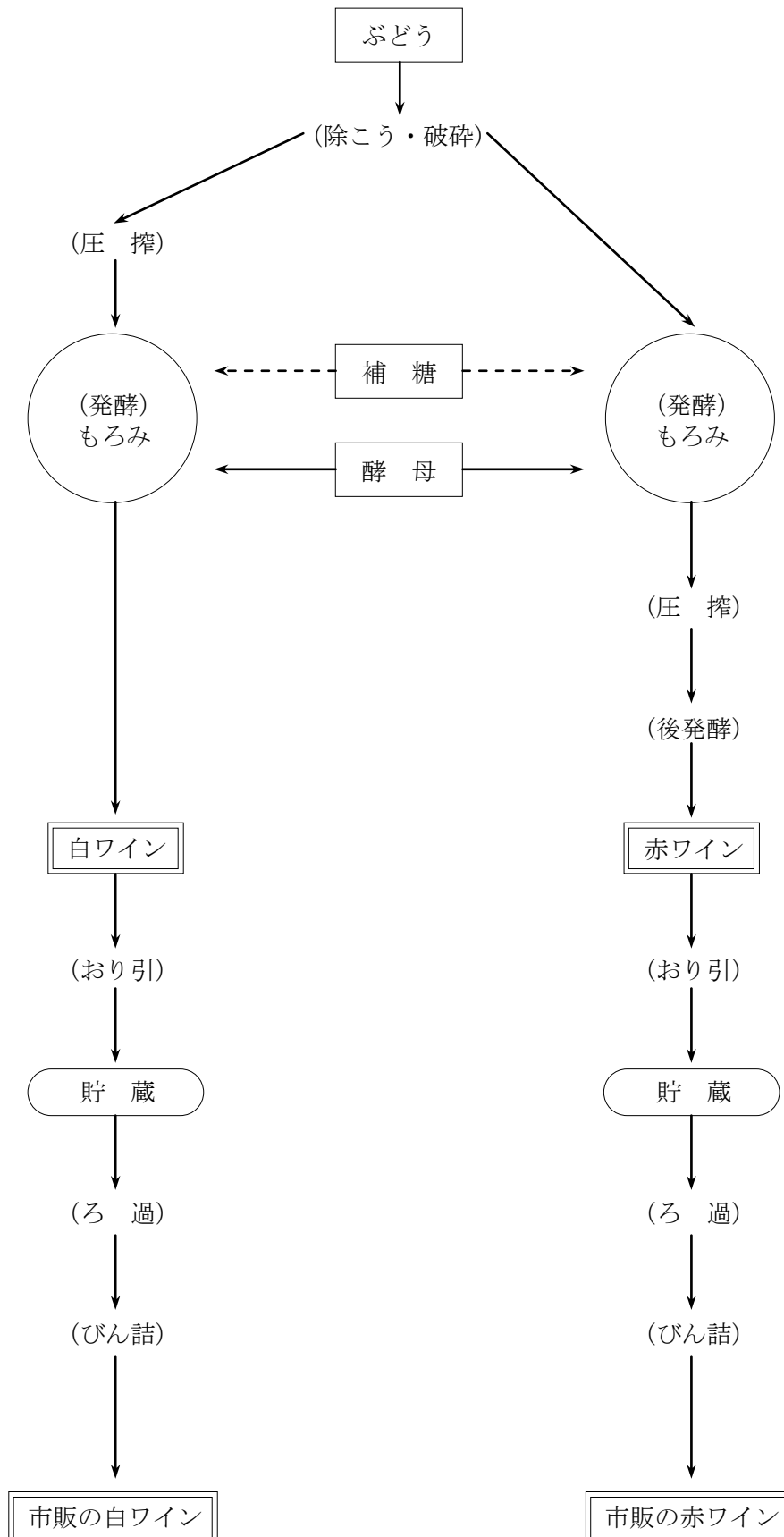
(4) 単式蒸留しょうちゅう (泡盛)



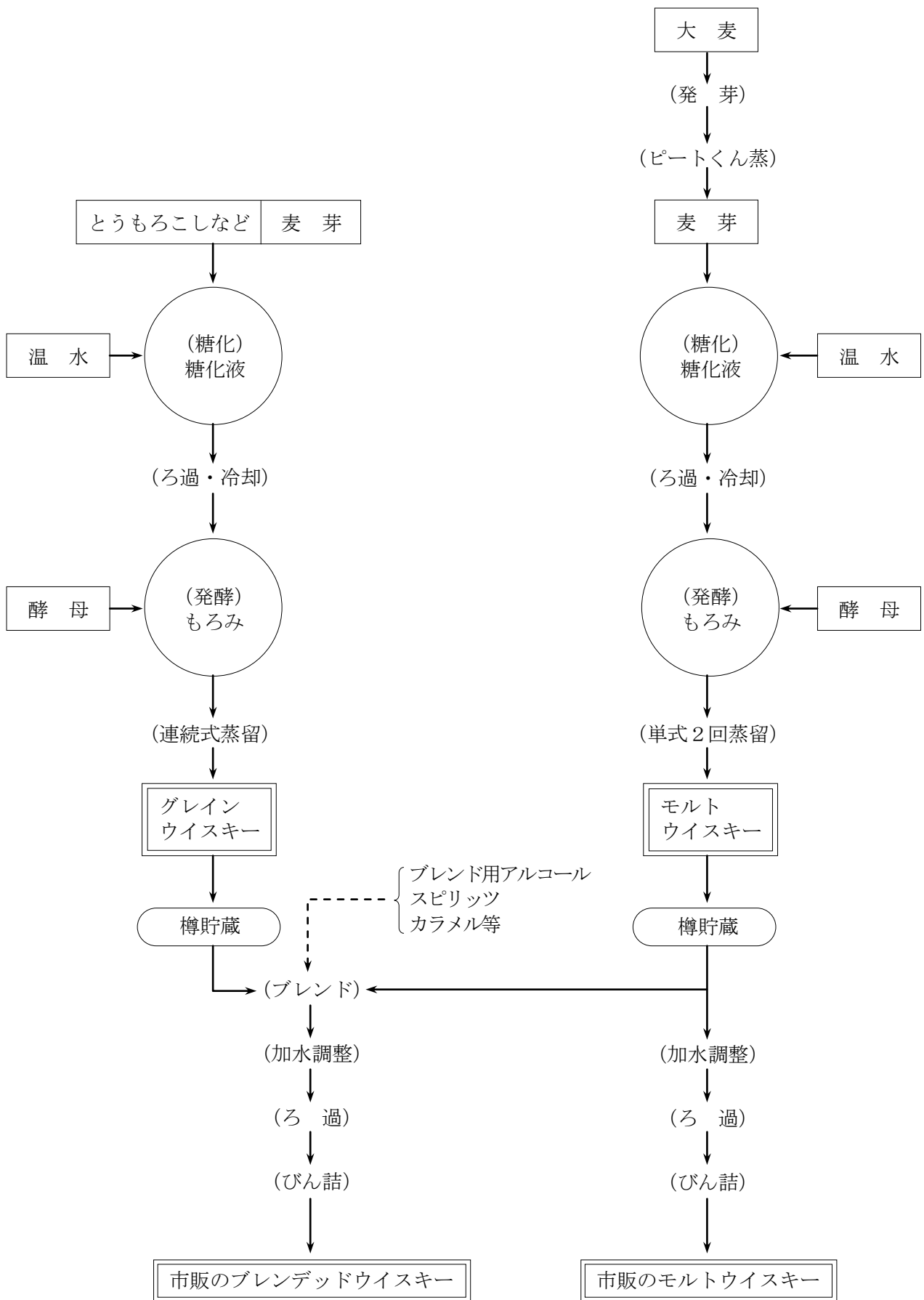
(5) ビール



(6) ワイン



(7) ウイスキー



5 酒税率一覧表 (平成 18 年 5 月 1 日～)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1 kl 当たり	税 率
○発泡性酒類 (基本税率)		220,000円	
ビール	220,000円		
	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円	
発泡酒	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円	
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの (※)	80,000円	
○醸造酒類 (基本税率)		140,000円	
清酒		120,000円	
果実酒		80,000円	
その他の醸造酒		140,000円	
○蒸留酒類 (基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
連続式蒸留酒			
単式蒸留酒	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
原料用アルコール			
ウイスキー	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
○混成酒類 (基本税率)		220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	
合成品酒		100,000円	
みりん		20,000円	
甘味料	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
粉末酒		390,000円	
雑穀	みりん類似 21度以上 21度未満	20,000円 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。
1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)

- (注)「一定の物品」とは、次のものをいう。
- たんばく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメルたんばく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維たんばく質分解物(とうもろこし、たんばく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カウム及びカラメル)
 - 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目	アルコール分等	1 kl 当たり	税 率
連続式蒸留酒	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算	
単式蒸留酒	9度未満	80,000円	

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の6関係

次の品目のうち、前年度の醸造移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。なお、ビール以外の酒類は、28年度～29年度について、ビールは27年度について、前年度の醸造移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目	軽減割合			
	25年度	26年度	27年度	28年度
清酒、連続式蒸留酒、果実酒(注1)	20%	20%	20%	10%
合成品酒、発泡酒(注1)	10%	10%	10%	5%
ビール(注2)	15%	15%	7.5%	15%

注1) 新たに免許を受けた日から5年を経過する月の末日まで
注2) 新たに免許を受けた日から5年を経過する月の末日まで

(注1) 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成25～27年度)

(注2) 当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に示した軽減割合が適用される。

- 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは20%
- 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは15%
- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは15%(平成27年度以後は15%又は7.5%)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(平成26年12月現在)

品 目	区 分		代表的なもの の小売価格 (税込み) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)÷①
	容 量	アルコール分				
清 酒	ml 1,800	% 15.0	円 2,017	円 216.00	円 149.44	% 18.1
連続式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,482	450.00	109.84	37.8
単式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,844	450.00	136.56	31.8
ビ ー ル	633	5.0	355	139.26	26.30	46.6
	350	5.0	221	77.00	16.37	42.2
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,814	301.00	134.40	24.0
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	164	46.98	12.15	36.1
その他の醸造酒 (発泡性) ①	350	5.0	143	28.00	10.59	27.0
リ キ ュ ー ル (発泡性) ①	350	5.0	143	28.00	10.59	27.0

- (注) 1 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。
また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。
- 3 消費税率は8%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度														
	昭和 45	55	平成 元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26~	
清 酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	
連続式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	
単式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	
ビ ー ル (大びん)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	
ウ イ ス キ ー	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
- 2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
- 3 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、7年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。

6 酒類製成数量の推移

(単位:千KL)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しょうちゆう (al分25%換算)	単式蒸留 しょうちゆう (al分25%換算)	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー (al分40%換算)	ブランデー (al分40%換算)	発泡酒	リキュール	スピリッツ等 (al分100%換算)	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	1,257	32	164	54	33	3,037	10	27	139	5	-	25	9	0	4,793
50	1,350	18	125	80	40	3,897	6	21	242	6	-	22	11	1	5,819
55	1,193	18	146	118	65	4,559	28	18	351	13	0	25	10	1	6,545
60	928	18	358	312	79	4,852	34	17	252	21	4	76	29	2	6,983
平成 元	1,119	20	210	246	117	6,287	46	10	182	27	0	99	45	2	8,409
2	1,060	19	337	241	113	6,564	45	13	172	30	0	112	42	3	8,751
3	1,058	19	237	237	128	6,916	47	10	157	29	10	115	39	2	9,005
4	1,037	28	311	272	110	7,011	40	10	146	27	2	138	36	2	9,169
5	1,026	36	359	279	91	6,964	42	9	144	27	1	129	32	2	9,141
6	963	39	317	330	95	7,101	43	9	142	27	30	216	33	2	9,346
7	980	43	347	327	94	6,797	58	8	110	24	210	223	24	2	9,245
8	937	42	356	345	97	6,908	60	8	102	21	327	233	19	2	9,457
9	872	39	373	356	107	6,637	83	10	135	19	487	251	25	1	9,396
10	781	39	330	331	108	6,176	104	12	113	11	1,061	253	16	2	9,338
11	735	39	353	365	150	5,890	87	14	125	17	1,433	332	43	2	9,585
12	720	39	356	399	127	5,464	85	12	122	14	1,715	327	39	2	9,421
13	680	40	405	392	102	4,813	78	11	98	14	2,374	419	82	1	9,510
14	633	40	394	424	100	4,300	84	5	79	10	2,624	558	53	2	9,305
15	601	34	425	480	105	3,959	75	5	71	10	2,503	595	47	46	8,955
16	524	38	431	612	103	3,844	65	4	64	8	2,282	714	76	282	9,048
17	499	34	424	627	86	3,650	89	5	62	8	1,694	742	76	1,043	9,037
18	513	49	416	600	113	3,536	65	10	61	7	1,594	755	114	1,056	8,888
19	505	53	402	587	116	3,470	67	6	56	6	1,528	1,025	157	835	8,812
20	488	50	417	537	112	3,213	70	5	60	6	1,383	1,285	272	781	8,678
21	469	45	417	539	106	3,036	72	4	68	5	1,103	1,562	270	749	8,444
22	447	43	402	492	102	2,954	74	4	80	5	948	1,714	274	720	8,258
23	440	41	393	460	97	2,895	80	4	80	5	773	1,838	303	699	8,110
24	439	39	382	495	90	2,803	87	4	84	5	626	1,891	326	660	7,929
25	444	37	383	514	92	2,862	93	5	89	5	527	1,996	359	608	8,015

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

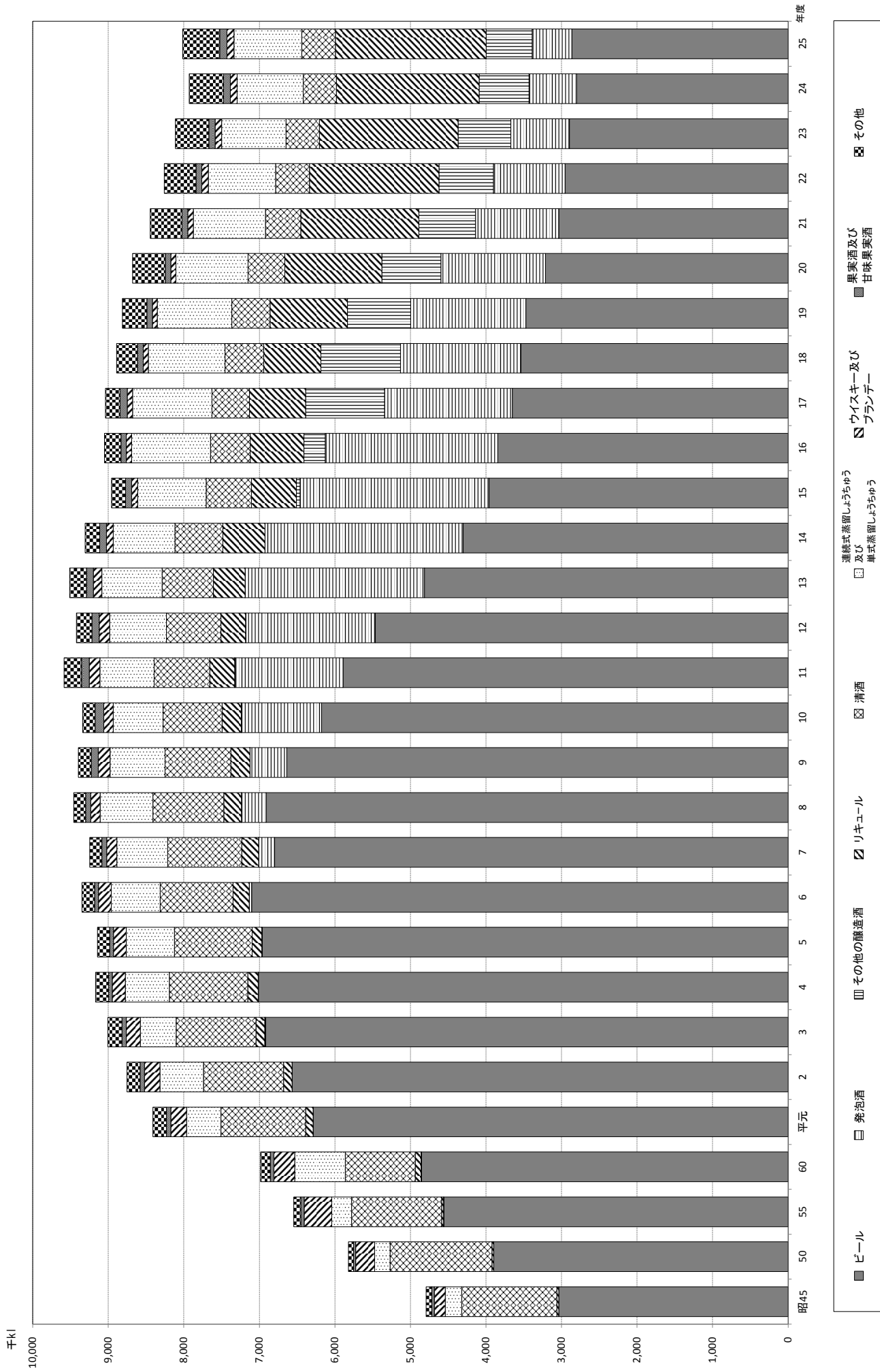
3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 その他の醸造酒等中、粉末酒については酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。

6 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

(6 酒類製成数量の推移)



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

(6 酒類製成数量の推移)

付表1 酒類製成数量の内訳表

品目	年度							
	平15	20	23	24	25	対15年度比	対20年度比	対前年度比
	kl	kl	kl	kl	kl	%	%	%
清酒	600,955	487,911	440,472	438,636	444,190	73.9	91.0	101.3
合成清酒	34,261	49,800	41,121	38,636	37,376	109.1	75.1	96.7
連続式蒸留しょうちゆう (al分25%換算)	424,966	416,715	393,155	381,522	382,658	90.0	91.8	100.3
単式蒸留しょうちゆう (al分25%換算)	479,679	537,197	460,447	494,779	514,164	107.2	95.7	103.9
みりん	104,900	112,167	96,954	90,050	92,230	87.9	82.2	102.4
ビール	3,958,868	3,212,874	2,895,187	2,802,558	2,861,803	72.3	89.1	102.1
果実酒	75,163	69,532	80,000	86,502	93,189	124.0	134.0	107.7
甘味果実酒	5,146	4,800	4,322	4,021	4,955	96.3	103.2	123.2
ウイスキー (al分40%換算)	70,532	59,582	79,626	83,648	88,621	125.6	148.7	105.9
ブランデー (al分40%換算)	9,815	5,939	5,171	4,807	4,788	48.8	80.6	99.6
発泡酒	2,502,788	1,382,947	773,463	626,424	527,336	21.1	38.1	84.2
リキュール	594,935	1,285,256	1,837,676	1,891,015	1,996,455	335.6	155.3	105.6
スピリッツ等 (al分100%換算)	46,954	271,981	303,237	325,880	359,143	764.9	132.0	110.2
その他の醸造酒等	46,354	780,916	698,831	660,187	608,062	1,311.8	77.9	92.1
合計	8,955,316	8,677,617	8,109,662	7,928,673	8,014,970	89.5	92.4	101.1

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 その他の醸造酒等中、粉末酒については、酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。
6 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

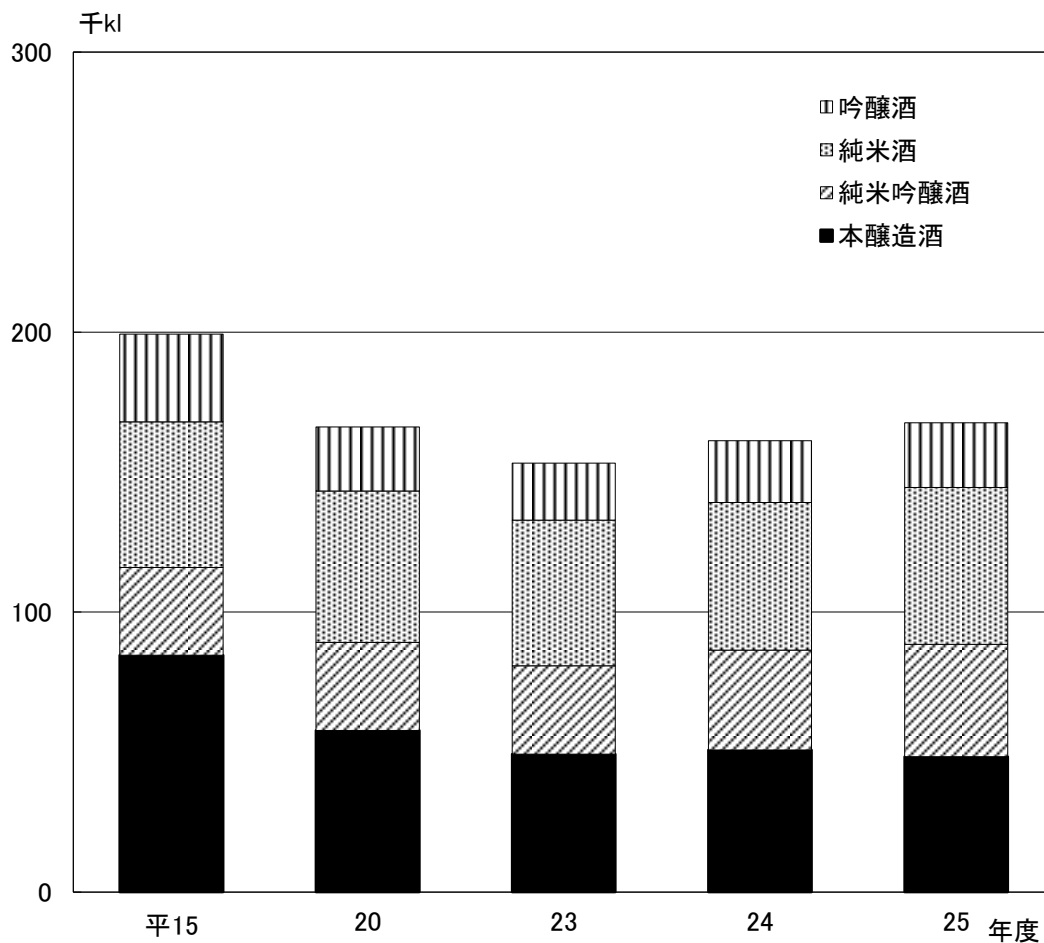
(6 酒類製成数量の推移)

付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の内訳表

酒造年度 タイプ	平15		20		23		24		25	
	kl	構成比 %	kl	構成比 %	kl	構成比 %	kl	構成比 %	kl	構成比 %
吟醸酒	31,428	5.3	22,836	4.6	20,311	4.5	22,053	4.9	23,105	5.1
純米酒	52,014	8.7	54,062	11.0	51,993	11.5	52,757	11.8	56,089	12.4
純米吟醸酒	31,267	5.3	31,552	6.4	31,582	7.0	35,640	7.9	40,101	8.9
本醸造酒	84,634	14.2	57,659	11.7	49,266	10.9	50,771	11.3	48,328	10.7
計	199,343	33.5	166,109	33.7	153,152	34.0	161,221	35.9	167,623	37.1
総製成数量	594,826	100.0	492,781	100.0	450,909	100.0	448,581	100.0	452,353	100.0

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



7 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:千kl)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しようちゆう	単式蒸留 しようちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	1,601	38	161	53	31	2,982	6	27	132	5	0	23	9	0	5,068
50	1,747	22	122	73	41	3,908	31	21	249	8	0	22	6	1	6,250
55	1,473	21	141	107	69	4,533	47	18	354	18	0	24	8	2	6,814
60	1,355	21	366	260	80	4,861	69	20	272	27	5	91	33	5	7,464
平成 元	1,353	22	209	207	91	6,320	137	13	222	38	0	121	46	8	8,788
2	1,422	22	341	258	88	6,586	132	14	211	42	0	152	46	8	9,324
3	1,377	22	251	221	100	6,970	119	12	198	41	9	144	43	9	9,515
4	1,374	31	307	256	83	7,078	112	12	182	40	4	145	39	9	9,672
5	1,422	42	367	289	93	7,015	116	12	186	40	2	168	31	9	9,792
6	1,243	48	342	275	92	7,413	146	11	168	36	31	223	33	10	10,071
7	1,310	54	385	300	95	6,979	158	12	148	33	252	240	31	10	10,006
8	1,254	56	406	329	97	7,012	176	12	135	32	350	262	30	11	10,160
9	1,162	54	420	324	106	6,686	268	14	141	27	497	279	27	11	10,016
10	1,094	55	400	331	110	6,165	370	15	136	25	1,075	287	24	10	10,095
11	1,061	57	410	346	158	5,820	279	16	131	23	1,441	388	26	11	10,166
12	999	61	425	357	135	5,416	269	15	125	20	1,746	406	29	11	10,015
13	949	64	479	368	107	4,808	259	13	112	18	2,385	500	30	11	10,104
14	898	67	483	395	107	4,299	270	10	106	15	2,646	587	29	12	9,923
15	842	64	511	471	109	3,955	248	8	97	13	2,527	615	52	54	9,567
16	753	64	519	534	108	3,837	241	7	86	11	2,308	732	81	272	9,554
17	730	65	505	539	112	3,642	257	7	84	10	1,699	770	83	1,047	9,549
18	700	58	495	550	113	3,528	236	14	80	9	1,591	813	106	1,069	9,362
19	676	55	465	569	115	3,466	237	10	74	9	1,535	1,066	129	858	9,266
20	653	51	478	537	111	3,199	246	7	76	8	1,383	1,337	216	790	9,093
21	616	47	480	532	108	3,018	250	7	84	7	1,148	1,685	265	755	9,001
22	603	44	462	508	107	2,943	274	7	96	7	967	1,917	303	726	8,963
23	603	41	450	508	104	2,859	302	8	96	7	855	2,058	320	724	8,936
24	583	39	439	506	104	2,804	344	8	101	6	786	2,138	333	672	8,863
25	587	38	439	512	106	2,842	364	9	110	6	761	2,268	375	623	9,040

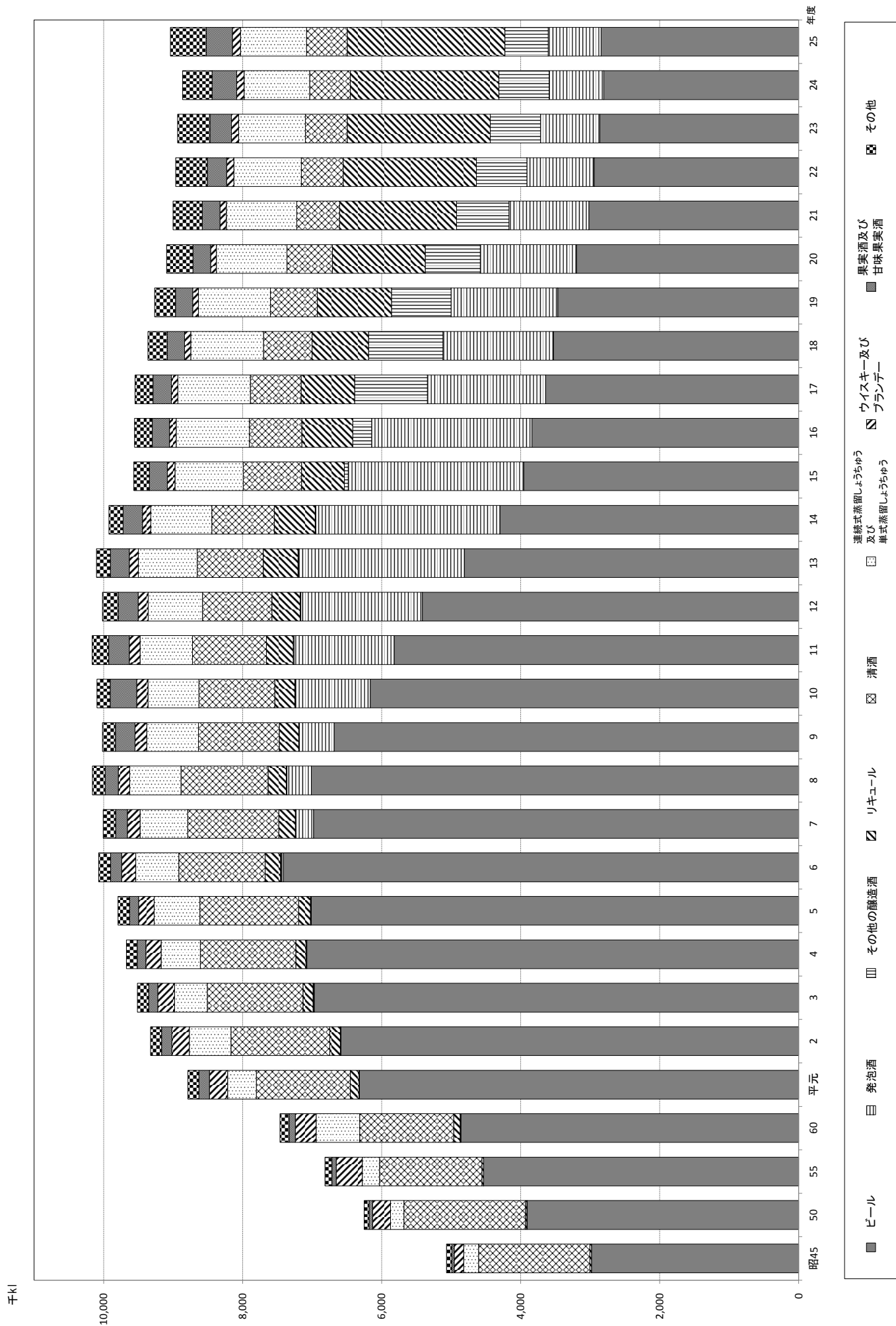
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(7) 酒類税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）



(注) その他は、合成清酒、みりん及びビスピリッツ等の合計である。

(7 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒類課税数量の内訳表(国税局分及び税関分の合計)

品目	年度							
	平15	20	23	24	25	対15年度比	対20年度比	対前年度比
	kl	kl	kl	kl	kl	%	%	%
清酒	841,631	653,053	603,026	583,006	587,461	69.8	90.0	100.8
合成清酒	64,275	51,418	41,407	39,125	37,792	58.8	73.5	96.6
連続式蒸留しょうちゅう	511,423	478,444	450,259	439,209	439,393	85.9	91.8	100.0
単式蒸留しょうちゅう	470,545	536,939	507,541	506,161	511,976	108.8	95.4	101.1
みりん	108,518	111,409	104,253	104,069	105,659	97.4	94.8	101.5
ビール	3,955,480	3,199,008	2,859,334	2,803,592	2,841,702	71.8	88.8	101.4
果実酒	247,995	245,788	302,045	344,226	364,260	146.9	148.2	105.8
甘味果実酒	8,287	7,424	7,834	7,907	8,854	106.8	119.3	112.0
ウイスキー	96,664	76,067	96,195	100,747	109,575	113.4	144.1	108.8
ブランデー	13,381	7,903	6,872	6,326	6,366	47.6	80.6	100.6
発泡酒	2,526,827	1,382,751	854,538	785,896	761,486	30.1	55.1	96.9
リキュール	615,134	1,336,983	2,058,462	2,138,087	2,267,690	368.6	169.6	106.1
スピリッツ等	52,391	216,275	319,542	333,414	374,789	715.4	173.3	112.4
その他の醸造酒等	54,226	789,896	724,368	671,682	622,557	1,148.1	78.8	92.7
合計	9,566,774	9,093,364	8,935,681	8,863,450	9,039,565	94.5	99.4	102.0

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

8 酒類課税数量の推移(国税局分)

(単位:千kl)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸溜 しようちゆう	単式蒸溜 しようちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和	1,601	38	161	52	31	2,981	5	25	130	4	-	23	8	0	5,060
50	1,747	22	122	73	41	3,905	24	19	228	6	-	22	5	0	6,214
55	1,473	21	141	107	69	4,521	35	16	332	12	-	23	7	1	6,758
60	1,355	21	363	260	80	4,851	47	15	252	20	5	90	31	3	7,394
平成	1,353	22	206	207	91	6,250	71	11	168	27	0	107	41	6	8,559
2	1,422	22	337	258	88	6,490	68	12	160	29	0	131	42	6	9,066
3	1,377	22	247	221	100	6,869	62	10	148	29	8	130	38	5	9,267
4	1,374	31	302	256	83	6,966	60	9	138	29	3	140	35	5	9,432
5	1,421	42	359	289	93	6,895	58	9	142	29	1	163	26	5	9,534
6	1,243	48	330	275	92	7,086	64	8	126	26	26	216	27	5	9,572
7	1,310	54	362	300	95	6,766	75	7	110	24	205	233	23	3	9,568
8	1,253	56	373	328	97	6,846	84	7	101	21	318	252	21	4	9,762
9	1,162	54	381	324	106	6,570	119	11	109	19	475	267	19	3	9,619
10	1,093	55	357	331	110	6,096	146	11	104	20	1,053	280	16	3	9,676
11	1,061	57	359	346	158	5,779	120	13	103	18	1,400	378	17	3	9,810
12	999	61	365	357	134	5,389	103	12	100	15	1,693	395	20	3	9,646
13	949	64	408	368	106	4,778	101	10	89	13	2,342	486	21	3	9,738
14	898	67	404	394	106	4,271	105	6	82	11	2,600	571	20	3	9,538
15	841	64	431	469	108	3,929	89	5	77	10	2,488	597	44	45	9,197
16	753	64	431	532	107	3,810	80	4	69	8	2,278	711	73	261	9,182
17	730	65	425	539	111	3,613	99	4	67	8	1,683	743	75	1,036	9,197
18	700	58	418	550	112	3,499	81	7	65	7	1,580	783	98	1,058	9,016
19	676	55	396	569	113	3,442	81	6	59	6	1,526	1,023	121	848	8,922
20	653	51	410	536	110	3,175	83	4	63	6	1,374	1,270	209	781	8,726
21	616	47	411	531	106	2,996	83	4	71	6	1,141	1,575	256	747	8,589
22	603	44	398	508	106	2,920	88	4	81	5	961	1,745	292	718	8,472
23	603	41	388	507	103	2,822	95	4	80	5	850	1,819	297	718	8,332
24	583	39	380	505	103	2,767	99	4	83	5	781	1,882	317	665	8,211
25	587	38	380	511	104	2,806	110	5	92	5	756	1,997	361	616	8,369

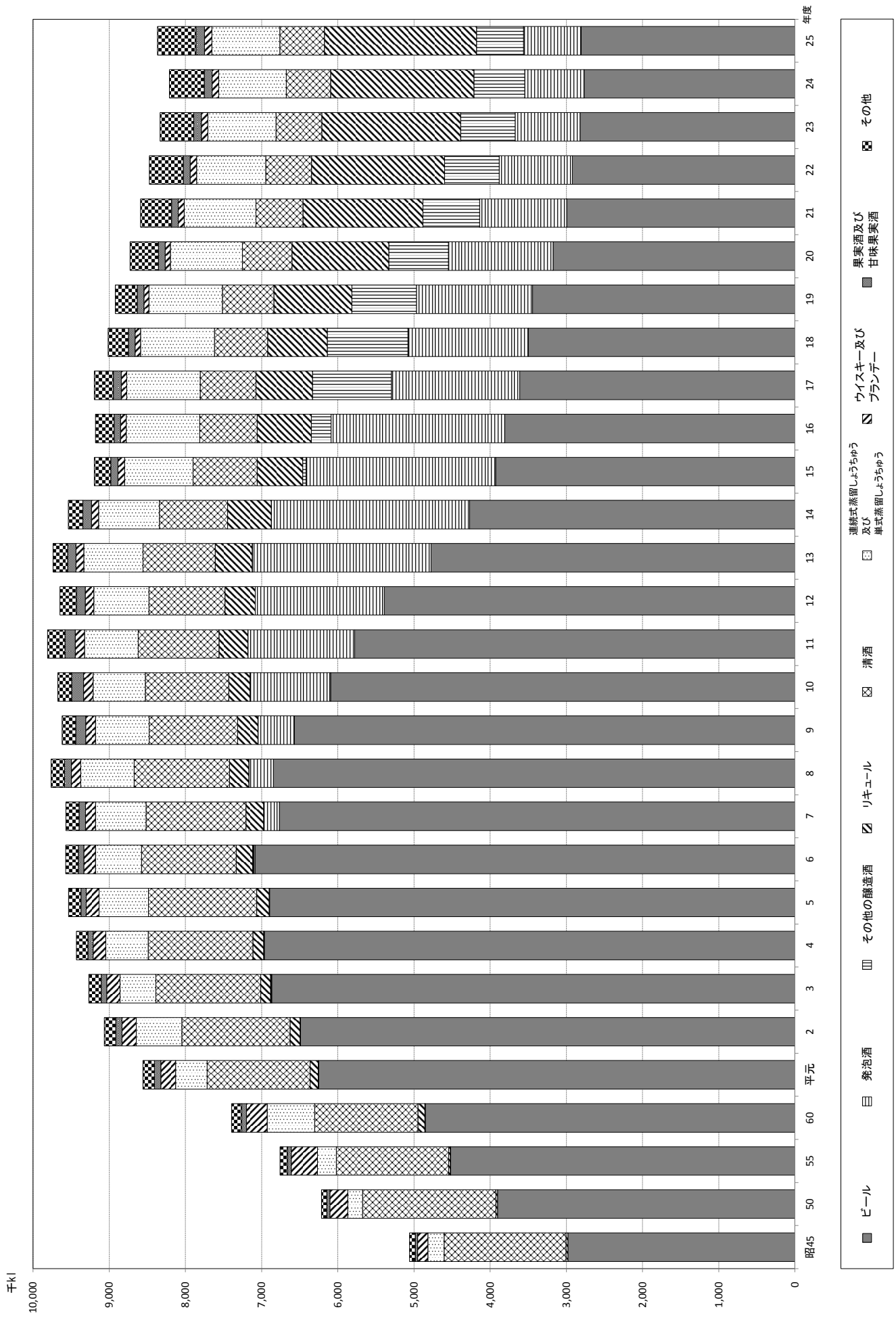
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(8 酒類税数量の推移 (国税局分))



(注) その他は、合戦清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

(8 酒類課税数量の推移(国税局分))

付表1 酒類課税数量の内訳表(国税局分)

品目	年度							
	平15	20	23	24	25	対15年度比	対20年度比	対前年度比
	kl	kl	kl	kl	kl	%	%	%
清 酒	841,404	652,980	602,987	582,952	587,411	69.8	90.0	100.8
合 成 清 酒	64,275	51,418	41,396	39,108	37,774	58.8	73.5	96.6
連続式蒸留しょうちゆう	430,810	410,377	387,833	379,735	380,075	88.2	92.6	100.1
単式蒸留しょうちゆう	468,890	536,477	506,922	505,458	511,319	109.0	95.3	101.2
み り ん	107,651	110,042	102,706	102,504	104,016	96.6	94.5	101.5
ビ ー ル	3,929,362	3,174,829	2,821,727	2,766,743	2,806,411	71.4	88.4	101.4
果 実 酒	88,999	83,235	95,482	98,770	109,577	123.1	131.6	110.9
甘 味 果 実 酒	4,844	4,358	3,777	3,673	4,588	94.7	105.3	124.9
ウ イ ス キ ー	77,049	62,521	79,682	82,979	92,263	119.7	147.6	111.2
ブ ラ ン デ ー	9,841	6,123	5,257	4,853	4,972	50.5	81.2	102.5
発 泡 酒	2,488,418	1,374,096	849,862	781,247	756,077	30.4	55.0	96.8
リ キ ュ ー ル	597,231	1,270,033	1,819,348	1,881,850	1,997,105	334.4	157.2	106.1
ス ピ リ ッ ツ 等	43,560	208,711	297,388	316,570	361,076	828.9	173.0	114.1
そ の 他 の 醸 造 酒 等	44,781	781,129	717,728	664,744	616,115	1,375.8	78.9	92.7
合 計	9,197,111	8,726,331	8,332,100	8,211,188	8,368,786	91.0	95.9	101.9

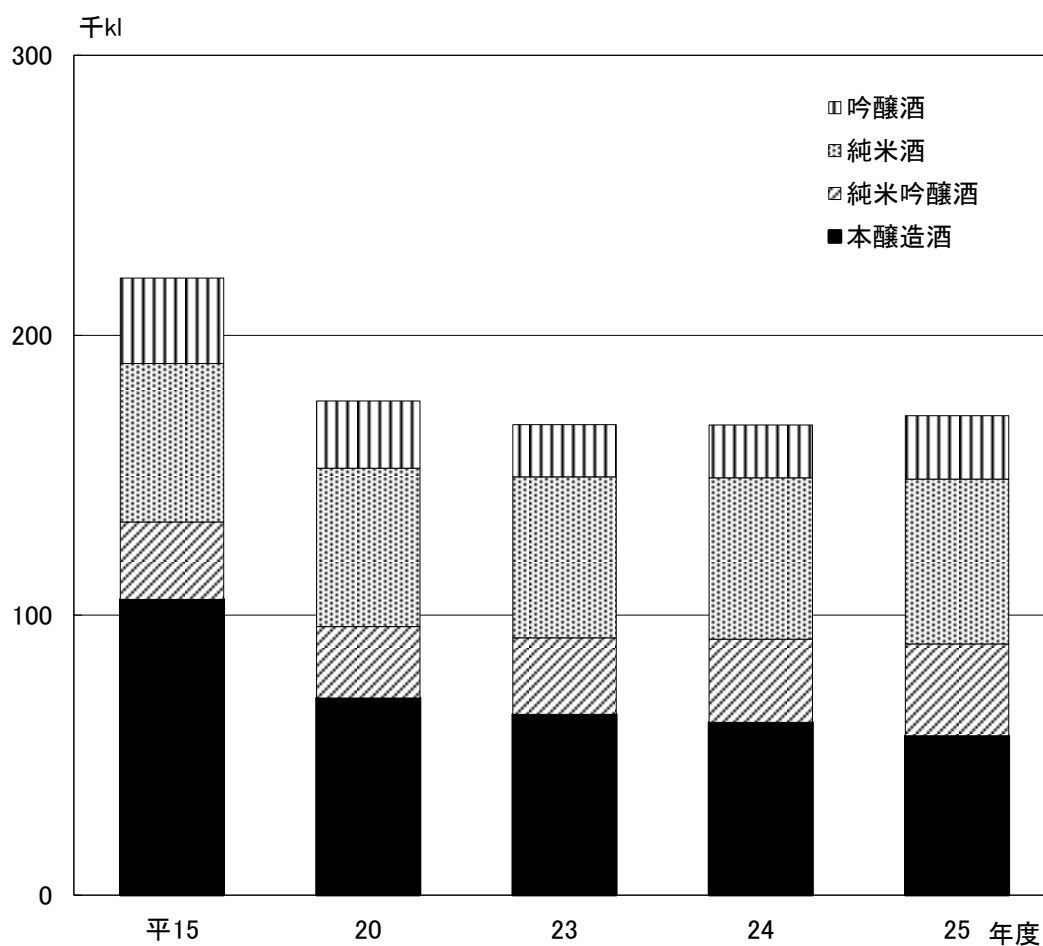
- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表(国税局分)

酒造年度 タイプ	平15		20		23		24		25	
	kl	構成比 %	kl	構成比 %	kl	構成比 %	kl	構成比 %	kl	構成比 %
吟醸酒	30,547	3.6	24,016	3.8	18,668	3.0	18,849	3.2	22,692	3.9
純米酒	56,616	6.7	56,660	8.9	57,516	9.1	57,641	9.8	58,892	10.1
純米吟醸酒	27,602	3.3	25,534	4.0	27,309	4.3	29,728	5.1	32,786	5.6
本醸造酒	105,677	12.5	70,355	11.0	64,628	10.3	61,689	10.5	56,941	9.8
計	220,442	26.1	176,566	27.6	168,121	26.7	167,908	28.6	171,311	29.4
総移出数量	843,685	100.0	639,783	100.0	629,558	100.0	587,876	100.0	582,785	100.0

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



9 酒類課税数量の推移(税関分)

(単位:千kl)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しようちゆう	単式蒸留 しようちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	8
50	0	0	0	0	0	3	7	2	21	2	0	0	1	1	36
55	0	0	0	0	0	12	12	2	22	5	0	1	1	1	56
60	0	0	3	0	0	9	22	5	20	7	0	1	2	2	71
平成 元	0	0	3	0	0	71	67	2	54	11	0	14	5	3	229
2	0	0	3	0	0	96	65	3	51	13	0	21	4	3	259
3	0	0	4	0	0	101	57	2	49	12	0	15	5	3	248
4	0	0	5	0	0	112	52	2	44	11	0	5	4	4	239
5	0	0	8	0	0	120	58	3	43	11	1	5	5	4	259
6	0	0	12	0	0	327	82	3	42	10	5	7	6	5	499
7	0	0	22	0	0	213	83	5	38	9	46	7	8	6	439
8	0	0	33	1	0	166	92	4	33	10	32	10	8	7	398
9	0	0	39	0	0	117	149	3	32	8	22	12	8	7	397
10	0	0	43	0	0	69	223	3	31	5	22	8	8	6	419
11	0	0	51	0	1	41	158	3	28	5	42	11	9	8	356
12	0	0	60	0	1	27	166	3	26	5	53	11	9	8	370
13	0	0	71	0	1	30	158	4	23	5	43	14	9	8	366
14	0	0	79	1	1	28	165	4	23	4	45	16	9	9	385
15	0	0	81	2	1	26	159	3	20	4	38	18	9	9	370
16	0	0	88	2	1	27	161	3	17	3	29	22	8	11	371
17	0	0	80	0	1	29	158	3	17	3	16	27	8	11	352
18	0	0	76	0	1	28	155	6	15	3	11	31	8	11	346
19	0	0	70	0	1	24	157	4	15	2	9	43	9	10	344
20	0	0	68	0	1	24	163	3	14	2	9	67	8	9	367
21	0	0	69	0	1	22	167	3	14	1	8	110	8	9	412
22	0	0	65	1	2	23	186	3	15	1	5	172	10	8	491
23	0	0	62	1	2	38	207	4	17	2	5	239	22	7	604
24	0	0	59	1	2	37	245	4	18	1	5	256	17	7	652
25	0	0	59	1	2	35	255	4	17	1	5	271	14	6	671

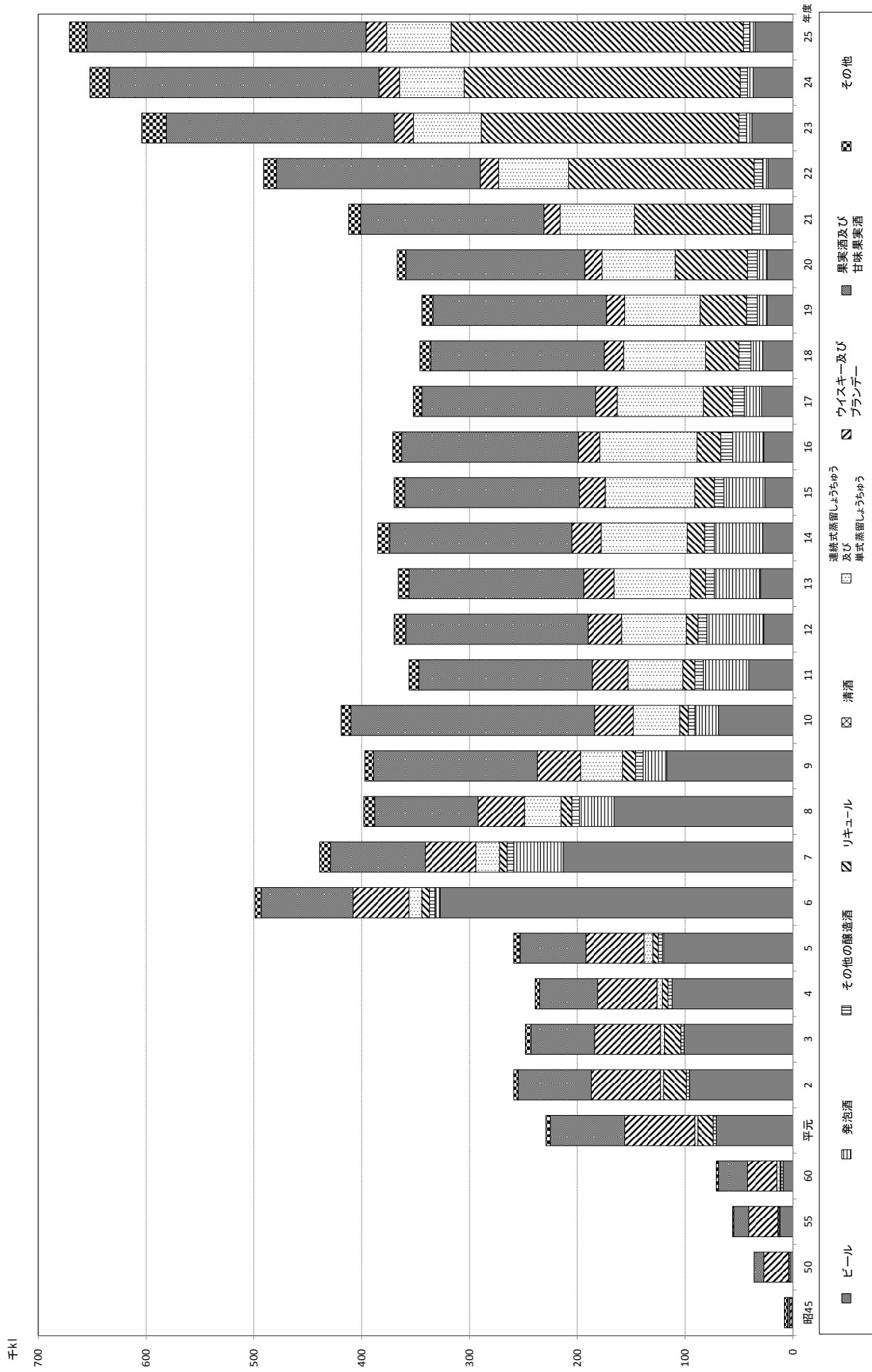
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(9 酒類課税数量の推移 (税関分))



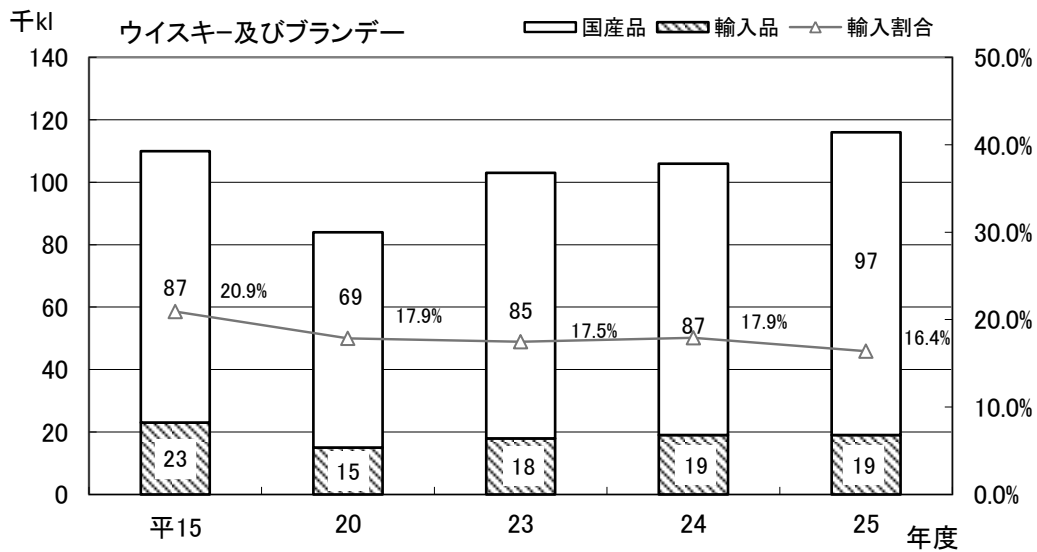
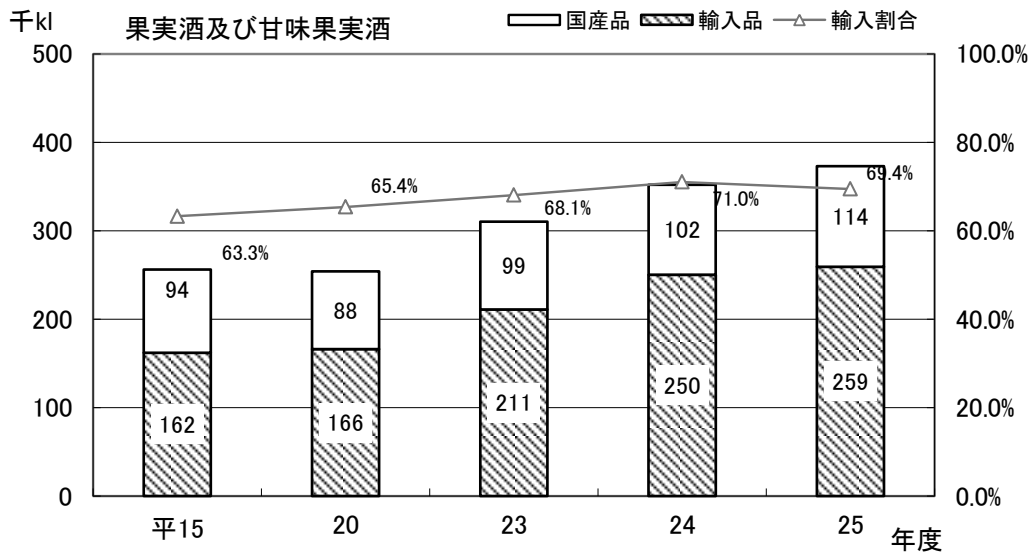
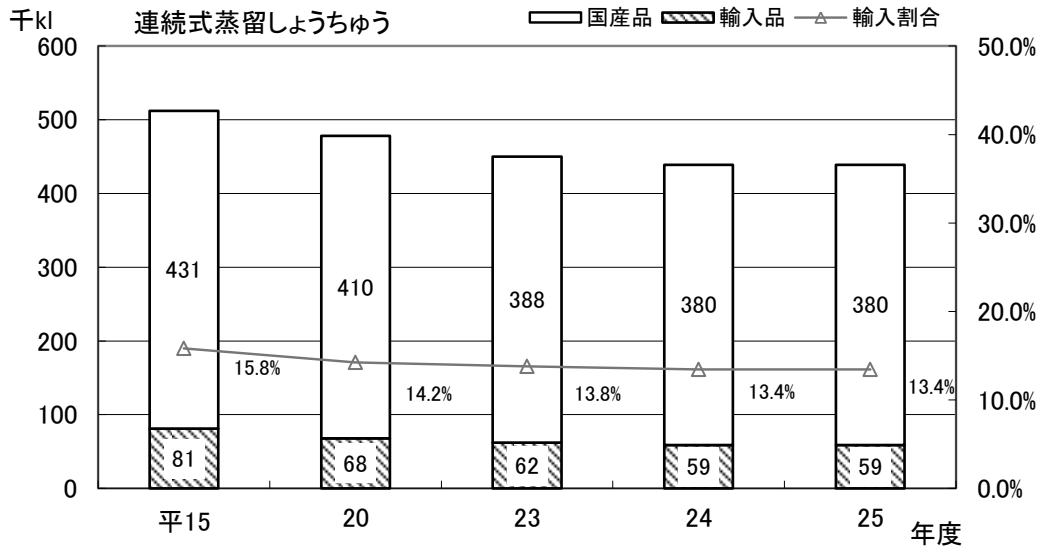
(9 酒類課税数量の推移(税関分))

付表1 酒類課税数量の内訳表(税関分)

品目	年度					対15年度比	対20年度比	対前年度比
	平15	20	23	24	25			
	kl	kl	kl	kl	kl	%	%	%
清 酒	227	73	39	54	50	22.0	68.5	92.6
合 成 清 酒	0	0	11	17	18	-	-	105.9
連続式蒸留しょうちゆう	80,613	68,067	62,426	59,474	59,318	73.6	87.1	99.7
単式蒸留しょうちゆう	1,655	462	619	703	657	39.7	142.2	93.5
み り ん	867	1,367	1,547	1,565	1,643	189.5	120.2	105.0
ビ ー ル	26,118	24,179	37,607	36,849	35,291	135.1	146.0	95.8
果 実 酒	158,996	162,553	206,563	245,456	254,683	160.2	156.7	103.8
甘 味 果 実 酒	3,443	3,066	4,057	4,234	4,266	123.9	139.1	100.8
ウ イ ス キ ー	19,615	13,546	16,513	17,768	17,312	88.3	127.8	97.4
ブ ラ ン デ ー	3,540	1,780	1,615	1,473	1,394	39.4	78.3	94.6
発 泡 酒	38,409	8,655	4,676	4,649	5,409	14.1	62.5	116.3
リ キ ュ ー ル	17,903	66,950	239,114	256,237	270,585	1,511.4	404.2	105.6
ス ピ リ ッ ツ 等	8,831	7,564	22,154	16,844	13,713	155.3	181.3	81.4
そ の 他 の 醸 造 酒 等	9,445	8,767	6,640	6,938	6,442	68.2	73.5	92.9
合 計	369,663	367,033	603,581	652,262	670,779	181.5	182.8	102.8

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2 国産品・輸入品別課税数量の推移



10 酒税課税額の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:億円)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和	2,106	24	89	20	21	3,161	4	15	605	51	0	24	17	0	6,137
50	2,600	14	74	28	28	4,190	26	13	1,976	143	0	22	12	1	9,125
55	2,538	13	93	41	47	7,295	52	18	3,793	312	0	33	24	2	14,260
60	2,728	17	318	134	58	11,608	73	28	3,662	477	8	116	102	12	19,336
平成	1,963	15	249	139	20	13,150	63	13	2,294	375	0	111	148	8	18,549
2	2,033	14	448	175	19	13,702	60	13	2,181	407	0	145	152	8	19,358
3	1,940	14	307	151	22	14,502	54	12	2,050	405	7	134	141	8	19,745
4	1,718	20	384	174	18	14,726	50	11	1,872	391	3	131	131	9	19,639
5	1,777	27	460	199	20	14,594	52	12	1,743	371	2	148	112	9	19,527
6	1,614	35	510	262	20	16,327	78	12	1,635	347	46	197	118	11	21,211
7	1,709	39	581	300	20	15,464	85	13	1,431	323	301	217	115	11	20,610
8	1,633	40	602	326	21	15,540	96	13	1,305	310	343	235	108	12	20,583
9	1,508	38	693	391	23	14,817	148	16	1,032	205	523	267	97	12	19,771
10	1,412	39	918	551	24	13,661	203	16	554	103	1,133	295	85	11	19,005
11	1,365	40	965	652	42	12,898	152	16	516	91	1,516	373	83	13	18,721
12	1,279	43	1,001	752	32	12,002	145	14	486	82	1,834	386	82	13	18,150
13	1,209	45	1,131	860	24	10,656	140	13	434	71	2,503	461	79	13	17,638
14	1,139	46	1,140	925	23	9,528	145	10	408	60	2,776	531	78	13	16,822
15	1,065	50	1,203	1,107	23	8,761	163	9	369	54	3,302	552	91	43	16,792
16	950	50	1,221	1,262	23	8,501	162	8	326	45	3,093	643	111	194	16,588
17	918	50	1,185	1,274	24	8,068	170	9	318	41	2,281	674	109	731	15,849
18	803	54	1,171	1,312	23	7,751	184	15	295	37	2,133	712	127	846	15,461
19	772	55	1,103	1,363	23	7,611	187	12	271	33	2,057	916	148	692	15,244
20	746	51	1,135	1,285	22	7,024	195	10	279	31	1,854	1,132	214	636	14,613
21	703	46	1,139	1,270	22	6,626	198	9	312	27	1,541	1,415	255	608	14,171
22	688	43	1,095	1,213	21	6,463	217	9	358	26	1,297	1,590	284	585	13,891
23	695	41	1,067	1,216	21	6,279	240	10	362	27	1,146	1,701	300	584	13,687
24	671	39	1,039	1,212	21	6,156	273	10	374	24	1,055	1,770	314	541	13,498
25	675	38	1,042	1,227	21	6,239	289	11	392	25	1,024	1,876	348	502	13,708

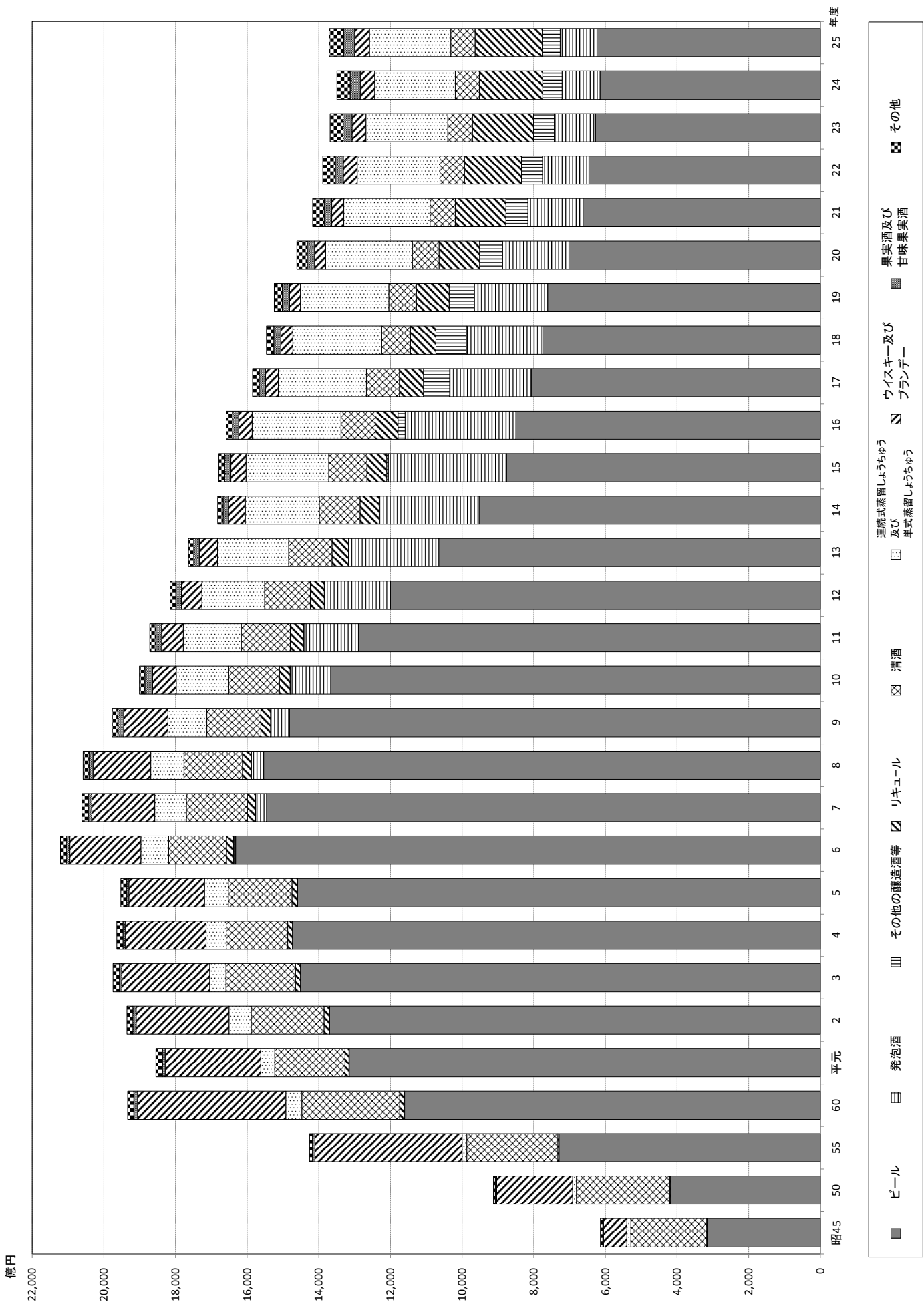
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目とした。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(10 酒税課税額の推移 (国税局分及び税関分の合計))



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

(10 酒税課税額の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒税課税額の内訳表(国税局分及び税関分の合計)

品目	年度							
	平15	20	23	24	25	対15年度比	対20年度比	対前年度比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清酒	106,481	74,608	69,517	67,072	67,543	63.4	90.5	100.7
合成清酒	4,965	5,071	4,113	3,891	3,760	75.7	74.1	96.6
連続式蒸留しょうちゅう	120,303	113,473	106,657	103,888	104,163	86.6	91.8	100.3
単式蒸留しょうちゅう	110,739	128,468	121,582	121,213	122,707	110.8	95.5	101.2
みりん	2,327	2,228	2,085	2,081	2,111	90.7	94.7	101.4
ビール	876,103	702,407	627,879	615,584	623,910	71.2	88.8	101.4
果実酒	16,324	19,528	23,990	27,337	28,893	177.0	148.0	105.7
甘味果実酒	949	952	972	979	1,071	112.9	112.5	109.4
ウイスキー	36,896	27,893	36,150	37,371	39,210	106.3	140.6	104.9
ブランデー	5,374	3,060	2,651	2,443	2,454	45.7	80.2	100.5
発泡酒	330,172	185,401	114,649	105,450	102,399	31.0	55.2	97.1
リキュール	55,181	113,181	170,089	176,999	187,607	340.0	165.8	106.0
スピリッツ等	9,117	21,416	30,045	31,390	34,793	381.6	162.5	110.8
その他の醸造酒等	4,306	63,620	58,359	54,149	50,213	1,166.1	78.9	92.7
合計	外4,564							
	1,679,237	1,461,306	1,368,738	1,349,846	1,370,836	81.6	93.8	101.6

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
 5 合計の外書きは、手持品課税分である。

11 酒税課税額の推移(国税局分)

(単位:億円)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	2,106	24	89	19	21	3,160	2	14	553	34	-	23	13	0	6,058
50	2,600	14	74	28	28	4,187	13	10	1,628	69	-	19	9	0	8,679
55	2,538	13	93	41	47	7,276	28	13	3,371	133	-	28	18	1	13,598
60	2,728	17	316	134	58	11,585	38	19	3,228	283	8	107	90	4	18,615
平成 元	1,963	15	247	139	20	13,002	31	10	1,733	267	0	95	129	5	17,656
2	2,032	14	444	175	19	13,503	30	11	1,650	283	0	121	135	5	18,422
3	1,940	14	303	150	22	14,291	27	9	1,527	287	7	116	122	5	18,819
4	1,717	20	378	174	18	14,492	26	9	1,420	281	3	123	113	4	18,778
5	1,777	27	451	199	20	14,343	25	9	1,296	264	1	139	92	4	18,646
6	1,614	35	492	262	20	15,604	33	9	1,196	250	40	184	92	4	19,833
7	1,709	39	547	300	20	14,992	40	8	1,045	230	235	202	83	3	19,454
8	1,633	40	552	325	21	15,171	45	8	964	206	301	216	74	3	19,561
9	1,507	38	627	391	23	14,558	64	11	786	146	498	247	64	3	18,963
10	1,412	39	816	551	24	13,509	79	12	418	82	1,109	274	50	3	18,378
11	1,365	40	840	652	42	12,808	65	12	400	70	1,472	348	47	3	18,163
12	1,279	43	856	752	31	11,942	55	11	378	60	1,777	359	43	3	17,588
13	1,208	45	962	859	24	10,589	54	9	336	53	2,457	430	42	2	17,069
14	1,139	46	951	923	22	9,465	55	6	309	42	2,728	499	39	2	16,226
15	1,065	50	1,012	1,101	23	8,703	57	6	285	39	3,251	519	54	31	16,196
16	950	50	1,013	1,256	23	8,440	53	5	255	32	3,053	608	78	180	15,996
17	918	50	997	1,273	24	8,004	62	5	248	30	2,259	635	76	716	15,296
18	803	54	990	1,311	22	7,688	62	8	233	26	2,117	670	94	831	14,910
19	772	55	938	1,362	23	7,557	62	7	211	24	2,045	866	112	679	14,713
20	746	51	974	1,284	22	6,971	65	6	223	23	1,841	1,062	183	625	14,074
21	703	46	976	1,269	21	6,578	64	5	255	21	1,530	1,313	220	597	13,599
22	688	43	943	1,211	21	6,412	69	5	296	21	1,288	1,437	249	575	13,258
23	695	41	920	1,214	21	6,196	75	5	294	20	1,138	1,493	252	574	12,939
24	671	39	899	1,210	21	6,075	77	5	301	18	1,046	1,548	268	532	12,710
25	675	38	902	1,225	21	6,162	86	6	322	19	1,014	1,634	303	493	12,899

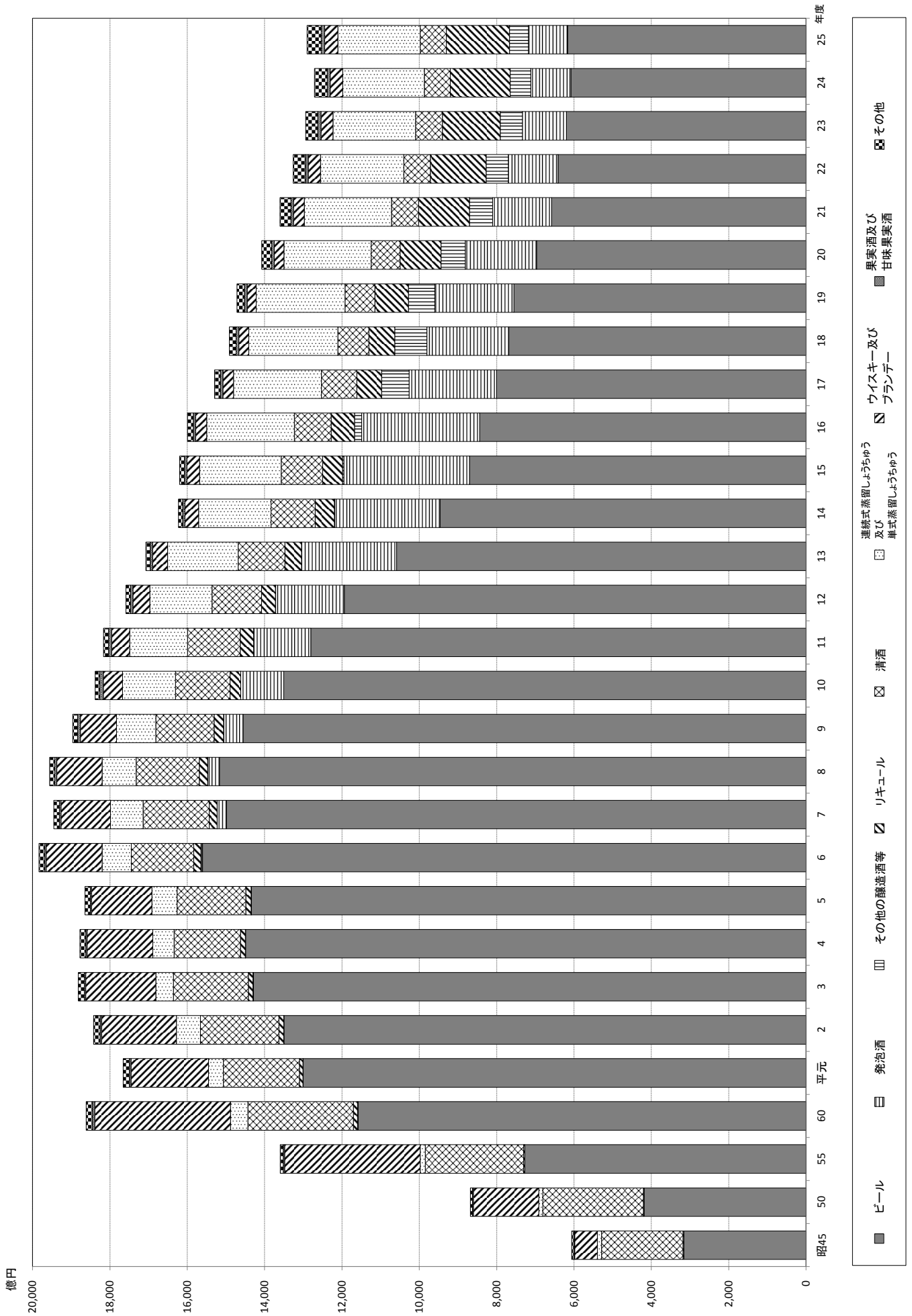
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(11 酒税課税額の推移 (国税局分))



付表 酒税課税額の内訳表(国税局分)

品目	年度							
	平15	20	23	24	25	対15年度比	対20年度比	対前年度比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清酒	106,450	74,600	69,512	67,066	67,537	63.4	90.5	100.7
合成清酒	4,965	5,071	4,112	3,889	3,758	75.7	74.1	96.6
連続式蒸留しょうちゅう	101,159	97,386	91,961	89,918	90,206	89.2	92.6	100.3
単式蒸留しょうちゅう	110,137	128,352	121,421	121,041	122,544	111.3	95.5	101.2
みりん	2,308	2,201	2,054	2,050	2,078	90.0	94.4	101.4
ビール	870,306	697,087	619,610	607,479	616,151	70.8	88.4	101.4
果実酒	5,744	6,457	7,467	7,719	8,568	149.2	132.7	111.0
甘味果実酒	559	567	498	490	584	104.5	103.0	119.2
ウイスキー	28,551	22,330	29,408	30,127	32,158	112.6	144.0	106.7
ブランデー	3,885	2,340	1,999	1,850	1,892	48.7	80.9	102.3
発泡酒	325,085	184,099	113,835	104,609	101,352	31.2	55.1	96.9
リキュール	51,939	106,175	149,324	154,755	163,414	314.6	153.9	105.6
スピリッツ等	5,418	18,267	25,217	26,775	30,314	559.5	165.9	113.2
その他の醸造酒等	3,095	62,497	57,446	53,217	49,322	1,593.6	78.9	92.7
合計	外4,564							
	1,619,562	1,407,428	1,293,864	1,270,984	1,289,879	79.6	91.6	101.5

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 合計の外書きは、手持品課税分である。

12 酒類販売(消費)数量の推移

(単位:千kl)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	1,532	39	151	51	30	2,910	6	27	132		0	15	8	1	4,901
50	1,675	22	125	64	44	3,736	27	23	238		0	16	6	1	5,978
55	1,504	21	146	92	64	4,383	44	20	360		0	17	8	2	6,660
60	1,335	21	367	226	76	4,725	62	18	293		4	80	31	5	7,244
平成 元	1,345	21	287	205	85	6,060	113	17	233	43	0	89	35	7	8,540
2	1,373	21	307	218	85	6,463	118	16	209	47	0	122	46	8	9,035
3	1,372	21	295	217	87	6,741	112	15	195	48	4	123	43	9	9,281
4	1,369	27	313	231	87	6,861	110	14	184	46	3	134	41	9	9,427
5	1,362	37	340	248	88	6,756	108	13	186	44	2	149	36	10	9,380
6	1,257	43	358	249	85	7,057	123	13	165	40	17	193	33	12	9,644
7	1,262	51	381	267	87	6,744	144	13	153	38	194	222	32	16	9,603
8	1,213	52	403	286	89	6,697	159	12	139	34	289	236	30	17	9,657
9	1,122	51	401	291	93	6,330	225	14	134	29	431	244	27	17	9,410
10	1,052	52	393	296	96	5,857	298	15	138	27	926	262	24	19	9,456
11	1,030	55	405	317	126	5,508	278	15	132	25	1,278	344	23	19	9,554
12	977	58	411	324	138	5,185	266	16	124	22	1,574	381	27	16	9,520
13	933	60	453	338	103	4,622	253	13	116	19	2,157	447	27	15	9,556
14	888	62	468	364	100	4,132	259	12	106	16	2,465	541	26	15	9,455
15	826	63	487	435	104	3,783	237	10	98	14	2,403	580	38	43	9,120
16	746	63	497	486	103	3,617	226	8	88	12	2,213	692	59	232	9,042
17	719	63	497	502	107	3,408	238	9	83	11	1,679	736	62	898	9,012
18	688	57	480	520	105	3,305	229	10	80	10	1,516	745	79	1,032	8,856
19	664	53	465	540	105	3,215	230	10	76	9	1,473	945	93	884	8,761
20	632	51	457	516	105	2,986	227	10	75	9	1,307	1,161	146	838	8,519
21	617	46	461	500	103	2,844	240	8	84	8	1,117	1,495	192	824	8,537
22	589	43	443	480	100	2,764	262	8	94	8	948	1,754	212	808	8,515
23	601	40	433	484	98	2,690	290	8	97	7	838	1,871	233	809	8,501
24	593	40	427	481	105	2,685	321	9	99	7	781	1,974	248	769	8,538
25	581	37	425	486	105	2,665	332	9	108	7	748	2,103	276	710	8,591

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

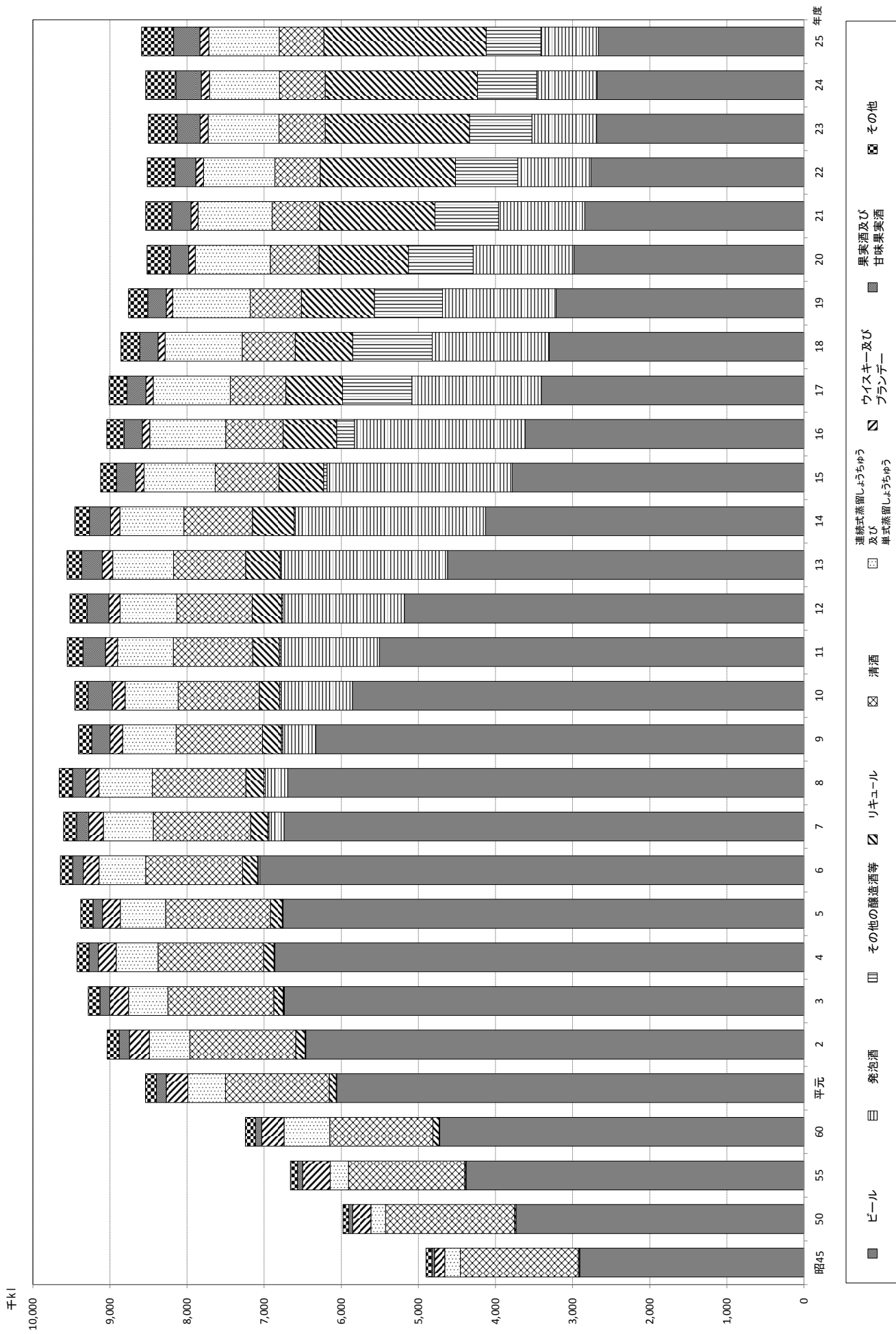
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 沖割分は含まない。

(12 酒類販売(消費)数量の推移)



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

付表 酒類販売(消費)数量の内訳表

品目	年度		平15		20		23		24		25		対15年度比 %	対20年度比 %	対前年度比 %
	l	kl	l	kl	l	kl	l	kl	l	kl	l	kl			
清 酒	8.1		6.1		5.8		5.7		5.6				70.3	92.0	98.0
			826,467		631,521		601,338		592,661		580,934				
合 成 清 酒	0.6		0.5		0.4		0.4		0.4				57.6	72.2	92.2
			63,455		50,556		39,988		39,599		36,525				
連続式蒸留しょうちゅう	4.8		4.4		4.2		4.1		4.1				87.3	92.9	99.6
			486,695		457,327		433,200		426,740		424,850				
単式蒸留しょうちゅう	4.3		5.0		4.7		4.6		4.7				111.9	94.3	101.1
			434,785		515,762		484,332		481,351		486,428				
み り ん	1.0		1.0		0.9		1.0		1.0				101.0	99.9	100.0
			103,520		104,634		98,313		104,571		104,572				
ビ ー ル	37.2		28.9		25.9		25.9		25.7				70.4	89.2	99.3
			3,783,324		2,985,893		2,690,379		2,684,573		2,664,645				
果 実 酒	2.3		2.2		2.8		3.1		3.2				140.3	146.5	103.6
			236,942		226,879		289,669		320,785		332,398				
甘 味 果 実 酒	0.1		0.1		0.1		0.1		0.1				93.9	87.3	98.9
			9,686		10,424		8,429		9,199		9,099				
ウ イ ス キ ー	1.0		0.7		0.9		1.0		1.0				110.3	143.8	109.1
			97,782		75,014		96,845		98,865		107,846				
ブ ラ ン デ ー	0.1		0.1		0.1		0.1		0.1				49.7	79.0	93.5
			13,873		8,727		7,317		7,378		6,897				
発 泡 酒	23.6		12.7		8.1		7.5		7.2				31.1	57.2	95.7
			2,402,843		1,307,521		838,065		781,290		747,549				
リ キ ュ ー ル	5.7		11.2		18.0		19.0		20.3				362.8	181.2	106.6
			579,792		1,160,951		1,870,763		1,973,727		2,103,324				
ス ピ リ ッ ツ 等	0.4		1.4		2.2		2.4		2.7				721.2	189.5	111.3
			38,276		145,653		233,165		248,081		276,041				
そ の 他 の 醸 造 酒 等	0.4		8.1		7.8		7.4		6.8				1,669.2	84.7	92.4
			42,535		838,336		809,364		768,720		709,995				
合 計	89.7		82.5		81.8		82.2		82.8				94.2	100.8	100.6
			9,120,025		8,518,989		8,501,212		8,537,587		8,591,118				

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 上段の数字は、成人1人当たりの酒類販売(消費)数量である。
6 成人人口は、各年度の「人口推計年報」(総務省統計局)によった。
7 沖縄分は含まない。

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もちみ
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 282	外 59	外 1,890	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 45	外 517	外 30	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377	353
2	外 55	外 77	外 44	外 514	外 31	外 5	外 143	外 168	外 65	外 111	外 12	外 275	外 270	外 68	外 1,913	373	353
3	外 60	外 78	外 43	外 515	外 33	外 5	外 150	外 169	外 64	外 108	外 12	外 278	外 267	外 64	外 1,919	374	359
4	外 55	外 78	外 47	外 517	外 33	外 7	外 154	外 168	外 64	外 109	外 13	外 279	外 270	外 75	外 1,932	376	362
5	外 61	外 76	外 47	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	362
6	外 64	外 78	外 45	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	384	359
7	外 64	外 77	外 46	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	389	354
8	外 63	外 79	外 46	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	388	354
9	外 68	外 79	外 38	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	394	356
10	外 78	外 80	外 40	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	393	356
11	外 82	外 79	外 41	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	394	356
12	外 86	外 78	外 38	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	390	354
13	外 92	外 79	外 35	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261	349	352
14	外 98	外 76	外 36	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	352	348
15	外 102	外 75	外 36	外 487	外 70	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	337	345
16	外 114	外 76	外 37	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822	336	357
17	外 118	外 73	外 38	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857	331	374
18	外 129	外 66	外 36	外 497	外 73	外 228	外 184	外 171	外 68	外 110	外 42	外 554	外 336	外 118	外 2,857	280	388
19	外 138	外 65	外 30	外 503	外 74	外 77	外 190	外 184	外 65	外 109	外 2,209	外 2,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058	264	399
20	外 137	外 64	外 32	外 508	外 72	外 83	外 184	外 184	外 66	外 112	外 2,138	外 2,230	外 2,779	外 4,451	外 13,290	254	405
21	外 145	外 71	外 33	外 506	外 78	外 90	外 182	外 182	外 68	外 120	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837	251	400
22	外 150	外 73	外 32	外 507	外 78	外 89	外 179	外 179	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,559	外 4,069	外 12,373	252	407
23	外 154	外 71	外 34	外 499	外 81	外 90	外 179	外 179	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,260	外 3,533	外 11,082	275	400
24	外 151	外 73	外 35	外 500	外 82	外 93	外 178	外 178	外 65	外 122	外 1,586	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	255	404
25	外 154	外 71	外 36	外 497	外 79	外 92	外 176	外 176	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	244	415
	外 152	外 71	外 38	外 497	外 32	外 167	外 176	外 177	外 11	外 9	外 60	外 187	外 2,055	外 3,150	外 10,141	243	415

(注) 1 本表は、平として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 一の製造場では原料用アルコールを有しているものについて、主たる酒類を本書きとし、その他の外書きとして掲げた。

6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

付表 1 地ビール製造場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173

(注)1 製造場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから60klに引き下げられた。

付表 2 果実酒製造場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25
製造場数	0	1	4	4	4	4
製造者数	0	1	4	4	4	4
認定計画数	8	12	16	19	21	22

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得し場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造場が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表3 濁酒製造場(者)数の推移(特定酒類(その他醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表4 果実酒製造場(者)数の推移(特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25
製造場数	0	0	6	7	8	7
製造者数	0	0	6	7	8	7
認定計画数	13	16	20	26	30	34

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表5 リキュール製造場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25
製造場数	0	8	14	17	18	25
製造者数	0	8	14	17	18	25
認定計画数	11	19	24	32	38	40

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	区分		卸		売		業		業		合 計	備 考		
	全	酒	全	酒	小	酒	全	酒	全	酒				
昭和 46. 3. 31 現在	-	-	1,965	外 1,316	2,387	外 1,316	4,352	外 1,198	122,291	外 147	20,756	外 1,345	143,047	13.3 酒類販売業免許制度発足
51. 3. 31	-	-	13,738	-	2,731	-	16,469	-	129,976	-	20,856	外 14,321	150,832	
56. 3. 31	-	-	12,761	-	2,610	-	15,371	-	135,457	-	21,294	外 13,364	156,751	
61. 3. 31	-	-	11,980	-	2,676	-	14,656	-	138,056	-	21,832	外 12,617	159,888	63.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定
平成 2. 3. 31	-	-	11,540	-	3,487	-	15,027	-	139,396	-	22,127	外 12,594	161,523	元. 6 人口基準、抽選制の導入
3. 3. 31	-	-	11,389	-	7,121	-	18,510	-	136,384	-	22,059	外 16,044	176,953	
4. 3. 31	-	-	11,006	-	7,302	-	18,308	-	136,545	-	22,091	外 15,822	176,944	
5. 3. 31	-	-	10,896	-	7,325	-	18,221	-	137,138	-	22,162	外 15,786	177,521	
6. 3. 31	-	-	10,682	-	7,332	-	18,014	-	137,777	-	22,335	外 15,542	178,126	
7. 3. 31	-	-	10,487	-	7,331	-	17,818	-	138,568	-	22,770	外 15,286	179,156	
8. 3. 31	-	-	10,200	-	7,274	-	17,474	-	139,403	-	23,003	外 14,913	179,880	
9. 3. 31	-	-	9,980	-	7,137	-	17,117	-	140,180	-	26,703	外 14,652	184,000	10. 3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止)の閣議決定
10. 3. 31	-	-	9,757	-	7,090	-	16,847	-	140,836	-	31,012	外 14,346	188,695	
11. 3. 31	-	-	9,546	-	7,081	-	16,627	-	143,718	-	31,377	外 14,061	191,722	
12. 3. 31	-	-	9,436	-	7,053	-	16,489	-	145,841	-	31,641	外 13,923	193,971	
13. 3. 31	-	-	9,365	-	6,885	-	16,250	-	145,053	-	31,820	外 13,630	193,123	13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
14. 3. 31	-	-	9,210	-	6,773	-	15,983	-	151,343	-	30,679	外 13,395	198,005	
15. 3. 31	-	-	9,070	-	6,686	-	15,756	-	154,759	-	29,840	外 13,451	200,355	15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
16. 3. 31	-	-	8,630	-	6,469	-	15,099	-	165,915	-	27,311	外 12,597	208,325	
17. 3. 31	-	-	8,011	-	6,406	-	14,417	-	171,674	-	25,737	外 12,199	211,828	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の一部を改正する法律」公布
18. 3. 31	-	-	7,608	-	6,384	-	13,992	-	170,975	-	25,485	外 11,871	210,452	18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定廃止
19. 3. 31	-	-	7,303	-	6,330	-	13,633	-	178,124	-	23,148	外 11,683	214,905	
20. 3. 31	-	-	7,111	-	6,262	-	13,373	-	179,624	-	22,250	外 11,346	215,247	
21. 3. 31	-	-	6,855	-	6,090	-	12,945	-	178,016	-	21,350	外 10,966	212,311	
22. 3. 31	-	-	6,589	-	5,909	-	12,498	-	176,773	-	7,299	外 10,488	196,570	
23. 3. 31	-	-	6,212	-	5,850	-	12,062	-	175,132	-	6,557	外 10,488	193,751	23. 4 「規制」制度改革に係る方針」(酒類卸売業免許の要件緩和)の閣議決定
24. 3. 31	-	-	5,899	-	5,786	-	11,685	-	174,544	-	6,237	外 10,251	192,466	24. 9 酒類卸売業免許の要件緩和等の適用を開始
25. 3. 31	-	-	5,701	-	5,814	-	11,515	-	174,737	-	5,950	外 10,112	192,202	
26. 3. 31	-	-	5,571	-	5,919	-	11,490	-	175,356	-	5,750	外 10,092	192,596	

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。

16 酒類販売業者の概況

1 酒類小売業者（酒類小売業者の概況より）

(1) 酒類小売業者の概況（一販売場平均）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
酒類小売数量 (kl)	51.3	50.5	50.3
酒類売場面積 (㎡)	37.1	38.6	36.6
平均営業時間 (時間)	14.8	14.9	15.0

(2) 一般酒販店の経営概況（一企業平均）

(単位：万円、%)

区 分	金額・割合		
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総売上高	6,989	6,104	6,125
うち酒類小売売上高	1,872	1,829	1,857
総売上高に占める割合	26.8	30.0	30.3
売上総利益	1,547	1,242	1,256
うち酒類小売売上総利益	320	314	321
税引前利益	95	60	85
総売上高に占める割合	1.4	1.0	1.4

(3) 業態別の販売場数

(単位：場、%)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比		構成比		構成比
一 般 酒 販 店	59,284	36.6	57,129	34.7	54,901	33.1
コンビニエンスストア	47,853	29.6	50,578	30.7	52,195	31.5
スーパーマーケット	20,218	12.5	20,667	12.5	20,740	12.5
百 貨 店	447	0.3	432	0.3	443	0.3
量 販 店	3,479	2.1	3,572	2.2	3,615	2.2
業 務 用	2,452	1.5	2,599	1.6	2,704	1.6
ホームセンター・ドラッグストア	8,467	5.2	9,105	5.5	10,116	6.1
そ の 他	19,677	12.2	20,677	12.5	21,165	12.8
合 計	161,877	100.0	164,759	100.0	165,879	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 業態別の販売数量

(単位：kl、%)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比		構成比		構成比
一 般 酒 販 店	1,468,810	17.7	1,373,441	16.5	1,299,286	15.6
コンビニエンスストア	915,042	11.0	924,312	11.1	937,960	11.2
スーパーマーケット	2,967,415	35.7	2,988,829	35.9	3,010,740	36.1
百 貨 店	62,026	0.7	59,539	0.7	63,082	0.8
量 販 店	1,210,395	14.6	1,238,787	14.9	1,177,084	14.1
業 務 用	748,912	9.0	774,626	9.3	840,395	10.1
ホームセンター・ドラッグストア	522,544	6.3	555,142	6.7	612,626	7.3
そ の 他	405,621	4.9	409,172	4.9	407,753	4.9
合 計	8,300,766	100.0	8,323,848	100.0	8,348,926	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 経営組織別企業数

(単位：者、%)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比		構成比		構成比
個 人	62,645	58.0	61,507	57.2	59,558	56.5
法 人 ・ そ の 他	45,366	42.0	46,050	42.8	45,884	43.5
合 計	108,011	100.0	107,557	100.0	105,442	100.0

(6) 一般酒販店の売上規模別企業数

(単位：者、%)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比		構成比		構成比
300万円以下	4,869	13.0	4,640	13.0	4,747	13.7
300万円超 500万円以下	3,300	8.8	3,041	8.5	3,136	9.1
500万円超 700万円以下	2,956	7.9	2,880	8.1	2,785	8.0
700万円超 1,000万円以下	3,927	10.4	3,732	10.5	3,670	10.6
1,000万円超 1,500万円以下	4,583	12.2	4,308	12.1	4,057	11.7
1,500万円超 2,000万円以下	3,323	8.8	3,111	8.7	2,999	8.7
2,000万円超 2,500万円以下	2,454	6.5	2,376	6.7	2,274	6.6
2,500万円超 3,000万円以下	1,955	5.2	1,859	5.2	1,741	5.0
3,000万円超 4,000万円以下	2,669	7.1	2,495	7.0	2,317	6.7
4,000万円超 5,000万円以下	1,642	4.4	1,622	4.5	1,513	4.4
5,000万円超 1億円以下	3,430	9.1	3,272	9.2	3,090	8.9
1億円超	2,476	6.6	2,318	6.5	2,273	6.6
合 計	37,584	100.0	35,654	100.0	34,602	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

酒類小売業者の概況については、国税庁ホームページに掲載している。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/kori/04.htm>

2 酒類卸売業者（酒類卸売業者の経営実態調査結果より）

(1) 酒類卸売業者の概況

区 分	平成 23 年度	
		1企業平均
事業者数（者）	1,433	—
酒類販売量（kl）	11,969,228	8,353
総売上高（百万円）	32,252,164	22,507
うち酒類卸売上高	5,081,818	3,546
売上総利益（百万円）	1,676,543	1,170
税引前純利益（百万円）	577,473	403
総従事者数（人）	126,373	88
うち酒卸売部門	19,760	14

(2) 酒類卸売業者の企業規模

（単位：者、％）

区 分	平成 23 年度			
		構成比		
協 同 組 合	21	1.5		
1 億円超・100 人超の会社	77	5.4		
中 小 企 業	会 社	1 億円超・100 人以下	22	1.5
		1 億円以下・100 人超	65	4.5
		1 億円以下・100 人以下	1,157	80.7
	個 人	91	6.4	
	中 小 企 業 計	1,335	93.2	
企 業 数 合 計	1,433	100.0		

（注） 1 企業規模（区分欄）の金額は資本金を、人数は従業員数を表す。

2 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(3) 税引前純利益金額別企業数

（単位：者、％）

区 分	平成 23 年度	
		構成比
欠 損	545	38.0
～50 万円未満	133	9.3
～500 万円未満	284	19.8
～3,000 万円未満	242	16.9
～1 億円未満	98	6.8
1 億円以上	131	9.1
合 計	1,433	100.0

（注） 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 販売先別販売数量

(単位:kl、%)

区 分	平成 23 年度	
		構成比
卸 売 業 者	2,609,599	21.8
小 売 業 者	8,185,092	68.4
消 費 者	1,174,538	9.8
合 計	11,969,228	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 品目別販売数量

(単位:kl、%)

区 分	平成 23 年度	
		構成比
清 酒	923,655	7.7
しょうちゅう	1,380,354	11.5
ビ ー ル	3,825,861	32.0
発 泡 酒	1,113,152	9.3
その他の醸造酒	966,675	8.1
スピリッツ・リキュール	2,935,526	24.5
そ の 他	824,005	6.9
合 計	11,969,228	100.0

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

- 1 「酒類卸売業者の概況(平成24年度調査分)」による(年度は調査対象年度で表している。)
- 2 酒類卸売業者実態調査の結果(「酒類卸売業者の概況」)については、国税庁ホームページに掲載している。
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/oroshiuri/03.htm>)
- 3 調査表回収率は、87.3%である。
- 4 平成23年度から調査対象を拡大したことにより、調査対象者数等が大幅に増加し、過年度計数との単純比較ができないため、過年度の計数は表示していない。

17 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示義務事項一覧表

種類 (酒類の分類)	該当する酒類(品目)	表示義務事項					税率適用区分
		製造者の氏名又は名称、製造場の所在地(※1)	容量	品目	アルコール分	発泡性を有する旨	
発泡性酒類	ビール	○	○	○	○		
	発泡酒	○	○	○	○		○
醸造酒類(その他の発泡性酒類を除く。)	その他の発泡性酒類(※2)	○	○	○	○	○	○
	清酒	○	○	○	○		
	(日本酒)	○	○	○	○		
	果実酒	○	○	○	○		
	その他の醸造酒(※濁酒)	○	○	○	○		
	連続式蒸留しようちゆう(ホワイトリカー①又はしようちゆう甲類)	○	○	○	○		
	単式蒸留しようちゆう(ホワイトリカー②、しようちゆう乙類、※本格しようちゆう、※泡盛)	○	○	○	○		
	ウイスキー	○	○	○	○		
	(※水割りウイスキー)	○	○	○	○		
	ブランデー	○	○	○	○		
(※水割リブランデー)	○	○	○	○			
混成酒類(その他の発泡性酒類を除く。)	原料用アルコール	○	○	○	○		
	スピリッツ	○	○	○	○		
	合成清酒	○	○	○	○		
	みりりん	○	○	○	○		
	(本みりりん)	○	○	○	○		
	甘味果実酒	○	○	○	○		
	(※薬剤甘味果実酒、※薬用甘味果実酒)	○	○	○	○		
	リキュール	○	○	○	○		
	(※薬味酒、※薬用酒、※白酒)	○	○	○	○		
	粉末酒	○	○(重量)	○	○		○
雑酒	○	○	○	○		○	

(※1) 酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、引取先の所在地を記載。酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、詰替場所の所在地を記載。

(※2) 「その他の発泡性酒類」は、ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するものをいう。例えば、清酒で、アルコール分10度未満で発泡性を有するものは、上記「その他の発泡性酒類」欄の表示義務事項が適用される。なお、この場合の品目は、「清酒」となる。

(※3) 品目のかつこ書きの名称は、品目の例外表示(酒類業組合法施行規則第11条の5)として認められる。ただし※印がある名称については製造方法等の要件を満たす必要がある。

18 単式蒸留しょうちゅうの例外表示

1 単式蒸留しょうちゅうの例外表示の要件

例外表示	要件
ホワイトリカー②又はしょうちゅう乙類	単式蒸留しょうちゅうに属するすべてのもの
本格しょうちゅう	次に掲げる原料等を使用したもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 穀類又はいも類、これらのこうじ及び水 ・ 穀類のこうじ及び水 ・ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水 ・ 酒税法施行令第4条の2に規定する砂糖、米こうじ及び水 ・ 穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び国税庁長官の指定する物品（その原料中国税庁長官の指定する物品の重量の合計が穀類又はいも類及びこれらのこうじの重量を超えないものに限る。）
泡盛	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料等として使用したもの

※ 「ホワイトリカー」の例外表示については、「②」の記号が明瞭に判別できる方法により行う。

2 「酒税法施行規則第三条の二に規定する国税庁長官が指定する物品を定める件」 （平成18年4月国税庁告示第10号）

国税庁長官の指定する物品
あしたば、あずき、あまちゃづる、アロエ、ウーロン茶、梅の種、えのきたけ、おたねにんじん、かぼちゃ、牛乳、ぎんなん、くず粉、くまざさ、くり、グリーンピース、こならの実、ごま、こんぶ、サフラン、サボテン、しいたけ、しそ、大根、脱脂粉乳、たまねぎ、つのまた、つるつる、とちのきの実、トマト、なつめやしの実、にんじん、ねぎ、のり、ピーマン、ひしの実、ひまわりの種、ふきのとう、べにばな、ホエイパウダー、ほていあおい、またたび、抹茶、まてばしいの実、ゆりね、よもぎ、落花生、緑茶、れんこん、わかめ

19 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第8号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なるさまざまなタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールがなかったため、消費者の方からどのような品質のものであるかよく分からないという声が高まっていました。

そこで中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成2年4月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、すべての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の方の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
大吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
純米酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、農産物検査法に基づく農産物規格規程によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるもの）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、でんぷん質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スツキリした味」となります。さらに、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理からびん詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイントの活字以上の大きさの日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料を使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	68%

(2) 製造時期

次のいずれかの方法で記載します。

製造年月	平成25年10月
------	----------

製造年月	25. 10
------	--------

製造年月	2013. 10
------	----------

製造年月	13. 10
------	--------

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字の後に表示してもよいことになっています。

また、容器の容量が300ml以下の場合には、「年月」の文字を省略してもよいことになっています。

(3) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存若しくは飲用上の注意事項を記載します。

(参考)

生酒、生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の2回加熱処理をしています。

(4) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を記載します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

- 製造者の氏名又は名称
- 製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）
- 容器の容量
- 清酒（「日本酒」と表示してもよいことになっています。）
- アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1年以上貯蔵した清酒に、1年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

ひとつの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合に、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限りです。）。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 受賞の記述

国、地方公共団体等公的機関から受賞した場合に、その清酒に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

- (1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語
- (2) 官公庁御用達又はこれに類似する用語
- (3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※ ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語（例：「米だけの酒」）を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。

純米酒ではありません
米だけの酒

20 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、未成年者の飲酒防止のための対応が必要とされたため、中央酒類審議会の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への未成年者飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に基準の一部が改正（平成9年国税庁告示第3号）されました（平成9年7月から適用）。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に基準の一部が改正（平成15年国税庁告示第4号）され、平成15年9月1日から適用されました。

酒類の陳列場所の表示については、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とする表示基準の改正（平成17年国税庁告示第22号）が行われ、平成17年10月1日から適用されました。

未成年者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイントの活字以上（容量360ml以下の場合は5.5ポイント以上）の大きさの統一のとれた日本語で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの、③調味料として用いられること又は薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本語で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本語で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本語で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

21 地理的表示に関する表示基準

1 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示について、当該表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

我が国においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年国税庁告示第4号）を平成6年12月に定め、平成7年7月から適用されています。

また、清酒については、地域の自然条件等を活かした伝統的な製法を受け継いだ特色ある地酒が数多く存在することから、既に地域ブランド化しているものやこれから地域ブランド化していこうとする状況を踏まえて、消費者の視点に立った適切な商品情報の提供及び清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、平成17年9月に表示基準の一部が改正され平成17年10月1日から適用されています。

2 表示基準の概要

地理的表示とは

その酒類に与えられた品質、評判等が本質的に地理的原産地に起因するものと考えられる場合において、その酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいいます。

我が国においては、国税庁長官が国内で保護する果実酒、単式蒸留しょうちゅう又は清酒の産地について、平成7年6月に「壱岐」、「球磨」、「琉球」を、平成17年12月に「薩摩」、「白山」を指定し、さらに平成25年7月には「山梨」を指定したところです。これらの産地を表示する地理的表示は、当該産地について定められた方法で製造された果実酒、単式蒸留しょうちゅう又は清酒でなければ使用することはできません。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
果実酒（酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定する果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。）	山梨	山梨県
単式蒸留しょうちゅう（酒税法第3条第10号に規定するしょうちゅうをいう。以下同じ。）	壱岐	長崎県 壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県 球磨郡 人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）
清酒（酒税法第3条第7号に規定する清酒をいう。）	白山	石川県 白山市

地理的表示の保護の内容

ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次のとおりです。

- イ 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用することはできません。
- ロ 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することはできません。
- ハ ぶどう酒、蒸留酒及び清酒については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできません。
 - ※ 例えば、長崎県壱岐市以外で製造されたしょうちゅうに「壱岐焼酎（〇〇産）」（〇〇は真正の原産地）、「壱岐風」などと表示することはできません。

使用とは

酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を平成6年4月15日以前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合
- ロ 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

22 酒類における有機等の表示基準

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）には、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機農畜産物加工酒類及び有機加工食品として格付けされた食品添加物（以下「有機農畜産物等」といいます。）を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」（以下「有機等」といいます。）の表示基準及び遺伝子組換え農産物等を原料として製造した酒類における遺伝子組換えに関する表示基準が定められています。

この表示基準は、有機米使用清酒、オーガニックビール等といった「有機等」の表示を行っている酒類が市場に流通していること、また、遺伝子組換え農産物が商品化されるようになり、酒類の原料としても、使用される可能性もあること等から、消費者の適切な商品選択に資するため、中央酒類審議会の答申を受け、平成12年12月に定められ、平成13年4月から適用されています。

有機等の表示基準については、「有機加工食品の日本農林規格（JAS規格）」（平成17年10月農林水産省告示第1606号）の基準等に準拠して策定しており、また、遺伝子組換えに関する表示基準については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」といいます。）の加工食品の規定を準用しております。

酒類における有機等の表示基準（概要）

1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準をすべて満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示をすることができます。

(1) 原材料及び使用割合

- ・ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」（昭和25年法律第175号）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物であること。
- ・ 有機農畜産物等の使用割合が95%以上であること。
- ・ 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

(2) 製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

(3) 品目の表示

- ・ 酒類の品目の表示に合わせて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限り、）と表示されていること。
- ・ 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のJAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記(1)及び(2)の基準を満たすものとして取り扱います。

2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

- (1) 酒類の品目の表示に合わせて「（有機農畜産物〇%使用）」と表示されていること。
- (2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。

(3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

イ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。

ロ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、未成年者飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

3 酒類における遺伝子組換えに関する表示

次に掲げる酒類については、「農林水産大臣の定める基準」の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示をしなければならないことになっています。

(1) 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された大豆（枝豆及び大豆もやしを含みます。））、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ）又はこれを原材料とする加工食品を原材料とするものであって組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する酒類

(2) 特定遺伝子組換え農産物（対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいいます。）であって高オレイン酸の形質を有する大豆又は高リシンの形質を有するとうもろこし（これを原材料とする加工食品を含みます。）を原材料とするもののうち大豆又はとうもろこしを主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいいます。）とする酒類又はこの酒類を主な原材料とする酒類

なお、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類に、遺伝子組換えでないことを表す用語を使用してはならないこととなっています。

遺伝子組換えに関する表示方法を例示すると次のとおりとなります。

- 分別生産流通管理が行われている遺伝子組換え大豆を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換え）、○○、△△
- 分別生産流通管理が行われていない遺伝子組換え大豆又は非遺伝子組換え大豆を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換え不分別）、○○、△△
- 分別生産流通管理が行われている非遺伝子組換え大豆を原料としている場合【任意表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）、○○、△△ 又は 大豆、○○、△△
- 特定分別生産流通管理が行われている特定遺伝子組換え大豆(高オレイン酸大豆)を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）、○○、△△
- 遺伝子組換え農産物が存在しない農産物を原料としている場合【表示禁止事項】
 - ・遺伝子組換え○○を使用していません等（○○は遺伝子組換え農産物が存在しない農産物）

(注) 1 「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。

2 「特定分別生産流通管理」とは、特定遺伝子組換え農産物等について、1と同様の管理の方法をいいます。

(参考) 酒類における有機等の表示例

1 有機農畜産物加工酒類の場合

○〇県〇〇市一ノ一ノ一 △△酒造株式会社 お酒は二十歳になってから	<h1>純米酒</h1>	清酒 (有機農畜産物加工酒類) 有機米使用清酒
アルコール分 15度以上 16度未満 原材料名 米(国産)、米こうじ(国産米) 精米歩合 64% 製造年月 平成26年2月 内容量 360ml		

《ポイント》

「(有機農畜産物加工酒類)」と表示されています。

2 有機農畜産物等を原材料に使用している場合 (有機農畜産物等の使用表示)

(1) 有機農畜産物等の使用割合が50%以上の場合

○〇県〇〇市一ノ一ノ一 △△酒造株式会社 お酒は二十歳になってから	<h1>純米酒</h1>	清酒 (有機農畜産物80%使用) 有機米使用
アルコール分 15度以上 16度未満 原材料名 米、(国産) 米こうじ(国産米) 精米歩合 64% 製造年月 平成26年2月 内容量 360ml		

《ポイント》

「(有機農畜産物80%使用)」と表示されています。

- ・「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称又は商品名(ここでは「純米酒」と一体的に表示されていません。
- ・「有機米使用」の文字の活字のポイントが、酒類の一般的な名称又は商品名の表示に用いている文字の活字のポイントよりも小さくなっています。

(2) 有機農畜産物等の使用割合が50%未満の場合

○〇県〇〇市一ノ一ノ一 △△酒造株式会社 お酒は二十歳になってから	<h1>純米酒</h1>	清酒 (有機農畜産物30%使用) 有機米使用
アルコール分 15度以上 16度未満 原材料名 米(国産)、米こうじ(国産米) 精米歩合 64% 製造年月 平成26年2月 内容量 360ml		

《ポイント》

「(有機農畜産物30%使用)」と表示されています。

- ・「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称又は商品名(ここでは「純米酒」と一体的に表示されていません。
- ・「有機米使用」の文字の活字のポイントが、未成年者の飲酒防止に関する表示基準に規定する事項(ここでは「お酒は二十歳になってから」)の文字の活字のポイントを超えていません。

23 酒類の表示の基準における重要基準を定める件

酒類の表示の基準については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号、以下「酒類業組合法」といいます。）第86条の6第1項及び同法施行令（昭和28年政令第28号）第8条の4の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、未成年者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされており、現在、

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号）

「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月国税庁告示第4号）

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）

の4つの表示基準が定められています。

平成15年5月の酒類業組合法の改正により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができることとされました。この改正を受けて、平成15年12月に「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」（平成15年国税庁告示第15号）を定めました。

※ 重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の6第3項、第4項及び第86条の7の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、更に、命令に違反した場合に罰則を課すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

- (1) 「清酒の製法品質表示基準」のうち、
 - ① 特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
 - ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
 - ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
- (2) 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」のうち、
 - ① 酒類の容器又は包装に対する表示の基準
 - ② 酒類の陳列場所における表示の基準
 - ③ 酒類の自動販売機に対する表示の基準
 - ④ 酒類の通信販売における表示の基準
- (3) 「地理的表示に関する表示基準」のうち、

地理的表示の保護に関する事項の基準
- (4) 「酒類における有機等の表示基準」のうち、
 - ① 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示の基準
 - ② 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準
 - ③ 有機農畜産物加工酒類の名称等の表示の基準
 - ④ 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示の基準
 - ⑤ 酒類における遺伝子組換えに関する表示の基準

24 酒類容器等の3R(スリーアール)の推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても3Rの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。

国税庁は、酒類業界の健全な発達を目的として、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等の環境関係法令に適切に対応するよう、消費者に対する啓発や酒類業者に対する指導啓発等を行っています。

また、酒類業界においては、経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、環境の世紀といわれる21世紀をにらんで、3R、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するものかを検討するため、平成10年9月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年4月に「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめ、次のとおり酒類容器等の3Rに取り組んでいます。

リターナブルびん利用促進への取組

◇ ビールびんや一升びん等のリユース

- ・ ビールびんや一升びん等は小売店等を通して回収され、リユースされています。これらの中には、自主回収率がおおむね90%に達するものとして容器包装リサイクル法に基づく自主回収の認定を受けている回収率の高いものもあります。

◇ 清酒用500ml及び300mlのリターナブル用規格統一びん（Rびん）の開発・導入

- ・ 日本酒造組合中央会が、平成4年に500mlのRびんを、平成14年に300mlのRびんを開発、導入しています。
- ・ 平成20年4月から、一部地域で清酒製造業者、販売店等が協力して、Rびんをはじめとした清酒びんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 清酒用720mlのRびんの開発・導入

- ・ びん製造業者で作る団体が平成11年に720mlのRびんを開発し、一部の清酒製造業者が導入しています。

◇ プラスチックコンテナ（P箱）の開発・導入

- ・ 清酒製造業者と流通業界が協力し、昭和48年に一升びん輸送用のP箱を開発、導入しています。
- ・ 一部のしょうちゅう製造業者において、平成4年にしょうちゅうの一升びん用のP箱を開発、導入しています。

◇ しょうちゅう用900mlのRびんのリユースシステムの構築

- ・ 一部のしょうちゅう製造業者がびん製造業者等とともに、900mlのRびんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

○ 3R（「さんアール」や「スリーアール」といわれます。）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのことで、循環型社会形成推進基本法においては、この順番が優先順位とされています。

資源の回収、有効利用への取組

◇ 店頭回収、回収業者への引渡し等の活動

- ・ 一部の小売酒販組合において、地域住民等と協力するなどにより、空びんや段ボール等の回収活動を行っています。
- ・ 一部の小売店において、リターナブルびん、アルミ缶などの回収量に応じて買い物に使用できるポイントを付与するなどにより、資源回収の促進に取り組んでいます。

◇ 酒パックの回収活動

- ・ 一部の小売店において、リサイクルに取り組む市民団体による酒パックの店頭回収活動に参加・協力しています。
- ・ 一部の酒類製造業者と酒パック製造業者において、酒パックのリサイクルシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 材質表示の取組

- ・ 資源有効利用促進法では容器包装に1か所以上の材質表示が義務付けられています（国産のビール系飲料等、一部の酒類の缶には2か所に表示されています。）。



各製造業者にみられる様々な3Rの取組

◇ ガラスびんの軽量化

- ・ 大手ビール製造業者が、ビールびん（大びん）を605gから475gへ軽量化しています。

◇ アルミ缶の軽量化

- ・ 大手ビール製造業者が、アルミ缶を軽量化しています。

◇ ペットボトルの軽量化

- ・ 大手しょうちゅう製造業者が、しょうちゅう用のペットボトルを軽量化しています。

◇ 果実酒用びんなどのリユース

- ・ 一部の清酒製造業者が、果実酒用びんなどのリユースを目的として、自社の清酒を果実酒用びんなどに詰めて販売しています。

◇ ペットボトルのリユース

- ・ 一部のしょうちゅう製造業者が、しょうちゅう用のペットボトル（主に料飲食店向け製品）のリユースに取り組んでいます。

◇ 色の混在するカレットを利用したエコボトルの採用

- ・ 大手洋酒製造業者が、「込みカレット」（色が混在したガラスくず）を原料とした果実酒用びんを使用しています。

◇ 無色びんへの切り替え

- ・ 一部の洋酒製造業者及び輸入業者が、果実酒用びんをリサイクルの用途が多様な無色びんへ切り換えています。

25 未成年者の飲酒防止等に関する取組等

国税庁においては、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、従来から、酒類業界に対し未成年者飲酒防止に配慮した販売や広告、宣伝を行うよう要請するなど所要の措置を講じてきています。

また、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、総務省、公正取引委員会、国税庁、文部科学省及び厚生労働省）において、平成 12 年 8 月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、その施策の実施を図っています。

平成 15 年 5 月に酒類業組合法が改正され、同年 9 月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。

《自動販売機》

- 1 自動販売機のみ酒類小売業免許は付与しないよう措置（昭和 48 年～）
- 2 自動販売機による酒類の深夜販売（23 時 00 分～翌日 5 時 00 分）の自粛を指導（昭和 52 年～）
- 3 酒類自動販売機に次の事項を表示することを義務付け（平成元年～）
 - (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨
 - (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号（平成 15 年 9 月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正）
 - (3) 販売停止時間
- 4 平成 6 年 10 月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえて、全国小売酒販組合中央会が現行の酒類自動販売機を平成 12 年 5 月までに撤廃することを決議（平成 7 年 5 月）したことを受け、「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、現行の酒類自動販売機の平成 12 年 5 月を目途とした撤去及び新たに設置する場合には改良型自動販売機以外は設置しないよう指導（平成 7 年～）
- 5 新たに酒類小売業免許を付与する場合には、酒類自動販売機を設置しないよう指導（平成 11 年度～）
- 6 現行の酒類自動販売機の撤廃について改めて指導するとともに（平成 12 年 5 月）、酒類自動販売機の撤廃状況を調査し、その結果を毎年公表（平成 12 年 9 月～）
- 7 平成 13 年 12 月の未成年者飲酒禁止法の一部改正を受けて、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界に対して、「未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理」をはじめとする 7 項目の取組を指導（平成 13 年 12 月）
- 8 未成年者飲酒禁止法が改正された平成 13 年当時に比して同法違反の検挙件数が増加し、高水準で推移していることに鑑み、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して「酒類自動販売機の適正な管理」をはじめとする 4 項目の取組を要請（平成 22 年 7 月）

《対面販売》

- 1 対面販売の励行などに関し必要な助言と指導を実施（平成 9 年 3 月～）
- 2 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して酒類を購入しないよう、酒類と清涼飲料との分離陳列の実施を指導（平成 9 年 3 月～）
- 3 未成年者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には未成年者と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 4 未成年者が夜間に酒類を購入することを防止するため、未成年者の酒類の購入を責任を持って防

止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）

- 5 年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）
- 6 警察庁及び厚生労働省と共同で、各業界団体に対し、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請（平成12年12月～）
- 7 販売責任者が「未成年者飲酒防止に係る誓約書」を酒類販売場の所轄税務署長に提出するよう指導（平成13年4月～）（平成15年9月以降は、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任し、所轄税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出するよう改正）

《容器等への注意表示》

- 1 酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和59年～）
 - (1) 容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
 - (2) 酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配慮
 - (3) 自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配慮
- 2 酒類の容器に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成9年7月～）
- 3 日本洋酒酒造組合において、低アルコール度リキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示に「酒マーク」を表示することや、色彩、絵柄等に配慮すること等の自主基準を制定（平成12年6月～）
- 4 酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成15年9月～）
- 5 酒類の陳列場所における表示について、より確実に未成年者の酒類の購入を防止するため、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正（平成17年10月～）
- 6 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示の色彩、絵柄等に配慮することや、アルコール度10度未満の酒類の容器に、「酒マーク」を表示することについての自主基準を制定（平成23年6月～）
- 7 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料（アルコール度数0.00%で、味わいが酒類に類似しており、満20歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているもの）の容器について、20歳以上を対象としている旨を表示し、既存のアルコール飲料と同一のブランド名及び誤認を招くような類似する意匠を使用しないこととし、自主基準を改正（平成24年11月～）

【参考】酒マークのイメージ図（一例）
350ml 未満（20ポイント活字）

(1) 円形



(2) 楕円形



《啓発活動》

- 1 警察庁と協力して、未成年者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭貼付するなど指導（平成4年3月～）
- 2 社団法人アルコール健康医学協会、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省及び総務省と共同で未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成し、酒販店の店頭のほか、公共施設等に掲示（平成8年9月～）
- 3 平成14年以降毎年4月が「未成年者飲酒防止強調月間」とされたことを受け、関係省庁及び各業界団体と協力して、酒販店の店頭のほか、中学校、高校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなどの広報活動を推進（平成14年4月～）
- 4 平成16年以降「未成年がお酒を飲んではいけない5つの理由」「お酒について知っておきたいこと」を作成し、教育機関等に配付（平成16年2月～）

- 5 ビール酒造組合において、未成年者飲酒防止ポスター、スローガン、学校賞募集キャンペーンを実施（平成 14 年～）
- 6 全国小売酒販組合中央会において、「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を毎年 4 月に開催（平成 21 年 4 月～）
- 7 全国小売酒販青年協議会において、小売酒販店向け「年齢確認ハンドブック」を作成（平成 16 年～）

《広告宣伝》

- 1 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、酒類の広告宣伝に関して次のような自主基準を制定（昭和 63 年 12 月制定）
 - (1) 新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む。）を媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は二十歳になってから」などの注意表示を行う。
 - (2) 未成年者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
 - (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
 - (4) 未成年者や主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない。
 - (5) 酒類を清涼飲料と誤認させる表現は行わない。
 - (6) 未成年者を対象としたキャンペーンは行わない。
 - (7) 公共交通機関には、車体広告、車内独占広告等の広告は行わない。
 - (8) 小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。
 - (9) 過度な飲酒、「イッキ飲み」等飲酒の無理強いにつながる表現、スポーツ時や入浴時の飲酒を推奨誘発する表現を使用しない。
 - (10) 次の時間帯にはテレビ広告を行わない。
5 時 00 分～18 時 00 分まで
- 2 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料の広告宣伝に関して次のような取り扱いを盛り込み、自主基準を改正（最終改正：平成 24 年 11 月）。
 - (1) 未成年者や主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない。
 - (2) 未成年者の飲用を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
 - (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
 - (4) 酒類と誤認させる表現は行わない。
 - (5) 未成年者を対象としたキャンペーンは行わない。
 - (6) テレビ及びラジオのスポンサーは、視聴者の 70%以上が成人であるという企画のもとに制作されたことが確認できた提供番組において、広告を行うよう配慮する。
 - (7) 小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。

未成年者飲酒防止啓発ポスターや酒類自動販売機の設置状況などについては国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>)に掲載している。

26 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

〔平成12年8月30日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定〕

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

1 未成年者の飲酒防止等対策

(1) 販売体制、販売方法等

- ① 未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。
- ② 酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。
- ③ 酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（1年ごと）に販売責任者を把握し、適切に酒類の販売を行うよう指導する。
なお、酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。
- ④ 酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。
これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。
- ⑤ 酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。
- ⑥ 平成7年5月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。
- ⑦ 平成10年4月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に関し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。
- ⑧ 酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。
- ⑨ 酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。
- ⑩ 広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2) 取締りの強化等

- ① 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。
- ② 警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。
- ③ 地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定する。
- ④ 飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3) 意識啓発の推進

- ① 平成12年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。

- ② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
- ③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
- ④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
- ⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
- ⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
- ⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成配付する。
- ⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るため、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
- ⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
- ⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
- ⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
- ⑫ 未成年者飲酒防止に関し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組

- ① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
- ② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化

- ① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
- ② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防のための方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等

- ① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成12年）9月中にこれを実現する。
- ② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類のルールを規定する、平成10年4月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
- ③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等

- ① 小売業における不当廉売は、周辺の中事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和59年11月20日公正取引委員会事務局）」に基づいて、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。

② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。

(3) 民事的救済制度の整備

不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。

(4) 酒類の取引実態調査の充実

酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。

(5) 関係行政機関の連携強化等

① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。

② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。

3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受けて、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。

4 フォローアップ

以上の新たな施策については、1年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

〔平成13年10月5日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁連絡協議会幹事会決定〕

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」（平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定）記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

- 1 平成14年以降毎年4月（4月1日から同月30日までの1か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。
- 2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。
- 3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

話そう。考えよう。
自分のからだのこと。
社会のルールのこと。

未成年者がお酒を飲んではいけない
5つの理由

- ① 脳の機能を低下させるおそれがあります。
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ③ 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- ④ アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤ 未成年者の飲酒を禁じる法律があります。

未成年者は、
お酒を勧められても、
断る勇気を持つとう。

！
未成年者の飲酒は法律
で禁じられています

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。



年齢確認 実施中

① 未成年者の飲酒は法律で禁じられています

当店の酒類販売は年齢確認を

私は酒類販売管理研修を

平成 年 月 日 日 取得しました。

未成年者は二十歳以上の年齢であること(※)を判断できない場合にはお酒を販売しません。



年齢確認などの実施は
法律で定められています。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。
未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。



国研院、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、
日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、
一般社団法人日本スーパーマーケット協会

国税庁ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>)

27 酒類自動販売機の設置状況

1 調査の目的

未成年者の飲酒を防止するために、購入者の年齢を確認した上で酒類を販売することが求められています。

従来型の酒類自動販売機（以下「従来型機」といいます。）による販売には、購入者の年齢を識別できない等の点で問題があること等から、全国小売酒販組合中央会では、平成7年5月の総会で従来型の酒類の屋外自動販売機の撤廃を決議し、自主的な撤廃を進めてきました。

国税庁においても、平成12年8月30日に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に基づき、従来型機の撤廃に向けた自主的な取組の推進を促すため、毎年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況等について、酒類小売業者に報告を求めています。

2 平成26年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

平成26年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況は、別紙のとおりです。

全国小売酒販組合中央会の撤廃決議直後の平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数185,829台に対し、平成26年4月1日現在の従来型機の設置台数は4,577台となっており、その残存率（平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数を100%とした場合）は2.5%となっています。

なお、従来型機を撤廃していない主な理由としては、「売上が減少する」、「撤廃費用又は改良型機への切替え費用の負担が難しい」、「周辺の酒販店が撤廃していない」などが挙げられています。

（注） 「改良型機」とは、購入者の年齢を確認できるように改良された酒類自動販売機のことです。

3 今後の取組

従来型機については、残存率2.5%まで撤廃が進んでおり、国税庁としては、引き続き全国小売酒販組合中央会等とも連携して、従来型機の撤廃及び改良型機への移行を促し、より長期的には、全ての酒類自動販売機の撤廃に向けた取組について検討を進めていくこととしています。

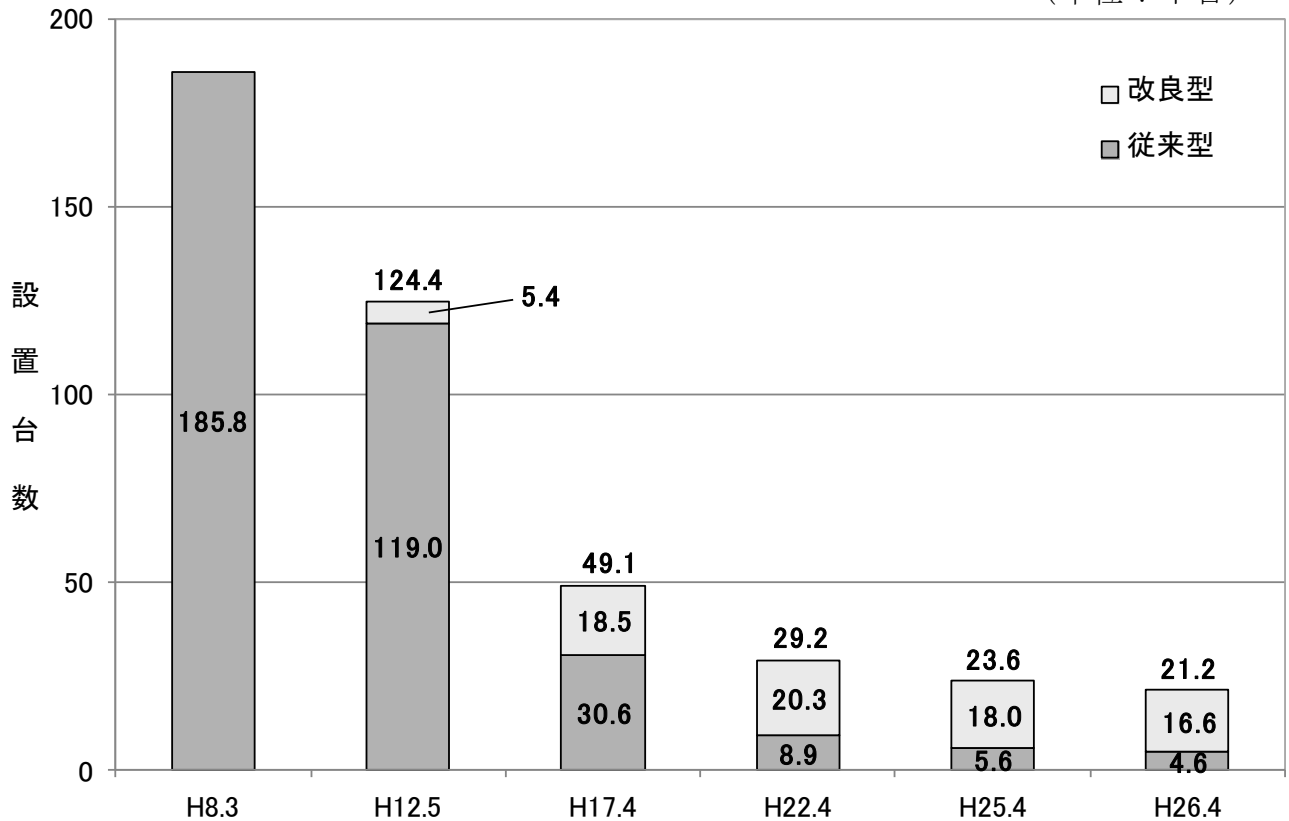
平成 26 年 4 月 1 日現在の酒類自動販売機の設置状況

	撤廃決議直後の設置台数 (H8.3.31現在)		設置台数(従来型)					撤廃予定等の台数を勘案した場合の		改良型酒類自動販売機の設置状況
	(A)	(B)	残存率(C) (B)÷(A)	撤廃予定の状況				設置台数(H) (B-G)	残存率(I) (H)÷(A)	
				撤廃予定(D)	改良予定(E)	稼動していない(F)	計(G) (D+E+F)			
	台	台	%	台	台	台	台	台	%	台
全 国 計	185,829	4,577	2.5	256	430	316	1,002	3,575	1.9	16,612
札幌国税局管内	3,964	17	0.4	4	0	1	5	12	0.3	72
仙台国税局管内	12,072	105	0.9	5	11	8	24	81	0.7	599
関東信越国税局管内	23,057	556	2.4	33	51	34	118	438	1.9	2,164
東京国税局管内	30,520	482	1.6	32	54	47	133	349	1.1	1,709
金沢国税局管内	5,808	39	0.7	3	5	1	9	30	0.5	289
名古屋国税局管内	19,707	524	2.7	27	31	36	94	430	2.2	1,556
大阪国税局管内	41,021	1,611	3.9	84	204	71	359	1,252	3.1	5,972
広島国税局管内	18,603	511	2.7	22	30	47	99	412	2.2	1,357
高松国税局管内	10,640	291	2.7	18	15	39	72	219	2.1	1,259
福岡国税局管内	11,455	231	2.0	13	18	19	50	181	1.6	869
熊本国税局管内	8,787	210	2.4	15	11	13	39	171	1.9	765
沖縄国税事務所管内	195	-	-	-	-	-	-	-	-	1

(注)設置台数等は、平成26年5月31日までに提出された報告書を集計したものである。

酒類自動販売機の設置台数の推移

(単位：千台)



『未成年者飲酒防止への取組』

7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある未成年者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売を行うことが必要です。

酒類小売販売場の経営者及び酒類販売管理者のみなさまにおかれましては、未成年者飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

1 未成年と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、未成年者には酒類を販売しないようにしましょう。

2 夜間に酒類を販売する場合には、未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。

3 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類(特に清涼飲料的な酒類)と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。

4 未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(改良型酒類自動販売機)以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。

5 カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**未成年者飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。

6 ポスター掲示などによる**未成年者飲酒防止の注意喚起**をしましょう。

7 アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する**年齢確認の実施方法などの従業員研修を実施**しましょう。

アルコール健康障害対策基本法について

基本認識

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

定義

アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務を規定

(事業者の責務)

第6条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間(11月10日から同月16日まで)を規定

アルコール健康障害対策推進基本計画等

アルコール健康障害対策推進基本計画：内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画：都道府県に対し、策定の努力義務を規定

基本的施策

教育の振興・不適切な飲酒の誘引の防止・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第16条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

アルコール健康障害対策推進会議・関係者会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定

アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定

30 酒類販売管理者制度

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部が改正され、平成 15 年 9 月から適用されています。

1 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）における酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者については酒類の販売業免許を受けた後遅滞なく、酒類の製造業者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行う者については酒類の販売を開始するときまでに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

なお、酒類販売管理者を選任したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。

2 酒類販売管理者の役割

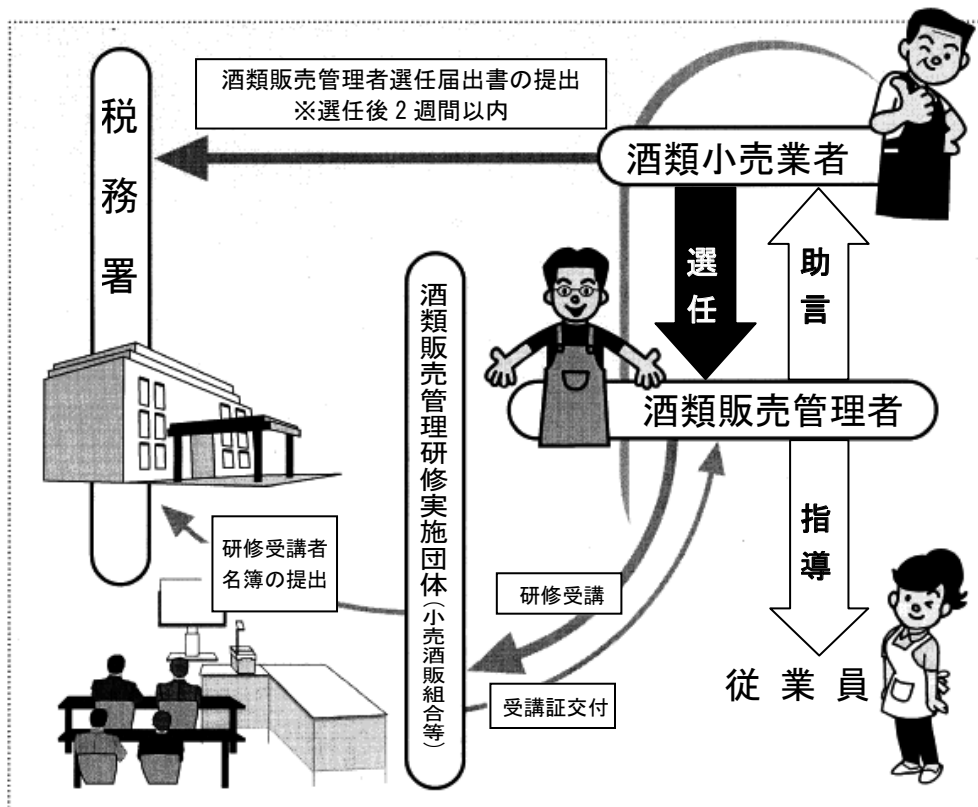
酒類販売管理者は、その選任された販売場において酒類の販売業務に関し法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

3 酒類販売管理研修の受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3 ヶ月以内に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。

(注) 酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

(参考) 酒類販売管理者制度のスキーム図



31 酒類に関する公正な取引のための指針

酒類に関する公正な取引のための指針

平成 18 年 8 月 31 日

国 税 庁

(はじめに)

近年の酒類市場は、人口減少社会の到来、販売業免許基準の緩和、ビール等の新取引制度など経営環境に大きな変化が見られる。酒類小売業の業態は、消費者の購買行動の変化を踏まえ、一般酒販店のほかコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等と多様化しており、業務用市場においては全国にチェーン展開する料理飲食店が出現し、事業者間で取扱数量や取引価格に格差も生じてきている。

このような中、今後、酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大を期待することは難しく、酒類業が健全に発達していくためには、「量から質への転換」を図っていく必要がある。製造業者は的確な経営戦略に基づき高品質・高付加価値の酒類を適正規模で製造し、卸売業者は小売業者へそうした酒類を適正に供給し、小売業者は個性ある品揃えなどの多様なサービスの提供等によって差別化を図りつつ未成年者飲酒防止などの社会的要請に対応するため販売管理に取り組んでいくことが求められる。料理飲食店では、未成年者飲酒防止に配慮することはもちろん、品質を損なうことなく酒類を提供していくことが期待されている。他方、単に酒類業界が高利益な酒類の提供等により高いマージンを確保することや販売管理に伴う過剰な負担を安易に消費者へ求めることも適切ではない。常に「消費者の視点」を意識し、酒類の供給者（業界）と実需者（消費者）の利益が最大化するようにすべきである。

国税庁は、酒類業組合の会合などあらゆる機会を通じて、「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（平成 10 年 4 月）」（以下「旧指針」という。）及び公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成 12 年 11 月）」等の周知・啓発を図ってきた。更に、公正取引委員会との連携の下、取引状況の実態調査を実施し、旧指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促してきた。しかしながら、旧指針のルールに則していない不合理な取引が見受けられる状況は現在も継続している。また、公正取引委員会においては、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正取引方法（平成 17 年 5 月公正取引委員会告示）」を制定するなど「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上の不正取引方法の規制についての新たな取組も行っている。

こうしたことから、国税庁は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）第 84 条《酒税保全のための勧告又は命令》の適用の可能性を踏まえつつ、酒類業界の実情に即した酒類に関する公正な取引の在り方を提示する。また、併せて、公正取引委員会との連携方法等を明らかにすることにより、一層、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることとする。このことは、酒類業の健全な発達にも資するものである。

第 1 酒類に関する公正な取引の在り方

国税庁は、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を以下のとおり提示する。

(注) 本取引の在り方に抵触すると思料される個々の行為は、必ずしも独占禁止法第 2 条《定義》第 9 項に規定する不正取引方法に該当するというものではなく、不正取引方法に該当するか否かは、個別具体的な事案において、行為の意図・目的、取引価格、取引条件、取引形態、市場における競争秩序に与える影響等を総合的に勘案し、公正取引委員会において判断されるものである。

1 合理的な価格の設定

- ① 酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになるはずであり、そうした価格設定が短期的にも中長期的にも合理的である。

一般に商品価格は、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるものであるが、酒類は重要な財政物資であり、また、アルコール飲料として社会的配慮を必要とし、更には代表的な嗜好品として国民生活に深い関わりを持っていることから、酒類の価格については、こうした酒類の特殊性から生じる多様な要請に答え得る合理的かつ妥当なものであることが必要である。

- ② 酒類は国の重要な財政物資であること、致酔性・依存性を有する社会的に配慮を要する財であること等その特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

また、多種類の商品を取り扱っている小売業者が、酒類の供給に要する費用を下回る価格、言い換えれば他の商品の販売による利益その他の資金を投入しなければ困難な低価格を継続的に設定することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、酒類販売による直接的な損失があっても来店客数、店舗全体の売上高の増加によって全体の利益を回すことのできる販売方法であるが、上記のような酒類の特殊性に鑑みても、他の商品と比べてそのような販売方法での弊害が大きいと考えられ、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

- ③ 今後、酒類全体における数量ベースでの国内市場の拡大が困難であることから、全事業者が独自の判断の下、的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うことが必要である。酒類の著しい供給過剰は、取引の安定を阻害するおそれがある。

酒類業者が経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による物流等の業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格は、取引数量の多寡、決済条件、配送条件等の相違を反映して差が設けられることもあるが、その差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきである。同様に、合理的な理由がないにもかかわらず取引先又は販売地域によって取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となる。

3 公正な取引条件の設定

- ① 百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア等大きな販売力を持つ者（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。）が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。例えば、一方的な都合による返品や従業員等の派遣を強要した場合には、納入業者に経済上の不利益を及ぼすことになり、更に、納入業者の経営を悪化させたときには、製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれもある。
- ② 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともある。例えば、流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などに不当な影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げ、消費者の商品選択を狭めることにもつながる。

4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。リベート類の透明性が確保されているとは、その支払基準及び支払時期等が明確にされているとともに、それらが取引先に事前に開示されていることをいう。合理性が確保されているとは、支払基準が取引数量に基づく場合には輸送コストの遞減効果によって決められるなど合理的に説明し得ることをいう。

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していく必要がある。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

国税庁は、酒類取引の実態把握に努め、公正取引委員会と連携して酒類の公正な取引が図られるよう以下のとおり対応することとする。

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

(1) 市場への影響の大きな酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施

取引状況等実態調査は、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対して重点的に実施する。

なお、関連する事業場が広範にある酒類業者に対する調査は、関係国税局が連携して実施する。また、調査の結果、改善すべき事項が調査を受けた酒類業者の全部又は大部分の事業場に及ぶ場合は、本店に対して総括的な指導を行い、公正取引に向けた全社的な取組を促す。

(注) 取引状況等実態調査の実施に当たっては、事前通知を行い、調査の趣旨について「酒類業組合法第 84 条に基づく酒税保全措置が必要な事態が生じていないかどうかを判断するために同法第 91 条の質問検査権を行使して実施するものである。」旨を説明する。

(2) フォローアップ調査の実施

個別に改善指導を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施する。相当期間経過後においても改善が認められない場合は、必要に応じ調査対象者への酒類納入業者に対し臨場するなど、更に深度ある調査を実施して、改善できなかった理由の解明等を行い、改善に向けた更なる指導等必要な措置を講ずる。

(3) 取引状況等実態調査の実施状況の公表

取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導実績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発する。

2 酒税保全措置

酒類業組合法第 84 条《酒税保全のための勧告又は命令》第 1 項に規定する「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行なわれている」事態があるかどうかについては、第 1 の「酒類に関する公正な取引の在り方」（以下「酒類取引の在り方」という。）を参考とし、酒類取引の在り方からの逸脱の程度等により判定する。当該事態により、酒類の取引の円滑な運行が阻害され、更に、酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となっている事態が現に生じており、又は将来生じるおそれがあり、その結果、酒税の滞納若しくは脱税が行われている事態が現に生じており又は生じるおそれがあるときは、これらの事態又はそのおそれを解消するために必要最小限の措置を講じるものとする。

3 独占禁止法違反等への対応

(1) 国税局長による公正取引委員会への報告

国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）は、取引状況等実態調査の実施等により、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会（地方事務所等を含む。）に対し、同法第 45 条《違反事実の報告・探知》第 1 項の規定に基づき、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求める。

(2) 酒類業者、業界団体、消費者団体等からの通報への対応

イ 酒類の取引に関し、酒類業者、業界団体、消費者団体等から、酒類取引の在り方に則していない疑いのある事例について通報があった場合は、取引状況等実態調査を実施するなど適切に対応する。

ロ 酒類業者、業界団体、消費者団体等から、独占禁止法に違反する疑いのある事例について、例えば、「独占禁止法の不当廉売に該当するのではないか。」と相談があった場合は、必要に応じ、同法第 45 条に基づく公正取引委員会への報告手続について説明する。

(注) 独占禁止法に違反する疑いのある事例に係る相談のうち、独占禁止法違反被疑事実に係る事業者には雇用されている労働者（当該事業者を派遣先とする派遣労働者を含む。）からのものである場合は、必要に応じ、公正取引委員会の公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の通報受付窓口を教示する。

(3) 排除措置命令等を受けた者への対応

排除措置命令又は警告など酒類業者に係る独占禁止法違反等の事実が公正取引委員会から公表された場合において、その違反等の行為が酒類取引の在り方に則していないと認められるときは、必要に応じ酒税保全の観点から関係酒類業者に対し酒類取引の在り方に則した取引を行うよう的確に行政指導する。

4 公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会と定期的に意見交換の機会を設け、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題について協議する。

また、国税局（沖縄国税事務所を含む。）と公正取引委員会地方事務所等においては、それぞれ連絡担当者を設けて相互の連絡体制を確保し、緊密な連携を図る。この場合、国税局においては、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題についての情報を一元的に管理する「公正取引担当者」を配置するものとし、公正取引委員会地方事務所等との連携強化及び取引状況等実態調査の充実に努める。

「酒類に関する公正な取引のための指針」

目的：酒稅の確保及び酒類の取引の安定化（酒類業組合法 1 条）

指針に則した取引の実行⇒經營健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な發達

（はじめに）

- ① 近年の酒類市場 ⇒ 經營環境の変化（人口減少社會の到来など）……………> 酒類全体では數量ベースでの国内市場の拡大困難
・ 酒類小売業の多様化（コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど）……………> 事業者間で取扱數量や取引價格に格差
- ② 酒類業の健全な發達に向けた課題 ⇒ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「公正取引の確保」
- ③ 酒類業組合法第 84 条<<酒稅保全のための勸告又は命令>>の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示 ⇒ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第 1 酒類に関する公正な取引の在り方

（酒稅保全の観点から酒類取引の在り方を提示）

- 1 合理的な價格の設定
 - ① 價格は「仕入價格＋販管費＋利潤」となる設定が合理的
また、酒類の特殊性から受当なものであるべき。
 - ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。
 - ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。
- 2 取引先等の公正な取扱い
合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引價格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、價格形成を歪める一因
- 3 公正な取引条件の設定
スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベートブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターファイアの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の經營を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒稅保全上の問題発生のおそれ。
- 4 透明かつ合理的なリベート類
透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき。

第 2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

（国稅庁の対応）

- 1 効果的な取引状況等実態調査の実施等
 - ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
 - ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
 - ③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発
- 2 酒稅保全措置
 - ① 酒類業組合法第 84 条第 1 項に規定する過当競争の有無は、第 1 の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
 - ② 酒稅保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置
 - 3 独占禁止法違反等への対応
国稅局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると判断したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告
 - 4 公正取引委員会との連携等
 - ① 国稅庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
 - ② 国稅局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

32 酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成 25 事務年度分（平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月）

1 調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成 4 事務年度（平成 4 年 7 月～平成 5 年 6 月）から酒類の取引状況等実態調査（以下「調査」といいます。）を実施しています。

この調査により、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）に則していない取引が認められた場合には合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等を行うよう改善指導するなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

（注）「指針」は国税庁ホームページ（以下のホームページアドレス）に掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>

2 調査の概要

(1) 調査の実施状況

平成25事務年度（平成25年7月～平成26年6月）においては、約20万場の酒類販売場等のうち、チラシ広告などの情報から「指針」に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対して、取引等の実態を把握するための調査（以下「一般調査」といいます。）を1,352場に対して実施しました。

また、過去に一般調査により改善を指導した酒類販売場等のうち、特に再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対する調査（以下「フォローアップ調査」といいます。）を185場に対して実施しました。

なお、いずれの調査においても、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類販売場等のうち、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の規定に違反する事実があると思料された取引等については、同法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

調査の実実施場数等は表1及び表2のとおりです。

表1 平成25事務年度の実実施場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合計	報告件数
調査場数	1,352 場	185 場	1,537 場	12 件

表2 一般調査実施場数の推移

(場)

	平成 21 事務年度	平成 22 事務年度	平成 23 事務年度	平成 24 事務年度	平成 25 事務年度
調査場数	2,962	1,888	1,563	1,711	1,352

(2) 調査結果

イ 一般調査

一般調査の結果、「指針」に示された公正なルールに則していない取引が多数認められました。

取引上の主な問題は、総販売原価（仕入価格（又は製造原価）に販売費・一般管理費等を加味した価格）を下回る価格で販売するなど「合理的な価格の設定をしていないと認められたもの」であり、1,352場中1,320場において認められました。

その他、特定の取引先に対してのみ合理的な理由なく差別的な取扱いをするなど「取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの」が138場、取引上優位にある者が取引先に対して一方的な要求を行うなど「公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの」が7場、支払基準が不明確なリベートを支払うなど「リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの」が123場認められました。

これら「指針」のルールに則していない取引を行っていた酒類業者に対しては、「指針」の趣旨を説明し、「指針」のルールに則した取引を行うよう改善指導を行いました。

一般調査の実施状況は表3のとおりです。

表3 一般調査の実施状況

調査対象者の業態等	調査場数	「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数 (注1) (注2)	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの		「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
			総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの (注3)	仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められたもの			
小売業者	1,146	1,145	1,145	370	16	6	14
卸売業者	130	130	121	36	59	0	44
製造業者	76	75	54	14	63	1	65
合計	1,352	1,350	1,320	420	138	7	123

(注1) 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

(注2) 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

(注3) 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

なお、「指針」に示された公正なルールに則していない主な事例は、別紙のとおりです。

ロ フォローアップ調査

フォローアップ調査の結果、185場のうち178場において問題取引の改善が認められました。

なお、依然として「指針」のルールに則していない取引が認められた酒類業者に対しては、「指針」のルールに則した取引を行うよう改めて改善指導を行うとともに、その後の状況について、チラシ広告から酒類の販売価格を把握するなどにより、問題取引の改善状況等の確認を行っています。

フォローアップ調査の実施状況は表4のとおりです。

表4 フォローアップ調査の実施状況

調査対象者の業態等	調査(確認)場数	指摘事項に改善が認められたもの		指摘事項に改善が認められなかったもの	
	(a)	(b)	割合 (b/a)	(c)	割合 (c/a)
小売業者	150 ^場	143 ^場	95.3 [%]	7 ^場	4.7 [%]
卸売業者	16	16	100.0	0	0.0
製造業者	19	19	100.0	0	0.0
合計	185	178	96.2	7	3.8

「指針」に示された公正なルールに則していない主な事例

「指針」のルール1 合理的な価格の設定

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）＋販売費・一般管理費等＋利潤になるはずであり、そうした価格設定が短期的にも中長期的にも合理的である。

国の重要な財政物資であること、致酔性・依存性を有すること等、酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引を目的とした「おとり商品」としての使用は不適正な取引慣行であり、改善していくべきである。

また、他の商品の販売による利益やその他の資金を投入しなければ設定できないような低価格を継続することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、他の商品に比べて弊害が大きいと考えられるため、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

今後、数量ベースでの国内市場の拡大は困難であり、著しい供給過剰は取引の安定を阻害するおそれがあることから、全事業者が適正生産を行うことが必要である。

経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

【「指針」のルール1に則していない事例に対する指導事項等】

総販売原価^(注)を下回る価格で販売を継続する場合には、当該事業者において将来にわたって健全な経営を維持することが困難となるおそれがあることから、指針に沿った合理的な価格設定を行うよう改善指導した。

なお、下記の事例については、いずれも独占禁止法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に報告を行っている。

(注) 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

(卸売業者)

- 1 A社は、特定の取引先との取引維持を図るため、この取引先に販売する清酒について、仕入価格を下回る価格（例えば、清酒の一部商品については、1本当たり仕入価格を21円（仕入価格の1.8%）下回る価格）で販売していた。

(小売業者)

- 2 ドラッグストアを営むA社は、自社ポイントカード会員に対して行う値引イベント時の販売価格を設定する際に、値引額を考慮しなかったため、ビール系飲料及び連続式蒸留しようちゅうの一部について、仕入価格を下回る価格（例えば、ビールの一部商品については、1ケース（350ml×6本）当たり仕入価格を47円（仕入価格の4.6%）下回る価格）で販売していた。

- 3 スーパーマーケットを営み、近隣に店舗を構えるA社及びB社は、お互いにチラシ特売による激しい価格競争を繰り返し行った結果、ビール系飲料の一部商品について仕入価格を下回る価格(例えば、A社は新ジャンルの一部商品については、1ケース(350ml×6本)当たり仕入価格を24円(仕入価格の3.8%)下回る価格、B社は新ジャンルの一部商品については、1ケース(350ml×24本)当たり仕入価格を78円(仕入価格の3.2%)下回る価格)で販売していた。

「指針」のルール2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきであり、合理的な理由なく取引先又は販売地域によって差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件等について合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める大きな一因となる。

【「指針」のルール2に則していない事例に対する指導事項等】

取引先によって取引条件に差異を設ける場合には、合理的な理由に基づくものとするよう改善指導した。

(製造業者)

- 1 A社は、自社商品が有利に取り扱われることを期待して、一部の小売業者に対して、実態のないP O P代に仮装してリベートを請求させ支払っていた。

(卸売業者)

- 2 A社は、得意先の小売業者B社から、B社のグループ法人C社との新規取引を開始する見返りとして金銭の提供を要請されたため、B社の要請に応じ、売上割戻金に仮装して2,500万円を支払った。

- 3 A社は、新たな帳合を獲得することや、帳合を維持することを目的として、取引先であるB社、C社及びD社に限ってリベートを支出していた。

これらのリベートは料率（B社：前年取引額の1.5%、C社：同2%、D社：同1%）も根拠のないものであった。

「指針」のルール3 公正な取引条件の設定

- (1) 百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア等大きな販売力を持つ者が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。
- (2) 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げることになるばかりでなく、消費者の商品選択を狭めるなど消費者利益を損なうこともある。

【「指針」のルール3に則していない事例に対する指導事項等】

優越的な地位にある者が、従業員等の派遣や協賛金の要求を一行的に行うことは、公正な取引条件の設定が妨げられることから、是正するよう指導した。

(小売業者)

- 1 ドラッグストアを営むA社は、自社の在庫管理の問題で賞味期限切れとなってしまった商品を取引先に返品していた。
返品を受けた取引先はA社の自己都合による返品であることを承知していたが、今後の取引に与える影響等を考慮して受け入れざるを得ない状況にあった。

「指針」のルール4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類には、いかなる形態であれ透明性（支払基準・支払時期等の明確化、取引先への事前開示）及び合理性（支払基準が合理的に説明し得る）が必要である。

【「指針」のルール4に則していない事例に対する指導事項等】

リベート等の透明性・合理性を確保するよう改善指導した。

(製造業者)

- 1 A社は、新規取引を行う数社に対して、新規納入商品について、「半値導入」と称して販売価格の半額をリベートとして支出していた。
- 2 A社は、取引先である卸売業者B社に納品済みの商品について、B社が小売業者C社に納品する際に要した費用を、負担すべき合理的な理由がないまま支出していた。
- 3 A社は、自社商品のブランド価値向上を目的として支払うリベートを、特売時の値引分の補てん金として使用するよう、複数の取引先に提案し、支払っていた。
- 4 A社は、取引先が販売目標を達成した場合に支払うリベートの金額を設定するに当たり、自社商品が有利に取り扱われることを期待して、目標値を幅広く設定して容易に目標を達成できるようにしたほか、取引先ごとの受取額に差が生じないようにするため目標値ごとの単価の差を小さくするなど、合理性を欠く設定を行っていた。

また、このリベートの第1回目の支払に当たっては、過去の支払実績がないという理由で、達成率を100%としてリベートを計算していた。

33 酒類業に対する活性化支援

中小企業者が多くを占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

国税庁の支援策

活性化支援研修会等の開催

中小企業診断士などの専門家等を講師とした各種研修会を開催しています。

リーディング・ケースの紹介

酒類業者による活性化・経営革新の取組事例等をホームページで紹介しています。

中小企業支援施策等情報の提供

中小企業支援施策（融資制度、金利情報等）に関する様々な情報を随時提供しています。

経営革新計画等の作成支援

中小企業新事業活動促進法に定める経営革新計画、中小企業地域資源活用促進法に定める地域資源活用事業計画及び農商工等連携促進法に定める農商工等連携事業計画等の作成に対して助言等を通じて支援しています（各事業計画の概要については次頁参照）。

34 経営革新計画等の制度の概要

中小企業を支援する各法律により、中小企業者による新商品の開発などの取組に対して、低利融資、信用保証、補助金等の各種支援措置が用意されています。

これらの支援措置を受けるためには、中小企業者が各法律に基づく事業計画を策定し、国等の認定を受ける必要があります。

各事業計画の概要

経営革新計画（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法））

中小企業者等が単独又は共同して新商品や新役務の開発や提供等の新たな事業活動を通じて、相当程度の経営の改善を図る計画

例：びん詰め時の火入れ方法の変更による高品質商品の製造（兵庫）
プリペイド販売方式による酒類の量り売り（東京）

地域産業資源活用事業計画（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法））

中小企業者が地域産業資源（産地の技術・地域の農水産品・観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を図る計画

例：西湘フルーツと伝統の酒造り技術を活用したリキュールの開発・販売（神奈川）
地酒の酒粕を利用したチョコレート等の商品開発とブランド化（山形）

農商工等連携事業計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法））

中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む計画

例：富山県産古代米を活用した日本酒の開発と海外への販路開拓事業（富山）
ワイン残渣を用いたメタボリック症候群予防食品の開発等（北海道）
いちごを使った果実酒の開発等（栃木）

35 独立行政法人酒類総合研究所の概要

(名 称)

独立行政法人酒類総合研究所 (ホームページ : <http://www.nrib.go.jp/>)

(所在地)

広島事務所

〒739-0046

広島県東広島市鏡山3丁目7番1号

TEL 082-420-0800(代表)

東京事務所

〒114-0023

東京都北区滝野川2丁目6番30号

TEL 03-3910-6237(代表)

(目 的)

酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

(沿 革)

明治37年、酒類の製造技術を科学的に研究する国立研究機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和24年国税庁の開庁を契機に、国税庁の施設等機関である「国税庁醸造試験所」に改組されました。

平成7年には、「国の行政組織等の移転について」(昭和63年閣議決定)により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。

平成13年4月1日より独立行政法人に移行し、さらに平成18年4月1日からは非公務員型の独立行政法人となっています。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、日本産酒類の競争力を高めていくための業務の見直しを行い、平成26年4月から見直し後の業務に取り組んでいます。

(主な業務)

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという国税庁の任務のうち、高度に技術的な部分を分担し、国税庁との密接な連携の下で、効果的・効率的に業務を実施しています。

分析・鑑定

酒類の課税判定や品質及び安全性の確保等のための分析・鑑定及び分析手法の開発

研究・調査

分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査

品質評価

品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催

講 習

酒類製造者を対象とした醸造講習の開催

(平成27年1月現在)

○ 酒類総合研究所の主な業務実績

■ 分析・鑑定業務の例

麦芽比率の使用原料の分析【課税の適正化】

- ・ビール系酒類の多様化に伴う、原料の麦芽比率等の分析・鑑定の手法の開発
→麦芽比率により税率適用区分が異なるため、酒税調査に活用可能

酒類に使用された原材料の判別【表示の適正化】

- ・普通酒等と純米酒を判別するための分析・鑑定やその手法の開発
→純米酒へのアルコール添加事例など、不正な表示を解明

酒類等の放射性物質の分析等【酒類の安全性確保】

- ・放射性物質の分析と原料中の放射性物質が製品にどの程度残存するかの研究
→風評被害の防止、EUの輸入規制解除に貢献

■ 研究・調査業務の例

酒類の品目判定のための研究【課税の適正化】

- ・ビール系酒類の使用原料の判定について更なる研究を実施
→品目判定の精度の向上

酒類中の有害物質の低減法の開発【酒類の安全性の確保】

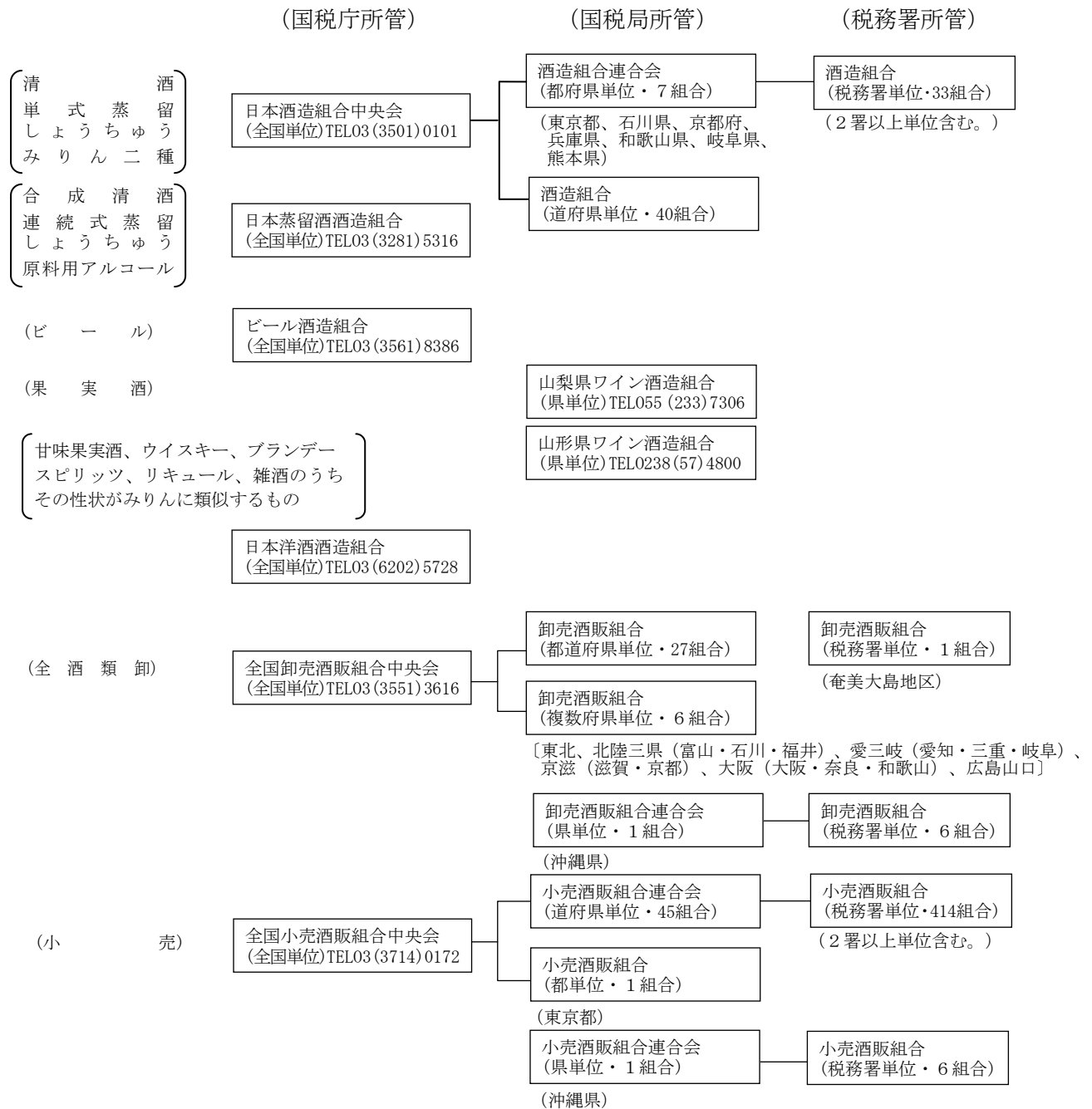
- ・焼酎に含まれるメタノールや酒類中に含まれるカルバミン酸エチルの低減方法の研究
→安全性の確保、メタノールの低減により台湾等の基準適合・輸出増

清酒酵母・麹菌のゲノム（遺伝子情報）解析【醸造に関する基礎的研究】

- ・大学等との共同研究により清酒酵母・麹菌のゲノムを解析
→酒類の安全性に関する研究等の基礎を解明

36 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体

(み り ん 一 種)	全国味淋協会 (全国単位)TEL03(3281)5316		
(み り ん 二 種)	全国旧式みりん協議会 (全国単位)TEL052(451)8211		
(ビ ー ル)	全国地ビール醸造者協議会 (全国単位)TEL03(5909)8929		
(果 実 酒)	日本ワイナリー協会 (全国単位)TEL03(6202)5728	道産ワイン懇談会 (県単位)TEL015(572)2467	
(洋 酒 輸 入)	日本洋酒輸入協会 (全国単位)TEL03(3503)6505	長野県ワイン協会 (県単位)TEL0263(52)0174	
(業 務 用 卸)	全国酒類業務用卸連合会 (全国単位)TEL03(3661)3055		

37 日本産酒類の輸出環境整備に関する国税庁の最近の取組

1. 酒類の専門的知識等の普及・啓発

- 海外の酒類教育機関の日本酒講座に対する支援（(独)酒類総合研究所において日本酒プログラムを実施；平成26年12月）
- 在日外交官等に対して日本酒セミナー・酒蔵ツアー等を実施（平成26年1月～3月）
- 在外公館が実施する日本酒セミナー（醸造技術者、政府関係者、飲食業界関係者を対象）等への協力（平成25年5月～7月）
- 在京の各国大使を対象とした酒蔵ツアーを実施（平成26年9月）
- 在外公館へ赴任する大使等を対象とした日本酒に関する研修への協力
- 酒類鑑評会の結果を英文により公表
- (独)酒類総合研究所において、「日本酒ラベルの用語事典」（日本語版、外国語版）を作成

2. 各種イベント等への対応

- 各種国際会議等での日本産酒類の提供支援等
 - ・ ダボス会議ジャパンナイト（スイス；平成27年1月）に国税庁職員を派遣し、日本産酒類に関するPRを実施
- 主要国際空港における日本産酒類キャンペーンの後援（平成25年10月～）
- ブラジルW杯ジャパンプレゼンテーション（平成26年6月）に国税庁職員を派遣し、日本産酒類に関するPRを実施

3. 酒類業界への支援

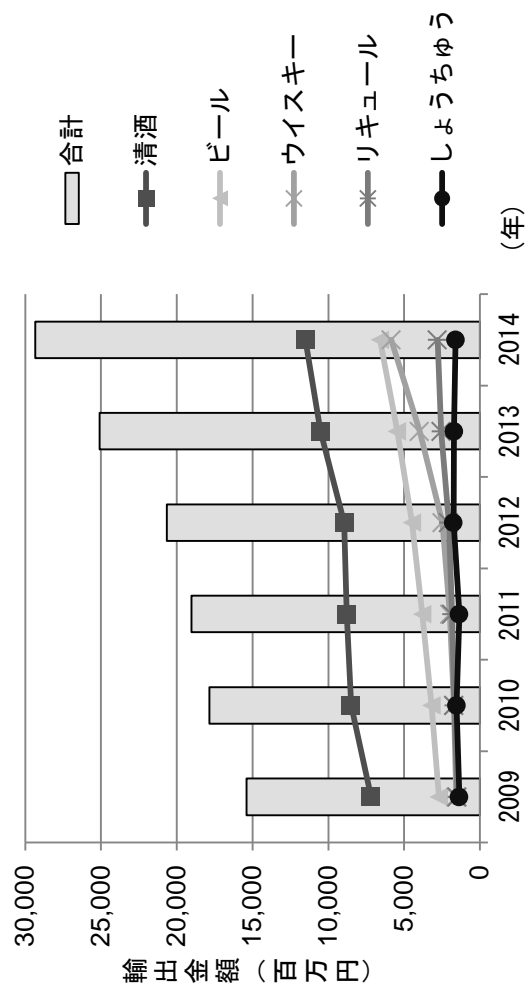
- 酒類製造者等に対する輸出セミナーの開催
- 酒類製造者等に対する輸出支援情報の提供
- JETROと共同で酒類製造者等向けの輸出ハンドブックを作成（韓国編、中国編、香港編、台湾編、米国編を作成。）
- 酒類の業界団体等から構成される日本酒輸出協議会における輸出戦略の策定を支援

4. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除へ向けた働きかけ
 - ・ 国税庁及び(独)酒類総合研究所が実施した酒類等の放射性物質に係る分析結果並びに(独)酒類総合研究所の研究結果を科学的な説得材料として活用し、外務省等と連携して各国に働きかけ
 - ⇒ EU：規制解除（24年10月）、ブラジル：福島県産を除く規制解除（24年12月）、マレーシア：規制解除（25年3月）、ロシア：6都府県産酒類に対する輸入停止措置の解除（25年4月）、タイ：規制解除（26年11月）
 - ・ 今後も引き続き、輸入規制等の状況に応じ、関係府省との連携により、規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施
- 米国、EUにおける蒸留酒の容量規制の見直しに向けた働きかけ

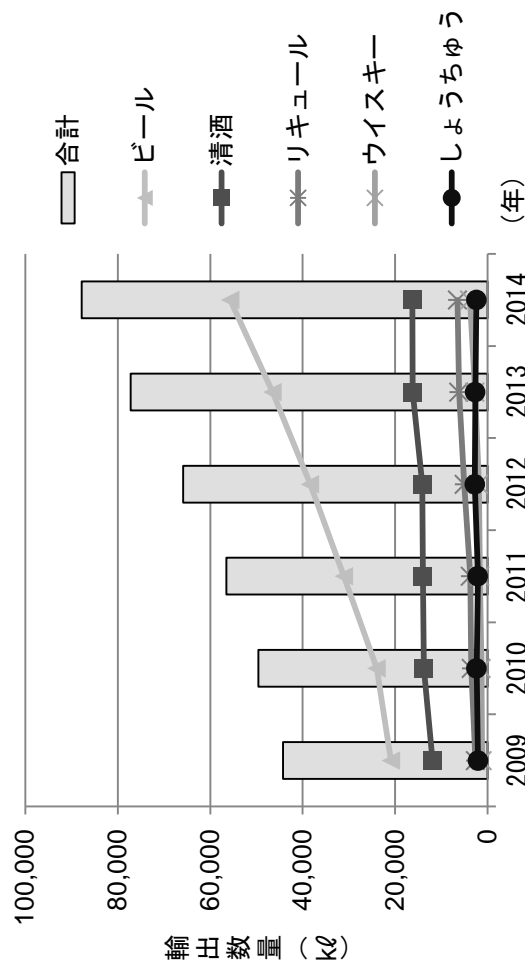
38 酒類の輸出金額・数量の推移

金額ベース



(出典：財務省貿易統計)

数量ベース



(出典：財務省貿易統計)

(百万円)

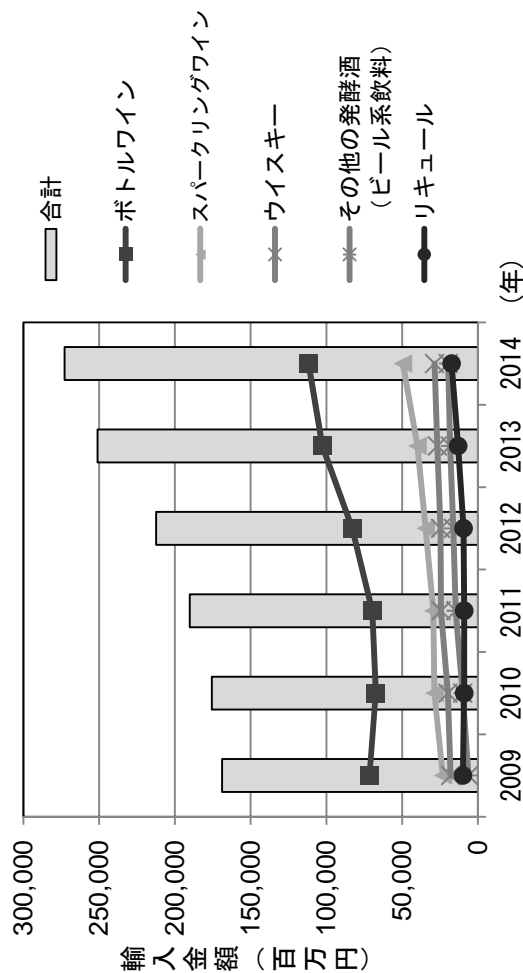
(年)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2009 年比
清酒	7,184	8,500	8,776	8,946	10,524	11,507	160.2%
ビール	2,699	3,182	3,799	4,475	5,449	6,584	243.9%
ウイスキー	1,552	1,718	1,984	2,477	3,980	5,850	376.9%
リキュール	1,485	1,692	1,839	2,053	2,545	2,797	188.4%
しょうちゆう	1,355	1,532	1,355	1,731	1,707	1,601	118.2%
その他(ボトルワイン等)	1,125	1,234	1,279	977	892	1,011	89.9%
合計	15,399	17,857	19,033	20,660	25,097	29,351	190.6%

(千個)

(年)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2009 年比
ビール	11,949	13,770	14,022	14,131	16,202	16,316	136.5%
清酒	20,925	23,978	31,078	38,380	46,512	55,672	266.1%
リキュール	2,649	3,529	3,759	5,062	6,199	6,530	246.5%
ウイスキー	1,191	1,369	1,684	1,926	2,757	3,842	322.6%
しょうちゆう	2,093	2,389	2,106	2,781	2,656	2,423	115.8%
その他(ボトルワイン等)	5,482	4,557	3,848	3,587	2,871	3,012	54.9%
合計	44,290	49,591	56,497	65,867	77,197	87,796	198.2%

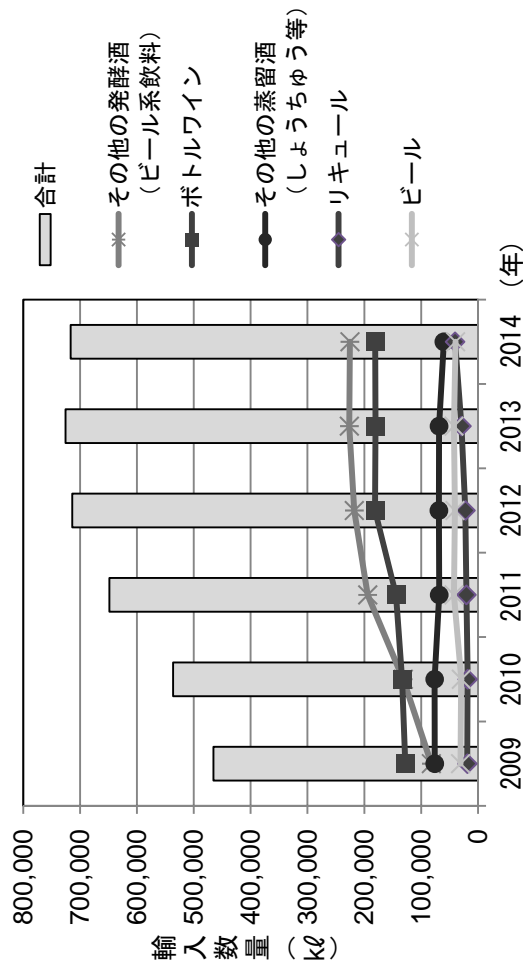
39 酒類の輸入金額・数量の推移

金額ベース



(出典：財務省貿易統計)

数量ベース



(出典：財務省貿易統計)

(百万円)

(年)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2009年比
ボトルワイン	71,592	67,412	69,686	82,863	102,703	111,728	156.1%
スパークリングワイン	23,164	28,757	29,490	34,475	39,943	49,525	213.8%
ウイスキー	18,001	19,828	24,353	24,700	26,762	28,639	159.1%
その他の発酵酒(ビール系飲料)	6,191	10,073	14,658	16,260	18,331	19,599	316.6%
リキュール	9,884	9,096	9,098	9,512	13,121	17,384	175.9%
その他	40,034	40,442	42,895	44,556	50,227	49,556	123.8%
合計	168,866	175,608	190,180	212,366	251,087	276,431	163.7%

(kℓ)

(年)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2009年比
その他の発酵酒(ビール系飲料)	82,110	131,526	194,085	217,934	226,352	225,345	274.4%
ボトルワイン	127,787	133,515	144,355	181,125	180,166	180,879	141.5%
その他の蒸留酒(しようちゆう等)	76,076	76,314	68,249	68,810	68,580	60,060	78.9%
リキュール	18,714	18,175	20,454	22,203	29,177	40,425	216.0%
ビール	30,729	29,429	42,370	40,666	42,364	39,518	128.6%
その他	129,947	147,404	179,074	183,191	179,061	179,247	137.9%
合計	465,363	536,364	648,587	713,929	725,702	725,474	155.9%

40 清酒・しょうちゅうの主な輸出先(平成26年)

清酒

しょうちゅう

	国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kL)	輸出全体 に占める 割合 (%)
1	アメリカ合衆国	4,128	35.9	4,341	26.6
2	香港	1,829	15.9	1,613	9.9
3	大韓民国	1,314	11.4	3,221	19.7
4	中華人民共和国	690	6.0	1,074	6.6
5	台湾	638	5.5	1,742	10.7
6	シンガポール	512	4.5	455	2.8
7	カナダ	290	2.5	480	2.9
8	オーストラリア	270	2.3	334	2.0
9	英国	240	2.1	288	1.8
10	タイ	187	1.6	441	2.7
	合計	11,507	100.0	16,316	100.0

	国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kL)	輸出全体 に占める 割合 (%)
1	中華人民共和国	479	29.9	815	33.6
2	アメリカ合衆国	314	19.6	414	17.1
3	香港	174	10.9	220	9.1
4	タイ	131	8.2	176	7.3
5	大韓民国	91	5.7	240	9.9
6	シンガポール	79	4.9	105	4.3
7	ベトナム	71	4.4	87	3.6
8	台湾	70	4.4	107	4.4
9	マレーシア	66	4.1	102	4.2
10	フィリピン	26	1.6	41	1.7
	合計	1,601	100.0	2,423	100.0

(出典：財務省貿易統計)

41 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

平成 26 年 6 月
国税庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成 23 年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、平成 26 年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

- 1 東日本 4 県^(注)に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

(注)「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 26 年 3 月 20 日付原子力災害対策本部)別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている宮城県、福島県、栃木県、千葉県をいいます。

(資料) 酒類等安全確認調査の実施について

- 2 例年実施している全国市販酒類調査において、分析項目に放射性物質を追加します。

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課鑑定官）において技術相談に応じます。

(参考情報)

独立行政法人酒類総合研究所では、酒類及び酒類製造に関する物品(原料、副製品、醸造用水等)について、放射性物質の受託分析を実施しています。

平成 26 年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成 26 年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

1 確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

(参考) 食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg
 なお、厚生労働省によりますと、酒類については食品衛生法の「基準値」のうち、一般食品の基準値が適用されます。

2 試料

国税局において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

3 対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり着手時期を分けて対象酒類を設定します。

着手時期	対象酒類
第 1 期 (10 月)	果実酒又は清酒以外の酒類
第 2 期 (11 月)	果実酒
第 3 期 (12 月)	清酒

(このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により変更される場合があります。)

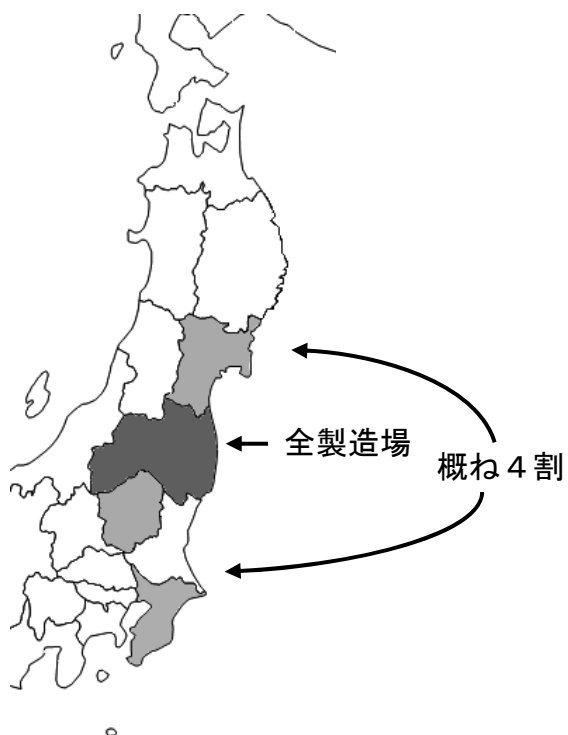
4 対象製造場の選定方法等

以下の基準により無作為抽出、あるいは地域内全製造場を対象として、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

地域	選定する製造場の割合	1 場あたり分析点数
福島県	全製造場	酒類 1 点＋ 醸造用水 1 点 (使用する 場合のみ)
宮城県、栃木県、千葉県	おおむね 4 割	

(注) 上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 26 年 3 月 20 日付原子力災害対策本部) 別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

(参考) 対象地域 (東日本を拡大)



5 結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。

42 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

① 適正・公平な課税を実現するため、

イ 関係法令を適正に適用する。

ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。

ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。

② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

43 平成25事務年度 国税庁実績評価書(抄)

V 国税庁実績評価書についての附属説明書

実績目標（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

実績目標（小） 1－1：税務行政の適正な執行

1. 実績目標の内容

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を目指すため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

2. 目標達成のための取組

上記の実績目標を達成するため、以下のとおり取り組みました。

（施策）

1 関係法令の適正な適用と迅速な処理

〔施策1〕 関係法令の適正な適用と迅速な処理

適正・公平な課税を実現するため、税務行政の執行に当たっては、次のとおり関係法令を適正に適用するとともに、事務処理に当たっては、適正かつ迅速な処理に努めました。

（6）酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒類の製造及び販売業免許の処理については、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確かつ効率的な実態把握及び管理に努めるとともに、その期間が長期にわたる場合には、免許制度の趣旨を踏まえ、免許の取消処分を行うなど厳正かつ適切な処理に努めました。

○参考指標 A-11：酒類の製造及び販売業免許場数の推移

（単位：場）

会計年度		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
酒類製造免許場数		3,090	3,106	3,107	3,081	3,088
酒類販売業 免許場数	内		内	内	内	内
	卸売業	10,966	10,487	10,251	10,112	10,092
	小売業	12,498	12,062	11,685	11,514	11,490
		176,773	175,132	174,544	174,737	175,357

- (出所) 「国税庁統計年報書」(長官官房企画課)
 (注1) 各会計年度末現在の状況です。
 (注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。
 (注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。
 (注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。
 (注5) 平成25年度は暫定値です。

○参考指標 A-12：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 (単位：件、%)

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
付与件数	(100.0) 28,245	(100.0) 27,769	(100.0) 30,225	(100.0) 28,808	(100.0) 31,500
特区法に基づくもの	16	28	18	9	17

- (出所) 課税部酒税課調
 (注1) 「付与件数」欄の()書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。
 (注2) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。)に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

実績目標（大）2：酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標の内容

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図っています。

そのため、酒類の公正な取引環境の整備を図るほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。

また、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を踏まえ、「日本産酒類の総合的な輸出環境整備」に取り組むこととしています。

さらに、東日本大震災等により被害を受けられた酒類業者及び酒類業組合等に対して、引き続き適切に対応します。

2. 目標達成のための取組

上記の実績目標を達成するため、以下のとおり取り組みました。

〔施策〕

- 1 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策
- 2 酒類の公正な取引環境の整備
- 3 日本産酒類の輸出環境整備
- 4 構造・経営戦略上の問題への対応策
- 5 独立行政法人酒類総合研究所との連携
- 6 未成年者飲酒防止対策等の推進
- 7 酒類に係る資源の有効な利用の確保

〔施策1〕 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費の全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

（1）市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等の適正性の確認を行いました。

確認の結果、ごく一部の商品において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導しました。

また、分析等の集計結果については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/>

seibun/06.htm) で公表します。

○参考指標 B-1：市販酒類買上げ調査件数 (単位：件)

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
調査件数	3,406	3,273	3,266	3,056	3,059

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 市販酒類買上げ調査においては、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

(2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導相談

市販酒類買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、酒類製造業者に対し、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しました。

指導相談件数については、平成25年度は、酒類製造業者のアルコール等の分析の精確さの確保に係る技術指導を引き続き重点的に実施したことから、前年と同程度の実施件数でした。

また、技術相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施した結果、実績値は91.4%となり、目標を達成しました。

○参考指標 B-2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
指導相談件数	1,807	2,283	2,516	2,565	2,521

(出所) 課税部鑑定企画官調

(3) 酒類の成分の実態把握等

市販酒類買上げ調査において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物や、含有量に規制のある汚染物質、更には国内外で取り上げられている酒類の安全性に係る成分について調査した上、その結果について国税庁ホームページの「酒類の品質及び安全性の確保」 (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/index.htm>) で公表しました。

また、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成25年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の調査を実施しました。放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」 (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>) で公表しています。なお、平成23年6月に分析を開始して以来、平成26年4月末までに、全国約8,700点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものはありませんでした。

さらに、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス食品添加物部会で、ワイン製造に用いられる食品添加物に関する国際規格が議論されていることから、国内における添加物使用実態を把握した上でコメントを提出する等、規格策定に参画しました。

(4) 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。

○参考指標 B-3：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
調査実施件数	1,170	930	914	908	864

(出所) 課税部酒税課調

(5) 米穀等の取引等に係る情報の記録等についての指導

消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。

〔施策2〕 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、酒類に関する公正な取引のための指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応しました。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

その結果、業績指標に掲げた「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」については95.7%となり、目標を達成することができました。

○参考指標 B-4：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

事務年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
調査件数	3,259	2,225	1,799	1,991	1,541

(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成24事務年度分(平成24年7月～平成25年6月)」(平成26年2月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/140207/index.htm>)

〔施策3〕 日本産酒類の輸出環境整備

東日本大震災後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所等の分析・研究結果を活用して、継続的に規制の撤廃・緩和に向けた働き掛けを行ったほか、これ以外の貿易障壁についても経済連携協定などの国際交渉を通じて除去に努めました。

また、ダボス会議などの国際会議、外交上のレセプション、在外公館が行うイベント等において日本産酒類が提供される際に、専門的な知識を備えた技術系職員の派遣を行うなど、日本産酒類の魅力の発信に取り組みました。

さらに、酒類の専門的知識の普及、啓発の観点から、海外の酒類教育機関において日本酒講座が開催されることとなったことを受け、外国人の日本酒講師の育成に対する協力を行いました。

輸出に取り組む事業者の支援としては、日本貿易振興機構（JETRO）と協力して日本酒輸出ハンドブックの作成などを行ったほか、各国税局においても、酒類業者の輸出に関する実態を的確に把握し、関係府省の出先機関、JETROの国内事務所、地方自治体等と連携しながら、輸出セミナーを開催するなど、酒類業者のニーズを踏まえた取組を行いました。

〔施策4〕 構造・経営戦略上の問題への対応策

（1）経営改善等に対する支援

酒類業の経営改善等に対しては、引き続き、①業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

（2）清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進

清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（平成25年度執行額：304百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に努めました。

なお、日本酒造組合中央会においては、交付を受けた補助金により、清酒及び単式蒸留しょうちゅうの需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給、単式蒸留しょうちゅう製造業者による蒸留廃液（いわゆるしょうちゅう粕）処理設備の購入等に係る助成等の各種事業を実施しました。

また、平成25年度において、ロンドン条約への対応のため、引き続き陸上処理割合100%を維持する必要があることから、日本酒造組合中央会では、今後も必要な設備の更新、高度化処理等に係る助成事業を行っていくこととしています。

○参考指標 B-5：単式蒸留しょうちゅうに係る蒸留廃液の陸上処理割合（単位：％）

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
陸上処理割合	98.2	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）日本酒造組合中央会調

〔施策5〕 独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒税の適正・公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析について独立行政法人酒類総合研究所と連携して行いました。

また、酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、消費者等に対する情報提供や酒類製造業者に対する指導相談を行いました。

〔施策6〕 未成年者飲酒防止対策等の推進

酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類販売管理研修実施団体に対して、酒類販売管理研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて19,728場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、10,194場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型機の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。

○参考指標 B-6：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数（単位：場）

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
確認場数	21,549	21,457	17,543	18,903	19,728

（出所）課税部酒税課調

○参考指標 B-7：酒類販売管理調査場数（単位：場）

事務年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
調査場数	15,426	13,867	10,305	10,490	10,194

（出所）課税部酒税課調

○参考指標 B-8：酒類自動販売機の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
設置台数	内8,943 29,246	内7,688 26,830	内6,652 26,128	内5,605 23,631	内4,577 21,189

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』(平成25年4月1日現在)の公表について」(平成25年11月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/jihanki2013/02.htm>)

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

(注3) 平成22年度は、東日本大震災の影響のため、仙台局を除いた計数となっています。

〔施策7〕 酒類に係る資源の有効な利用の確保

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」において、酒類業者や消費者における酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めたほか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm>) の活用により、リデュース・リユース・リサイクルへの意識の高揚を図りました。

○参考指標 B-9：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

会計年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
説明回数	9,376	8,279	8,617	9,358	7,766

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

○ 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(平成27年1月5日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-263-1111	青森、盛岡、秋田南、 山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野
東京国税局	100-8102	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎第3号館	03-3216-6811	千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	米子、松江、岡山東、 山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	博多、佐賀、長崎
熊本国税局	860-0047	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—

【酒類指導官設置税務署】

【札幌国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番1号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、留萌、稚内、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-90-1451
帯広	釧路、根室、十勝池田	080-0015	帯広市西5条南6丁目1番地	0155-24-2161
北見	網走、紋別	090-0018	北見市青葉町3番1号	0157-23-7151

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、大船渡、水沢、花巻、久慈、一関、釜石、二戸	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭6丁目2番15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町1番23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0033	鶴岡市泉町5番70号	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前1番82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、土浦、古河、下館、竜ヶ崎、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市表町2丁目16番7号	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区営所通二番町692番地の5	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曾	390-8710	松本市城西2丁目1番20号	0263-32-2790

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の3	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部1丁目15番地	0476-28-5151
神田	麹町、日本橋、京橋、芝、麻布、江東西、江東東、江戸川北、江戸川南	101-8464	千代田区神田錦町3丁目3番地	03-3294-4811
品川	荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	108-8622	港区高輪3丁目13番22号	03-3443-4171
東京上野	小石川、本郷、浅草、本所、向島、王子、荒川、足立、西新井、葛飾	110-8607	台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎	03-3821-9001
豊島	四谷、新宿、中野、杉並、荻窪、板橋、練馬東、練馬西	171-8521	豊島区西池袋3丁目33番22号	03-3984-2171
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎	042-523-1181
横浜中	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本2丁目4番3号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引1丁目10番7号	046-221-3261
甲府	山梨、大月、鵜沢	400-8584	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	055-254-6105

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町1丁目4番地	058-262-6131
静岡	清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎	053-555-7111
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤3丁目4番1号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市長久区花表町7番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋2丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鑓屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市湊通丁北1丁目1	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、瀬戸、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、三原、尾道、福山、府中、三次、庄原、廿日市、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
西条	呉、竹原、海田	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0061	高知市柴田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
小倉	門司、若松、八幡、行橋	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
博多	香椎、福岡、西福岡、直方、 飯塚、田川、筑紫、 壱岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、 平戸	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、 天草、山鹿、菊池、宇土、 阿蘇	860-8624	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、 臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、 高鍋	880-8666	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、 種子島、知覧、伊集院、 加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111
大島	—	894-8677	奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

【沖縄国税事務所管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、 名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

e-Tax で利用できる酒税関係の手続について

- 酒類製造業者の方が利用できる主な手続
 - ・ 酒税の納税申告及び納付
 - ・ 酒類の製成及び移出の数量等申告
 - ・ 酒類の移出数量明細書の提出
 - ・ 酒類等の亡失・腐敗の届出 など
- 酒類販売業者の方が利用できる主な手続
 - ・ 酒類の販売数量等報告
 - ・ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告
 - ・ 酒類販売管理者の選任（解任）の届出
 - ・ 酒類蔵置所設置・廃止報告 など



詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
e-コクセイ
☎ 0570-01-5901

イータックス

検索

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時

（土日、祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

（注） 住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、酒税関係手続については、平成28年1月分の申告書や平成27年度分の酒類の販売数量等報告書等から個人番号及び法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

